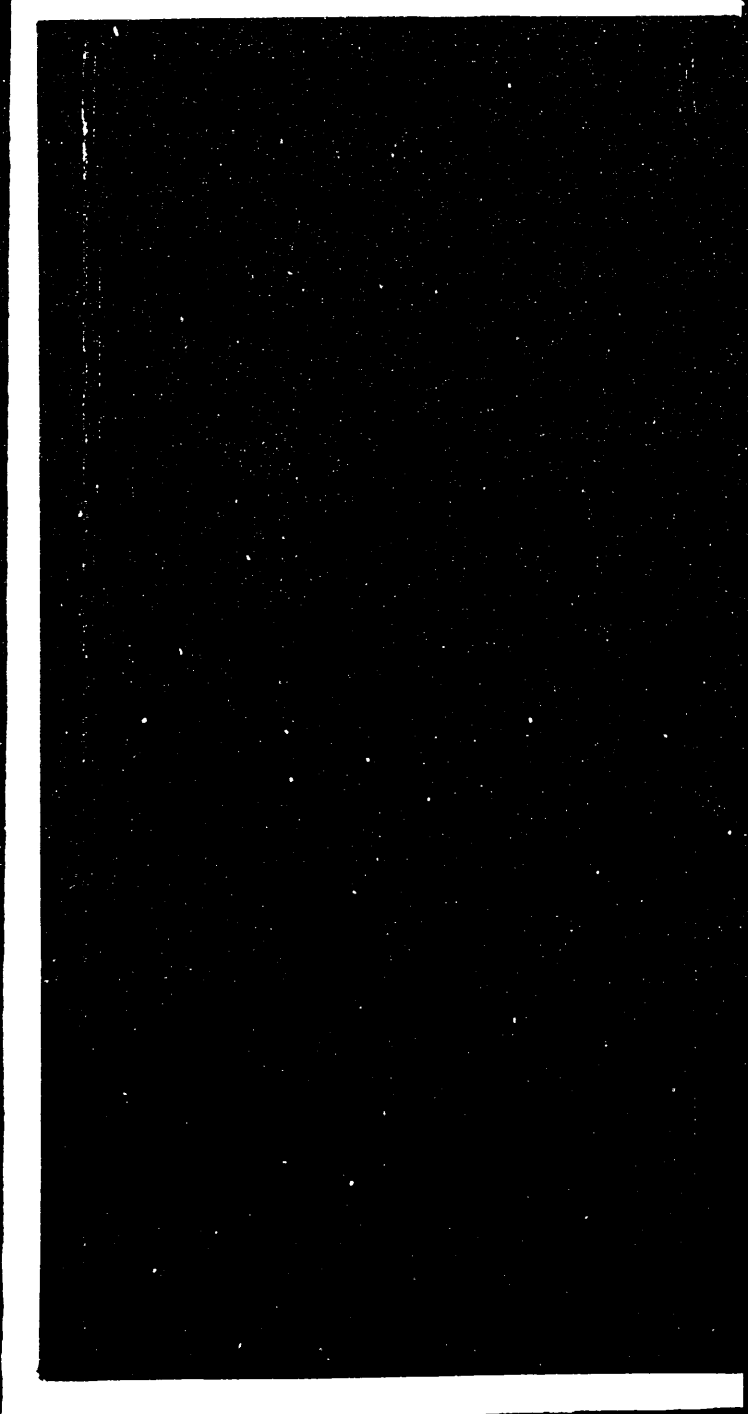
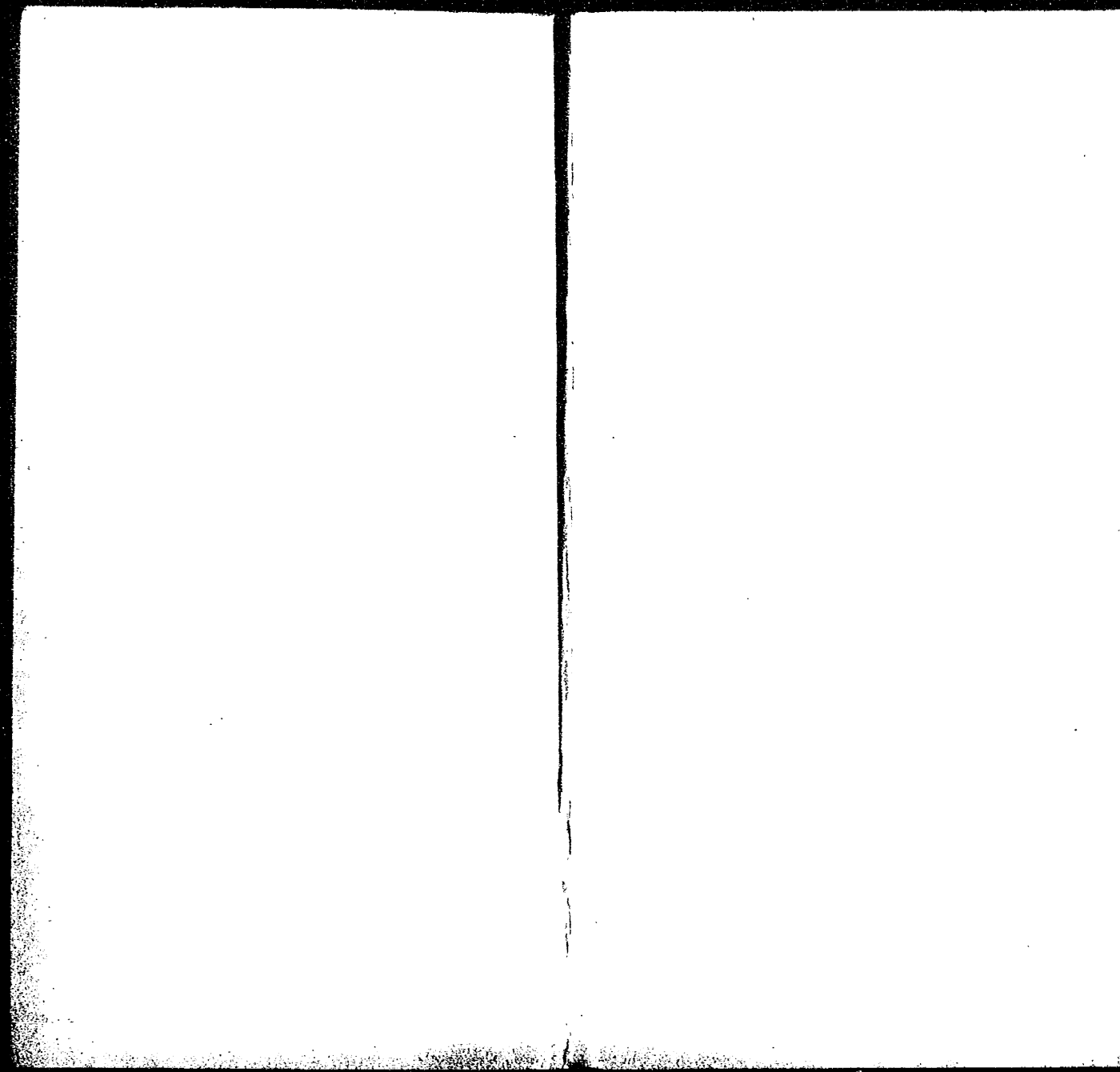


梅大要覽





292
6621
104

樺太願編纂

樺太要覽

昭和二年

一、本書は最近に於ける榊太の事情を廣く紹介せんが爲に編纂したるものなり。

一、本書所載の事項は主として前暦年又は前會計年度のものに據りたり。

一、本書中大正十五年は昭和元年 大正十五年は昭和元年 昭和元年は昭和元年と記せり。

榊太要覽目次

第一章 總論

第一節 領有の沿革	一
第一款 松平氏及幕府の探検施設	一
第二款 露國の東使と榊太の恢復	二
第二節 經營施設	六
第一款 千鳥榊太交換以前	六
第一項 幕府時代	六
第二項 開拓使時代	八
第二款 軍政施設	一〇
第一項 軍政署時代	一〇
第二項 民政署時代	一一
第三款 榊太廳の設置及官制改正	一三

目次

第二章 地誌

目次

第一節 位置及面積……………三

第二節 地勢……………三

第三節 地質……………三

第四節 主要市街地……………豊原町、大泊町、落合町、知取町、本斗町、真岡町、泊居町……………三

第五節 氣象……………三

第一款 概説……………三

第二款 氣溫、氣壓及風……………三

第三款 溫度、降水及霜雪……………三

第四款 海霧及海水……………三

第六款 戶口……………三

第三章 交通通信……………三

第一節 交通……………三

第一款 道路……………四

第二款 鐵道……………四

第三款 港灣……………大泊港、真岡港、本斗港、船入淵……………五

第四款 航路……………五

第一款 樺太廳命令航路……………内地北海道線、沿岸線……………五

第二款 遞信省命令航路……………三

第三款 鐵道省連絡線……………三

第四款 社外線……………三

第五款 航路標識……………三

第六款 驛……………三

第二節 通信……………三

第一款 概説……………三

第二款 郵便……………三

第三款 爲替貯金……………三

目次……………三



第四款 電 信	四
第五款 電 話	六

第四章 自治行政

第一節 自治制施行の沿革	七
第二節 町 村	八
第一款 概 説	八
第二款 町村の事務	八
第三款 町村評議會	八
第四款 町村吏員	八
第三節 町村の財政	八
第五章 財政及金融	六
第一節 財 政	六

第一款 概 説	六
第二款 歳 入	六
第一項 租 税	六
第二項 租税外收入	六
第三款 歳 出	六
第二節 金 融	六

第六章 教 化

第一節 教 育	二〇
第一款 概 説	二〇
第二款 初等教育	二二
第三款 中等教育	二二
第四款 教員養成及其他の教育施設	二二

目次

六

第一項 教員養成……小學校教員講習所、樟太廳高等女學校、教員の指導教養……………一三〇

第二項 其他の教育施設……………一三二

第二節 社會事業……………一三三

第三節 神社及宗教……………一三〇

第一款 神社……………一三一

第二款 宗教……………一三一

第七章 兵 事……………一三四

……海軍募兵、在郷軍人、軍隊と地方との關係……………一三四

第八章 殖民及農業

第一節 土地……………一三五

第二節 移民……………一三〇

第一款 概説……………一三〇

第二款 農業移民……………一三五

第三款 農 業……………一三四

第一款 概 説……………一三四

第二款 農畜産物……………一三四

第四節 畜 産……………一三四

第五節 試験及調査……………一三二

第一款 概 説……………一三二

第二款 農事に関する試験及調査……………一三二

第三款 農藝化學に関する試験及調査……………一三二

第四款 畜産に関する試験及調査……………一三二

第九章 鑛 業

第一節 概 説……………一三七

第一款 鑛業制度……………一三七

目次

七

第二款 義務履行の状況

第二節 鐵物

第一款 石炭

第二款 石油

第三款 鐵業

第一款 鐵業の現況

第二款 鐵業の將來

第十章 林業

第一節 總説

第二節 森林の利用

第三節 森林保護

第四節 森林調査

第五節 林業試験

第六節 官行研伐

第一款 概説

第二項 事業の開始

第三項 事業の計畫

第四項 事業の組織

第二款 事業の概況

第三款 事業の成績

第十一章 水産業

第一節 總説

第二節 漁業並に水産製造

第三節 水産物検査

第四節 水産に関する組合

第五節 水産に関する試験及調査.....三三

第一款 概説.....三三

第二款 試験及調査.....三三

第一項 漁撈.....三四

第二項 水産製造.....三五

第三項 水産養殖.....三六

第十二章 商工業.....三五

第一節 商業.....三五

第二節 工業.....三五

第三節 外國貿易.....三六

第四節 商業會議所.....三六

第五節 度量衡.....三六

第十三章 警察

第一節 總説.....三六

第一款 沿革.....三六

第二款 警察機關の配置.....三七

第三款 警察官吏の教養.....三七

警察官練習所、その他.....三七

第二節 行政警察.....三七

第一款 保安警察.....三七

工場、原動機、労働者、危険物取締、建物火災、林野火災、消防.....三七

第二款 風俗警察.....三八

第三款 交通警察.....三八

第四款 營業警察.....三八

第三節 司法警察.....三八

第十四章 醫事衛生

第一節 總説.....三九

目次

第二節 醫療機關

第一款 醫院

第二款 醫師、齒科醫師、其他

第三款 救急機關

第四節 藥品

第五節 海港檢疫

第六節 檢 疫

第七節 飲料水及冰

第一款 上 水

第二款 清涼飲料水

第三款 水

第八節 傳染病

第九節 汚物排除

第二節 醫療機關	五九
第一款 醫院	五九
第二款 醫師、齒科醫師、其他	六一
第三款 救急機關	六一
第四節 藥品	六三
第五節 海港檢疫	六四
第六節 檢 疫	六四
第七節 飲料水及冰	六五
第一款 上 水	六五
第二款 清涼飲料水	六六
第三款 水	六七
第八節 傳染病	六七
第九節 汚物排除	六八

第十五章 法 制

第十六章 司 法

第一節 法 院

第二節 裁判所

第三節 供託事務

第四節 刑務所

第十七章 公共施設

第一節 水 道

第二節 電氣事業

第十八章 土 人

第一節 總 説

目 次

第十五章 法 制	一〇九
第十六章 司 法	一一〇
第一節 法 院	一一〇
第二節 裁判所	一一〇
第三節 供託事務	一一〇
第四節 刑務所	一一〇
第十七章 公共施設	一一一
第一節 水 道	一一一
第二節 電氣事業	一一一
第十八章 土 人	一一二
第一節 總 説	一一二
目 次	一一三

目次

一四

第二節 種族及戶口	三〇
第三節 風俗習慣	三〇
第一款 概説	三〇
第二款 衣食住	三三
第三款 社會及家族關係	三六
第四款 經濟及法律關係	三八
第五款 娛樂及祭禮	三九
第四節 文化	三〇
第一款 教育	三〇
第二款 衛生	三三
第五節 産業	三三
第六節 教	三三

挿入寫真目次

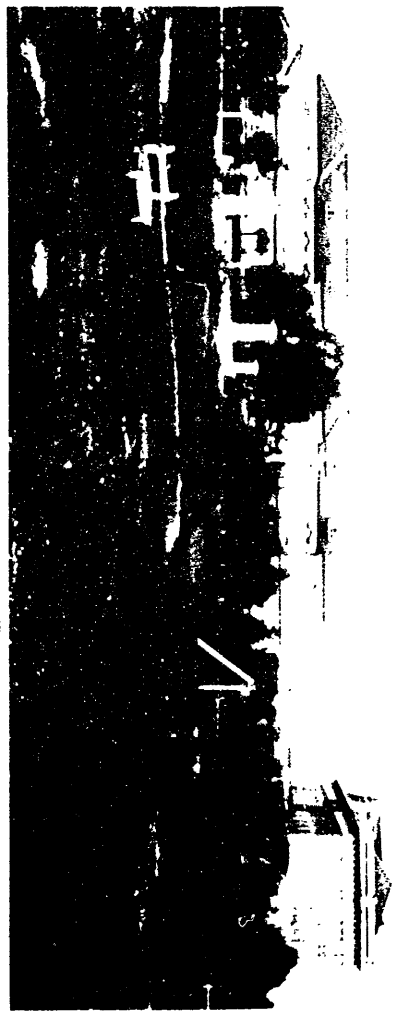
一五

樟太廳	二〇頁ノ次
國境標	二六頁ノ次
豊原市街	四四頁ノ次
内河橋	四八頁ノ次
豊原驛	五四頁ノ次
大泊港棧橋	六二頁ノ次
豊原郵便局	八〇頁ノ次
豊原公會堂	一〇八頁ノ次
豊原第一尋常高等小學校	一四四頁ノ次
樟太廳眞岡中學校	一八八頁ノ次
樟太廳大泊高等女學校	二三〇頁ノ次
樟太神社	三三六頁ノ次
農村部落	三三六頁ノ次

目次

一六

養真場	一六〇頁ノ次
神大農事試験場	一六二頁ノ次
炭礦	一七二頁ノ次
森林	一九六頁ノ次
流送木材止場	二〇六頁ノ次
海豹島	二一六頁ノ次
蠶繭製造實況	二二六頁ノ次
神大煙水庫試験場	二三二頁ノ次
真岡市街	二四四頁ノ次
パルプ工場	二四五頁ノ次
豊原商會議所	二六二頁ノ次
神大監豊原醫院	二七八頁ノ次
神大地方裁判所	二九二頁ノ次
豊原上水道水源池	三〇八頁ノ次
土人部落	三二〇頁ノ次



豊原市街

樺太要覽

昭和3年2月寄贈

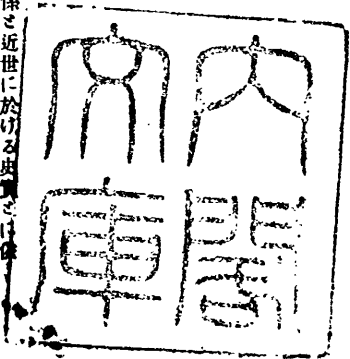
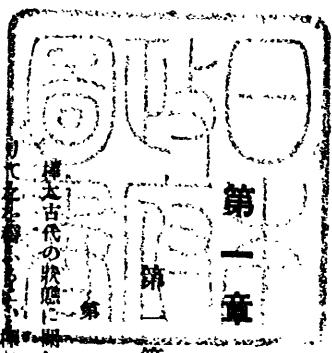
第一章

總論

第一節 領有の沿革

第 一 款

松前氏及幕府の探検施設



樺太古代の狀態に關しては文献の徵すべきものなしと雖も、自然の地理的關係と近世に於ける史實とは、  
切てを離れず、樺太の先住者は北海道より移住して南部に居を構へるアイヌ族と、山丹地方より渡り北  
部に繁殖せる山丹族即ち今のギリナーク、オロチヨン等の祖先なることは想像するに難からず。然れども彼  
等は單に移住したりと云ふに止まり、唯水草を逐ふて遊牧を事としたるに過ぎず。其の統治權の轉歸に關し

總論

一



ては史乘明確を缺くも、之を邪領として認むるに在りたるは文祿二年豊臣秀吉の松前慶廣に對する蝦夷地統轄の公許及寛永以後に於ける松前氏の樺太探検施設に始まる。

松前氏は寛永以後屢次家臣を派遣して樺太を視察探検せしめたるが、土人の漁業に従事する者尠からざるのみならず奥羽地方より渡來して漁撈を業とする者漸を逐ひ増加せるを以て、寛政二年にはシラメシ(白主)、クシュンコタン(大泊浦)等に勤務所を設け、藩吏を派して之が保護取締に任ぜしめたり。然れども當時に於ては國防警備に關して未だ何等の施設なく、勤務の藩吏も僅に漁期中のみ在動するに過ぎざりき。然るに北隊に於ける露國との交渉頻々頻繁を加へ事懸漸く多事ならんを以て、幕府に於ては天明五年以降松本秀持其の他を相隨て特派して蝦夷各地を調査探検せしめ、其の進言獻策に依り之が經營の實を擧げ斯くて管轄統治の端を啓けり。

第二款 露國の東侵と南樺太の恢復

露國の東方經略は素々其の祖宗の遺業歴代の國是に基くものにして、其の西比利亞より貝加爾以東に進出

し、更に清國と尼布楚條約を結びてスタノボイ山脈以西の地を得たるは實に西歷一六八九年(元祿二年)なり。越えて一八四七年(弘化四年)海軍中將ムラヴィヨフを東部西比利亞總督に任じて今の黒龍江及沿海縣を略し一八五八年(安政五年)愛理條約を締結して黒龍江以北を併せ、一八六〇年(萬延元年)北京條約を締結したるの故を以て烏蘇里江東の地を獲たり。

斯くて東方沿邊の基礎定まるや更にベーリヤング海峽を涉りて北米大陸のアラスカ地方に其の驥足を伸す。共に、一方千島に南下して我が北門を窺ふにせり。北方の危懸斯の如く急なるに而かも松前藩の北方經營は唯だ名あるのみにして其の實之に伴はず。勘察加を根據せざるコサツクは千島列島竝に樺太との間を往來して其の動靜を窺ひ、黒龍江口を地盤とせる露人は北部樺太より侵入して漸次南下せり。

露國は斯くして其の勢力の伸張に努むるに共に、一方一七九二年(寛政四年)ラツクスマンをして我が漂流民を伴はしめて我が國に派し交易を請ふも成らず、一八〇四年(文化元年)レザノフ再び修交を求めて來りしが是亦幕府の拒む所となれり。然るに露國は一八五三年(嘉永六年)三度水師提督ブウチヤチンを派して一は和親通商を求め、一は樺太に於ける日露國境劃定の事を議せしむ。

我が交渉委員は大目付筒井肥後守政憲及勘定奉行川路左門尉聖顯にして、プウチヤナンは千島の擧提以北及亞麻灣沿岸の一部を除くの外樺太の全土を露領なりと云ひ、我が委員は北緯五十度緯境界を主張して譲らず、露に交渉遅々として抄らず在舊三年に亘り、遂に所謂下田條約に依り千島の擧提以南を邦領とし得權以北を露領と認めたるが、樺太の境界に就ては決定するに至らず唯從來の儘として終結せり。亞で一八五九年（安政六年）東部西比利亞總督ムラヴィヨフは愛理條約の例を試みんとして渡來し、極めて強硬なる態度を以て樺太全島を露領なりと主張せるが、我が委員遠藤但馬守及酒井右京亮等之を峻拒したる爲め遂に其の目的を達する能はずして空しく歸れり。越えて一八六一年（文久元年）我國は修好の爲め國使として外國奉行竹内下野守、松平石見守、京師能登守等を歐洲各國に派遣し、露國に對しては特に樺太の境界劃定を提議せしめたり。

此の交渉に際し露國は初め樺太露有を唱へ後北緯四十八度線を主張し、我が委員は北緯五十度線を固持して相譲らず、依つて翌年を期して兩國の使節を樺太に會せしめ、實地に山河の形勢を視察し之に従つて協定せんことを約せし、當時幕末の紛擾其の極に達し外事を顧みざる暇なく、遂に之が履行を見ること能はずして止みたり。

幕府は一八六六年（慶應二年）再び小出大和守及石川駿河守を露都に派し、誠に提議せる北緯五十度線劃定の實行を迫らしめたるも議合はず、従前の通り漫然日露兩國の所屬として之が假條約を締結し、一八七二年（明治五年）露國代理公使ピオツォフの來りて樺太に關し協定を試むる所ありしも議熱せざりき。

外務卿副島種臣は樺太の買取を描唱し力説大に努めたりしが、偶々開拓使次官黒田清隆の樺太拋棄の建白政府の容るゝ所となり、一八七四年（明治七年）駐露公使榎本武揚は政府の命を受け之が交渉に任じ、一八七五年（明治八年）遂に千島樺太交換條約を締結するに至れり。

露國の東方經略は既述の如しと雖も、其の勢力は日清戰役の後更に滿洲を南下して朝鮮を脅かせる結果日露兩國は遂に干戈相見ゆるに至り、一九〇五年（明治三十八年）十月ポーツマス條約に依り樺太南半は永遠に我が領有に歸したることは尙ほ人の耳目に新なる所なれば茲に詳記せず。

### 第二節 經營施設

#### 第一款 千島樺太交換以前

##### 第一項 幕府時代

樺太の經營は當初松前藩之に當リクシユンコタン(大泊浦)シラキシ(白主)等に勤番所を設け、夏期間のみ藩吏を派して保護取締に任じたるが、露國の東侵により北邊の情勢漸く多事ならんとし、松平定信等は北境の保全開拓の閉却すべからざるを高唱す。依つて幕府は天明五年勘定奉行松本秀持等を派遣して蝦夷各地を視察せしめたりと雖も何等積極的施設を見ず、一方露國は倍々暴威を逞ふし北方の形勢愈々急なり。書院番頭松平信濃守忠明は屢次北邊の事態の忽にすべからざるを上書して當路を激勵せるが、寛政九年に至り先づ之を實地に監察せしめ其の復命を得て施設することに議決し、翌寛政十年目付渡邊胤、使番大河内政壽、勘定吟味役三橋成方を監察使として簡派し、其の復命を待ち同年末松平忠明を抜擢して蝦夷地行政を統督せしめ之に勘定奉行石川忠房、目付羽太庄左衛門正業及大河内政壽、三橋成方等を配する外、幕府に蝦夷地掛

を置きて若中戸田兼女正氏敷、若年寄立花出雲守種周等之を監し、東蝦夷地を七箇年を限り上地せしめて幕府直接之が經營に當れり。

寛政十一年蝦夷地統治の大本を確立し、戸田氏敷の蝦夷地掛を解きて若中連帶之に任ずることとなり、蝦夷地經營漸く其の緒に就きたるを以て享和二年東蝦夷地を永久上地せしめ、箱館に蝦夷地奉行を置き新に納戸頭戸川筑前守安倫、羽太安壽守正業を奉行に任じて松平忠明以下の職を解き、彼蝦夷地奉行を箱館奉行と改め蝦夷地統轄の陣容漸く整ひたりと雖も尙大勢は之を以て止むべくもあらず、文化四年遂に西蝦夷地及北蝦夷地(樺太)をも上地せしめ遂に蝦夷地全部を幕府の直轄とし、翌文化五年松田傳十郎及間宮林藏に命じて樺太を調査見分せしむると共に奥羽の大藩をして之が守備に任せしむ、即ち文化五年には會津藩之に當り翌文化六年より津輕藩之に代る。

然るに之より先歐洲に於ける國際紛争の爲め極東の事態稍小廉を保ちたるを以て、文政四年幕府は其の施設する所を守り邊要の警備を嚴にすべきことを命じて松前氏を蝦夷地に封じ再度其の所領に復せしめたり。

茲に於て松前藩は樺太に毎年藩吏を派して土人の戸口を調査し、海岸を測量して甲種を明かにし、漁業を



獎勵する等段意經營に努めたり。然れども内外の形勢は斯る消極的施設の永續を許さず、偶々神奈川條約の結果其の必要を叫ばれ、安政元年幕府は箱館及其の附近の地を收めて箱館奉行を置き、勘定吟味役竹内清太郎保徳及堀内正利熙を奉行に任じたが、滔々たる中外の大勢は幕府を刺撃し、遂に安政二年松前氏に令して再び蝦夷地一帯を上納せしめ之を幕府直轄せり。

樺太は箱館奉行の管轄に屬シシムンコタン(大泊浦)に調役を、シラメシ(白土)、四トシナイ(真岡)其他の要地に調役下役、同心等を配置し、萬延元年以後は組頭駐在して行政を擔當し、警備は始め秋田藩之に任じたりしが後仙臺、會津、庄内及秋田の四藩をして二藩宛隔年交代之に當らしめたり。歴代の奉行は屢次渡航し島内の實狀を視察して土人を撫育指導し、道路を修築し航路を開きて交通運輸に便し、漁業を獎勵する等經營大に努めたるも、時恰も幕末に際し内憂外患頻發して幕府の威信殆ど地に委し治績の見るべきものなかりき。

第二項 開拓使時代

明治元年四月箱館に裁判所を置き待從清水谷公考を總督に任じて箱館奉行に代らしめたるが、同四月之を

廢して箱館府とし清水谷公考を府知事に任じ、翌明治二年六月清水谷公考を罷り鍋島直正に蝦夷開拓督務を命じ、亞で七月箱館に開拓使を置き鍋島直正を長官に任じ蝦夷地一般の行政を統督せしむ。

樺太には明治元年八月樺州事岡本監輔命を奉じて楠溪に駐し、此の地に公議所を置き地方に出張所を設けて樺太の行政事務を統轄す。

明治三月二月開拓使を北海道開拓使(明治二年八月廢夷)及樺太開拓使に分離獨立せしめ、五月兵部大丞黒田清隆北海道開拓使次官に任じ兼て樺太開拓使の事務を擔當す。

是より先岡本監輔は諸般の施設を改善し鋭意土人の撫育産業の開發に努め治績稍見るべきものありたるが偶々樺太南部に根據を築くべく機會を窺へる露國は我が維新の紛擾を聞き知して機乘すべしと爲し、明治二年六月露兵は突如所泊(大泊)に強行上陸し、我が勸告を肯せず暴逆を振舞ひて恣も憚る所なかりしを以て岡本監輔は蒼皇上京して北方の急を政府に報じ保境の緊要を力説大に努めたり。

然るに開拓使に新任せる黒田清隆は先づ北海道の開拓を遂行し、而して後樺太に及ぶべしと爲し樺太の種極的施設を肯せず、岡本監輔等聯合はざるを以て明治三年閏十月遂に其の職を辭し、樺州官長谷部辰連岡本



監督の後を襲ひ、監事職基之を扶く。

明治四年八月樺太開拓使を北海道開拓使に合併して開拓使と稱し、明治五年八月クシユンコタン（大泊浦）の公議所を廢して樺太支廳を置き出張所を増設し、明治六年八月には黒田次官開拓使長官に任じたるが施設の見るべきものなく、我が勢力は愈々萎微し露國の勢力を倍々増長せしめたるのみならず黒田開拓使長官の樺太抛棄建議となり、外務卿副島種臣の樺太買収論も政府の容るゝ所ならず、明治八年五月樺太島は遂に千島列島と交換せらるゝに至れり。

第二款 軍政施設

第一項 軍政署時代

明治三十八年七月我が獨立第十三師團の樺太を占領すや、軍事上の必要及占領地の安寧秩序を保持する爲め臨時的軍政を施行せり。即ち軍政署をコルサコフ（大泊）に設け軍政署に軍政長官及軍政委員を置き、軍

政長官は占領軍司令官之を兼ね軍政を統轄し、軍政委員は軍參謀其の他の職員を以て之に充て軍政事務を擔當す。占領地域を數箇の假軍政區管に分ち假軍政區管に軍政區署を置き、軍政委員長及軍政委員を配置し軍政の執行に任ず。

軍政長官は立法、司法、行政の權を行ひ、軍政委員は軍人を以て之に充て、特異の組織を以て百般の事項を裁斷し占領地の安寧秩序保持に努めたり。

軍政區署は最初コルサコフ（大泊）に置き、占領地域の擴大するに従ひ逐次増設してウラジミロフカ（豊原）カルキノウラスコエ（落合）、マツカ（眞岡）の四箇所に及びたるが、其の期間は僅々一箇月餘に過ぎざりき。

第二項 民政署時代

民政署は樺太占領草創時に於ける軍政署の後を承け、明治三十八年八月二十八日軍令第一號に依り樺太民政署をアレキサンドルフスク（同年九月コルサコフに移轉）に支署をコルサコフに置き、軍令第二號を以てコルサコフ、ポロアントマリ（大泊）ヘルツヤバード（一ノ澤）及其の附近に民政を布きたるに始まる。



民政署は明治三十八年勅令第百五十六號占領地民政署ノ職員ニ關スル件に依り編制せられ民政長官、事務官其の他の職員を置く。

樺太軍司令官(後樺太守備隊司令官以下同じ)は軍令を發して各種の規則を制定し、民政署司法委員條例を定めて民事刑事事件を審判せしむる外一般民政を統督して立法、司法及行政の權を行ひ、民政長官は軍司令官に隸し民政事務を統轄し、支署長は事務官を以て之に充て民政事務の執行に任じ、茲に組織的機關の樹立を見新版圖の秩序漸く其の緒に就きたり。

民政署統治は其の期間長からずと雖も百事草創の時に際し、其の施設頗る多端にして後に於ける樺太廳統治の基礎を爲せるものと云ふべし。今民政署、民政署支署及支署出張所を示せば左の如し。

樺太民政署	民政署	民政署支署	支署出張所	設置年月日
コルサコフ(大泊)支署	民政署	支署	出張所	明治三十八年八月二十八日
				明治三十八年八月二十八日
				明治三十八年九月十四日

ウラジミロフカ(豊原)支署	ネロアントマリ出張所	不詳
マツカ(真岡)支署	カルキノウラスコエ(落合)出張所	明治三十八年九月十四日
	ナイヨロ(内路)出張所	明治三十九年七月二十五日
	クステンナイ(久春内)出張所	明治三十八年十月二十五日
		不詳

第三款 樺太廳の設置及官制改正

占領後の軍政に關しては既述せる所なるが、斯くて新領土の庶政其の緒に就きたるを以て明治四十年三月勅令第百三十三號樺太廳官制の公布あり同年三月三十一日限り軍政を撤廢し、四月一日より豊原に樺太廳を設置せらる。即ち樺太廳長官は一般行政事務を管理し、司法事務に關し新に裁判所を設け、守備隊司令官は單に軍事のみを統理することとなり。

總論

一四

長官は内閣總理大臣(自明治四十年四月至明治四十二年六月は内務大臣)の指揮監督を承け法律命令を執行し部内の行政事務を管理す。

初め廳に長官官房、第一部及第二部を置き、第二部に拓殖、土木、鑛業、森林、農業及牧畜に關する事務を掌り第一部は以上を除きたる以外の助長行政事務並に警察及衛生事務をも管掌せり。其の後樺太廳官制改正の主なる沿革を擧ぐれば左の如し。

- 一、明治四十二年五月 第一部より警察及衛生に關する事務を分離し第三部を設く。
  - 一、大正二年十二月 第一部、第二部、第三部を内務部、拓殖部、警察部に改む。
  - 一、大正三年十一月 拓殖部を廢し拓殖部の事務は内務部に移る。
  - 一、大正七年六月 拓殖部設置、支廳より警察及衛生に關する事務を分離し警察廳及警察分署を置く。
  - 一、大正十一年十月 支廳出張所廢止。
  - 一、大正十三年十二月 拓殖部を廢し、支廳出張所を置き、拓殖部の事務は内務部に移る。
  - 一、昭和二年六月 農林部を設置し警察分署を廢止す。
- 樺太廳管内須要の地に支廳を置き管内行政事務を掌理せしむ。當初支廳長は警察廳を有し警察及衛生事務の

執行に任じたるが、大正七年六月警察廳及警察分署を設置し専ら其の執行に當ることとなり。

尙支廳管内須要の地に支廳出張所を置き支廳の事務を分掌せしむ。支廳出張所は大正十一年十月一度廢止せられたるが大正十三年十二月復活せり。

現在の支廳及支廳出張所を擧ぐれば左の如し。

支廳	支廳出張所	設置年月	備考
豊原支廳		明治四十年四月	
大泊支廳		明治四十年四月	
	留多加出張所	大正十三年十二月	大正十一年十月留多加支廳設置せられたるが大正十三年十二月之を廢し出張所とせり
本斗支廳		大正十一年十月	
真岡支廳		明治四十年四月	始め名好に在りて名好支廳と云ひしを大正二年六月久春内に移し久春内支廳に改め、更に大正七年六月泊居に移轉泊居支廳と改稱せり
泊居支廳		明治四十一年十二月	

總論

一五

總論

鶴城出張所

大正十三年十二月

大正十一年十月

明治四十一年十二月

大正十一年十月鶴城支廳設置せられたる  
が大正十三年十二月之を廢し出張所とせ

元泊支廳

教香支廳

外に支廳出張所九箇所ありたるが大正十一年十月支廳増設の際廢止せられたり。

樺太監官制

第一條 樺太ニ樺太監ヲ置ク  
第二條 樺太監ニ左ノ職員ヲ置ク

長官	三人	勅任
部長	三人	奏任
支廳長	七人	奏任
支廳長	二人	奏任
技師	五人	奏任

屬	專任百二十人	列任
視學	專任四人	列任
醫部	專任十二人	列任
技手	專任六十二人	列任
森林主事	專任七十七人	列任
警部補	專任十七人	列任

敬習中ノ森林主事ハ之ヲ前項定員ノ外トス

第三條 長官ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便電信及電話ニ關スル事務ニ付テハ逋信大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ關スル事務ニ付テハ商工大臣ノ監督ヲ承ク

第四條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ命令ヲ發シ之ニ三月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第五條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ師團長ニ移讓シテ出兵ヲ請フコトヲ得

總論



- 第六條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ内閣總理大臣ニ具狀シ列任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ
- 第七條 長官ハ所部ノ高等官ノ懲戒ヲ内閣總理大臣ニ具狀シ列任官以下ノ懲戒ハ之ヲ行フ
- 第八條 長官所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得
- 第九條 長官事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ部長其ノ職務ヲ代理ス
- 長官及部長共ニ事故アルトキハ内閣總理大臣ニ於テ他ノ高等官ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ代理セシム
- 長官ハ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得
- 第十條 長官ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ所轄官廳ニ委任スルコトヲ得
- 第十一條 樞太廳ニ長官官房及左ノ三部ヲ置ク
  - 内務部
  - 農林部
  - 警察部
- 長官官房及各部ノ事務分掌ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ長官之ヲ定ム
- 第十二條 樞太廳管内須要ノ地ニ樞太廳支廳ヲ置ク其ノ名稱位置及管轄區域ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ

長官之ヲ定ム

- 第十三條 部長ハ長官ノ命ヲ承テ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス
- 第十四條 警察部長ハ事務ヲ執行ニ關シ長官ノ命ヲ承テ警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス
- 第十五條 事務官ハ上官ノ命ヲ承テ事務ヲ分掌ス
- 第十六條 支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承テ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス
- 第十七條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得
- 第十八條 支廳長事故アルトキハ其ノ職務ノ上席屬其ノ職務ヲ代理ス
- 第十九條 支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得
- 第十九條ノ二 警視ハ上官ノ命ヲ承テ警察及衛生ニ關スル事務ヲ掌理シ部下ノ警部警部補及巡查ヲ指揮監督ス
- 第二十條 技師ハ上官ノ命ヲ承テ技術ヲ掌ル
- 第二十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承テ庶務ニ從事ス
- 第二十二條 視學ハ上官ノ指揮ヲ承テ學事ニ關スル視察及事務ニ從事ス
- 第二十三條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承テ警察及衛生ノ事務ニ從事シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス



第二十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第二十五條 (削 除)

第二十六條 (削 除)

第二十七條 森林主事ハ上官ノ指揮ヲ承ケ營林及林野保護ノ事務ニ従事ス

第二十八條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第二十九條 長官ハ支廳ノ本務ヲ分掌セシムル爲支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

長官之ヲ定ム

第三十條 支廳出張所長ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第三十一條 樺太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク。其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

第三十二條 警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ地方ノ狀況ニ依リ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

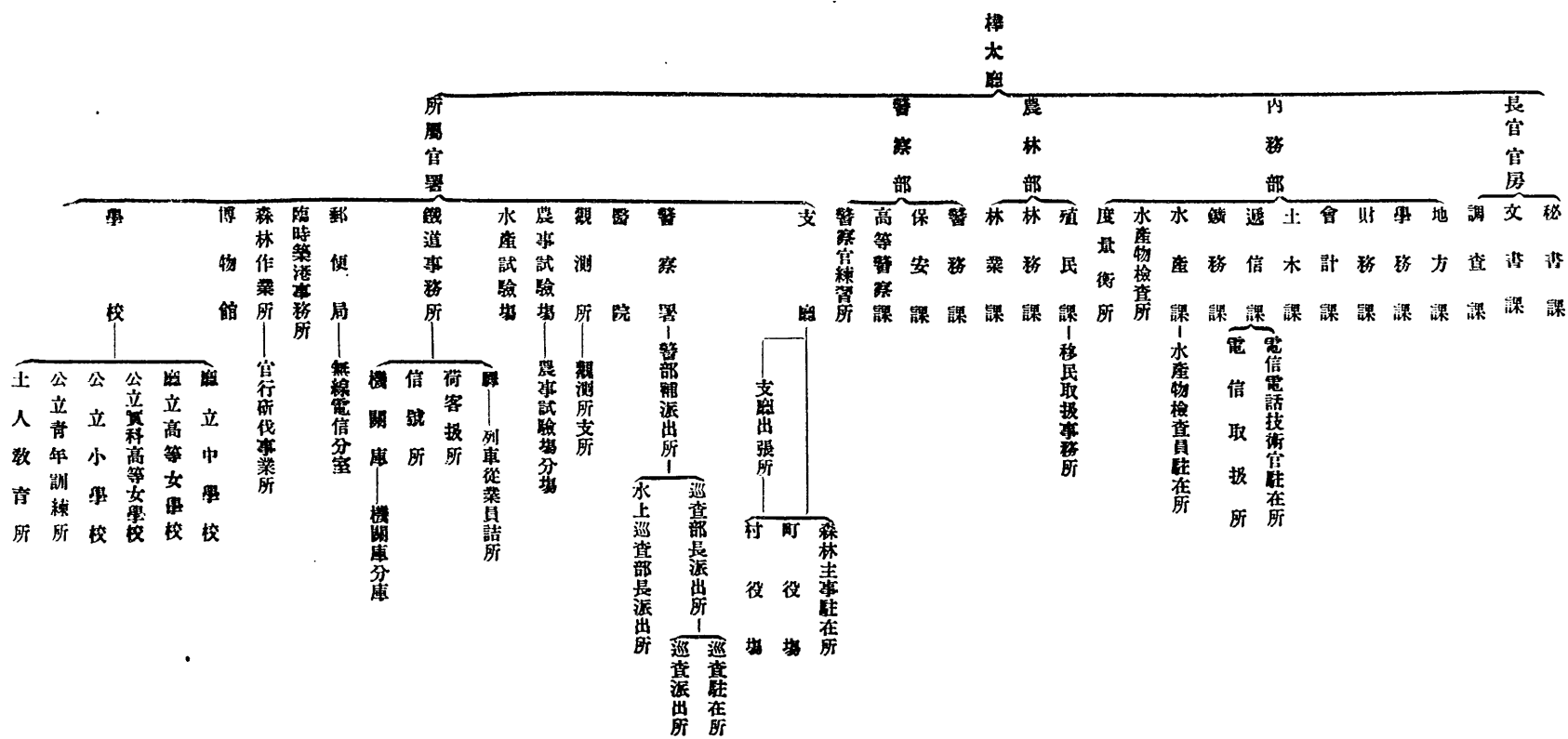
警察署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察及衛生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第三十三條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク列任官ノ待遇トス

巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第二十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス  
 第二十五條 (前 除)  
 第二十六條 (前 除)  
 第二十七條 森林主事ハ上官ノ指揮ヲ承ケ森林及林野保護ノ事務ニ従事ス  
 第二十八條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス  
 第二十九條 長官ハ支廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲メ支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム  
 第三十條 支廳出張所長ハ屬下ノ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス  
 第三十一條 樺太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク、其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム  
 第三十二條 警察署長ハ警部補ヲ以テ之ニ充ツ但シ地方ノ狀況ニ依リ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得  
 警察署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察及衛生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス  
 第三十三條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク列任官ノ待遇トス  
 巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

樺太廳及所屬官公署を表示すれば左の如し。



裏面白紙



(正 面)

旗

圖

(南 面)



## 第二章 地 誌

### 第一節 位置及面積

本島はオホツク海と日本海との間に介在して南北に延び、西は僅に四渾の間宮海峡を隔て、沿海州に對す南端西能登呂岬は北緯四十五度五十四分に位し、峡間約二十三哩の宗谷海峡を隔て、北海道宗谷岬と相呼應し北端エリザベス岬は北緯五十四度二十分に位せり。南北二百四十里。東西七里乃至四十里餘、其の面積約五千餘方里にして北海道本島に匹敵す。即ち邦領樺太は其の南半にして北緯五十度を以て露領樺太と境し延長百十六里餘、幅員七里乃至四十里、其の面積約二千三百三十九方里にして臺灣より稍大なり。

### 第二節 地 勢

本島は地質及地質に由り之を東部山地帯、中央低地帯、及西部山地帯、の三地帯に區別するを得べし。

地 誌

西部山地帯 西部山地帯の脊骨と成れる幾多の連疊せる山嶽は所謂西樺太山脈にして、概ね南北に延び平頂を有し、幾條の深谷を以て南北に斷續す、本山脈は五十度以南に於ては四十九度半附近に於て屹然最高峯（敷香嶽）を爲し海拔約四千餘尺に達す、四十八度以南に至るや漸く下り、最狭部たる直縫、久春内附近に於て最も低し、雖も再び上りて野田嶽、留多加嶽等の高峯を爲せり。本山脈の東西兩側には丘陵性の山地塊を呈して起伏し、西海岸及登帆より真縫に至る東海岸に於ては是等低山地上に火山岩より成れる高峰南北に併立して直に海に臨めり。

東部山地帯 東部山地帯は多來加灣頭より釜濱に至る間海中に没するを以て南北に二分す、北部は東北山脈と稱し五十度附近に於て幅廣く海拔二千尺に達する所あり。西南は多來加湖の北方に於て絶え、東南は船越に於て没し、再起して一連の山丘北知床半島と爲り遠く南方に突出す。本地帯の南半には海拔三千五百尺の鈴谷山峰を有する鈴谷山脈其の脊骨と爲り、南は樺太高原と爲り、東南は富内、池邊嶺等の諸湖を湛へたる遺留低地を以て一度斷絶し、再び中知床半島を起して海拔約二千尺に達する山地となりて南走し中知床岬に至りて海中に没す。

中央低地帯 中央低地帯は東側に於ける東部山地帯の中絶するや、幌内河口附近より釧路附近迄の間は海面下に没し爲めに南北二低地に分たる。北中央低地帯はツイミ、幌内兩川の流域にして其の長さ約七十餘里五十度以南邦領に屬する部分に長き約二十八里幅約五里乃至八里とす。其の大部分は所謂ツンドラと稱する一種の低濕地にして、厚層の泥炭上に厚き蘚苔類密生し、倭小なる落葉松點々疎生するのみにして、沼澤多き階段的平地なり。然れども幌内河畔の兩側及其の支流の兩岸には柳、どろ、椴松、蝦夷松及落葉松叢生し、或は階段的平地の乾燥する部分に於ては往々白樺の純林を見る、斯の如く幌内河の兩側に展開するツンドラは寂漠荒茫たる濕地なりと雖も、其の地方に住するオロチオン及ヤリヤークに對して馴鹿の好放牧地なり。南中央低地帯は釧路附近より鈴谷河口附近に至る約二十二里に亘れる平野にして、北中央低地帯に於けるが如き泥炭の厚層なく、土地豊饒にして農牧に適し、良好なる部分に既に之を開墾して幾多の農村處々に發達せり。

河川 河川の主なるものは概ね南流又は北流す。東海岸に注ぐものに幌内川、内淵川。亞庭灣に注ぐものに鈴谷川、留多加川。西海岸に注ぐものに泊居川、野田川、名寄川、惠須取川等あり。



湖沼 西部山地帯より東側に多來加湖、白鳥湖、富内湖、遠淵湖、和愛湖等ありて、西側には來知志湖あり。

### 第三節 地質

樺太島(那須樺太)を構成する岩石は左の如し。

- 一、結晶片岩系 石墨片岩、綠泥片岩等
- 二、古生界 硅岩、砂岩、粘板岩、燧岩、石灰岩、輝岩、花崗岩、閃綠岩、橄欖岩等
- 三、中生界 白堊系、砂岩、頁岩、燧岩、泥灰岩
- 四、近生界 第三紀 砂岩、頁岩、燧岩、泥灰岩

第四紀 砂、礫、粘土、泥炭、玄武岩、安山岩、流紋岩等

以上は時代順に列擧せる岩類の代表的のもののみなり。

東部山地帯 東部山地帯を構成する岩類は主として結晶片岩類及古生界の岩類にして、東北山脈は主とし

て結晶片岩類と古生界の岩類より成り、鈴谷山脈は殆んど全く結晶片岩類より成り、南部山地は古生界の岩類及花崗岩其の大部分を成す。

西部山地帯 西部山地帯を構成せる岩類は白堊系及其以後の岩類なり。西部山地帯の脊梁を爲す山脈を構成せる岩石は白堊系に屬し南北に長く連亘す、是より西方は漸次高さを減じ台地的地形となり、此の臺地を構成するものは第三紀岩類にして廣大なる石炭層及石油層も亦本層中に胚胎す。而して此の臺地帯には處々に火山岩の噴出せる跡ありて休火山を作り地形の單調を破れり。

中央低地帯 中央低地帯を構成するものは主として第四紀層なり。北中央低地帯には幌内河畔に點々存する安山岩の外堅硬なる岩類なく、厚層の泥、粘土及砂礫より成る。南中央低地帯は主として、粘土、砂礫より成り泥炭層甚だ薄し。

總括 以上を總覽するに、本島が一種特別な地形を示すは岩石の分布と密接なる關係あり、即ち堅硬なる結晶片岩類、古生界の岩石及白堊系の岩石が長く南北に連亘し、永年の削磨作用に堪へて高處を作れる結果地形は主として此等堅硬なる岩類の分布に左右されて作られ、今日見るが如く南北に延長せる地形を成せ

るなり。同時に河成も亦此等山脈及岩真に左右され大河も堅硬なる岩石を横切りて流るゝ事能はず殆んど全部南流或は北流す。

#### 第四節 主要市街地 (月日ハ昭和元年末現在)

一、豊原町 人口二、一〇三人

本町の所在地にして本島第一の平原なる鈴谷平野の中央に位し、面積四十二方里規模輪奐大にして市區整然たり。政治、文化、交通の中心にして鐵道本線は此の地を過ぎて東海岸榮濱に至り、東西樺太を連結すべき豊原鐵道は此の地に起り既に一部開通せり

ウラジミロフカミ稱せし舊市街は町の北端に位し今尙露人式家屋、丸太造を存し當時を偲ぶものあり、東郊の耕地旭ヶ岡には官幣大社樺太神社あり土地高濶眺望絶佳鈴谷平野を一眸に窺む。

各種の機關概れ此の地に置かれ樺太廳を初めとし豊原支廳、豊原警察署、鐵道事務所、臨時森林作業所、豊原醫院、豊原中學校、麻立高等女學校、豊原郵便局、樺太地方裁判所、豊原區裁判所、札幌刑務所樺太支所





るなり。同時に河流も亦此等山脈及岩質に左右され大河も堅硬なる岩石を横切りて流るゝ事能はず殆んど全部南流或は北流す。

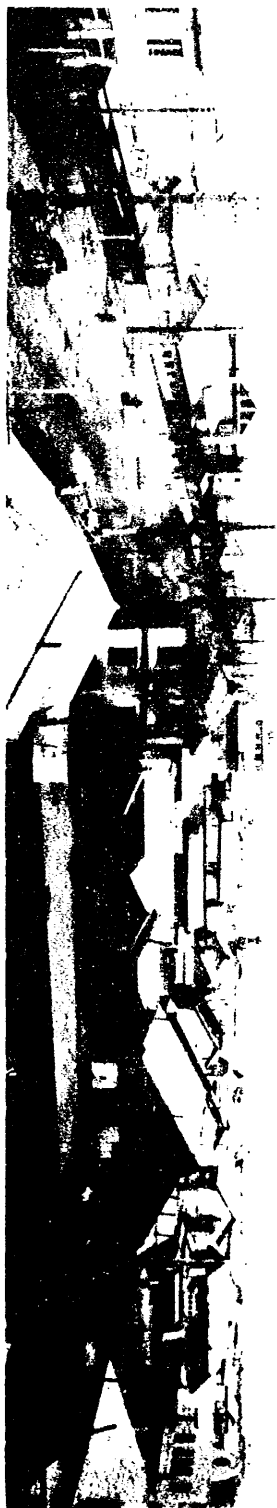
第四節 主要市街地 (月日ハ昭和元年末現在)

一、豊原町 戸数 四、五七九戸 人口 二、一〇三人

樺太廳の所在地にして本島第一の平原たる鈴谷平野の中央に位し、面積四十二方里規模雄壯大にして市區整然たり。政治、文化、交通の中心にして鐵道本線は此の地を過ぎて東海岸榮濱に至り、東西樺太を連結すべき豊真鐵道は此の地に起り既に一部開通せり

ウラシミロフカミ稱せし舊市街は町の北端に位し今尙露人式家屋(丸太造)を存し當時を偲ぶものあり、東郊の跡地旭ヶ岡には官幣大社樺太神社あり土地高濶眺望絶佳鈴谷平野を一眸に窺む。

各種の機關概れ此の地に置かれ樺太廳を初めとし豊原支廳、豊原警察署、鐵道事務所、臨時森林作業所、豊原醫院、豊原中學校、國立高等女學校、豊原郵便局、樺太地方裁判所、豊原區裁判所、札幌刑務所樺太支所



豊原市景

函館地方専賣局樺太出張所、豊原町役場、樺太慈善院、豊原商會事務所、北海道殖産銀行豊原支店、王子製紙株式会社豊原工場、樺太電気會社其の他新聞社、銀行、會社、工場等あり。

二、大泊町 人口 二四、九三六人

亞庭灣の北濱千歲町の東岸に位する開港場にして内外の船舶輻輳す。鐵道泊来線の起點にして内樺連絡及島内交通の要地を占め、交通頗る頻繁市況殷盛、本島物資の吞吐口にして貨客集散の中心を爲し本島第一の大都市なり。元コルサコフ(樺濱町)及ホロアントマリ(榮町)と稱し、露領時代にはコルサコフ郡廳、監獄等ありて南部樺太の首都なりき。明治三十八年領有後暫時政治の中心を爲し各官公署の此の地に置かるゝもの多かりしを以て、領有の初期に於て急速の發展をなせり。

市街は中央の丘陵を以て自然的に區劃され、北部樺濱町一帯は官署を中心として住宅地帯を爲し、南高地を隔て、榮町及本町一帯は商家櫛比して商業地帯を形成し、船見町は更に南に延びて漁業者及一般勞務者を中心とする住居地を成し、海岸地帯は船舶業、運送業、旅館等軒を列ね。大正九年築港事業を起し大正十六年度竣工の豫定にして、之が完成の曉は内部の開発と相俟ち倍々繁盛を加ふべし。大泊支廳の外に大泊警察署、大

地誌

泊臨時築港事務所、大泊醫院、大泊中學校、觀瀾所、大泊郵便局、同無線電信分室、豊原區裁判所大泊出張所、函館税関大泊支署、大泊町役場、大泊高等女學校、大泊商業會議所、北海道拓殖銀行大泊支店、樺太銀行、王子製紙株式會社大泊工場、東洋養蠶場、樺太製藥株式會社其の他新聞社、銀行、會社、工場等多數あり

三、落合町 戸數 一〇、四九六 人口 二、二九八

東海岸沿線の南泊線沿線の要地にして、元カキノウラスコエミ稱し十數戸の一寒村に過ぎざりしが大正六年製紙工場の設置せられてより急激なる發展を爲し期年ならずして市街地を形成せり、加之附近に肥沃なる農耕適地と奥地に豊富なる炭田を擁するを以て、之が開發と相俟つて將來益々發展すべし。落合町役場、富士製紙株式會社落合工場其の他新聞社、會社、工場等あり。

四、知取町 戸數 二、八二〇 人口 一、四六六

東海岸の要地にして大正十三年富士製紙工場の設置以來急激なる發展を遂げ、大正十五年村名東知取村を知取町と改稱するに至れり。尙發展より此の地を経て敷香に至る鐵道敷設の計畫あり既に工事に着手しつゝ、あるを以て之が完成の土は更に一層町勢の進展を見るに至るべし。現に知取警察署、知取郵便局、知取町役

場、公立小學校、富士製紙株式會社知取工場、登根炭礦株式會社事務所其の他新聞社會社工場等あり。

五、本斗町 戸數 八、〇七九 人口 八、〇七九

西海岸南部本島唯一の不凍港にして内樺連絡の要地を占め、西海岸鐵道の起點なり。大正五年築港事業を起し十箇年繼續事業として遂行せり。領有當時は僅に十數戸の一寒村に過ぎざりしが、近海魚族の饒多なると林産物鐵産物の豊富なる爲め急激に膨脹發展せり。

海岸は暖流を以て洗はれ海水凍結せず、氣候溫和風光亦佳にして、近海漁業盛んに行はれ、附近に林産物産豊富なるも開拓未だ完からず、之が開發と相俟つて其の發展は今後に囑せらる。本斗支廳の外本斗警察署本斗臨時築港事務所、本斗郵便局、本斗町役場、本斗海陸運輸株式會社其の他新聞社、會社等あり。

六、眞岡町 戸數 二、八五八 人口 三、〇三九

元マッカと稱し西海岸の要地を占むる開港場にして、本斗に發せる西海岸鐵道は此の地を経て北方野田に至り、豊原との間に豊眞街道を通ずるの外目下敷設中の豊眞鐵道近く開通せむとし、交通至便商工業活潑に



して西海岸に於ける交通經濟の中心を成し會社工場等多し、大正十年築港事業を起し大正十五年竣工の儀定なり。真岡支離の外真岡警察署、真岡臨時築港事務所、真岡醫院、觀測所支所、真岡郵便局、農事試験場宇道泊分場、真岡區裁判所、札幌刑務所樺太支所真岡出張所、函館税關真岡支署、真岡町役場、實科高等女學校、真岡商會講所、北海道殖産銀行真岡支店、樺太銀行真岡支店、樺太工業株式會社真岡工場其の他新聞社、銀行會社、工場等あり。

七、泊居町 人口 一、八二〇人

西海岸北部の要地にして泊居支離の所在地なり、領有當時は十數戸の一寒村なりしが近海漁業の發達と附近炭礦の採掘、工業會社の設立等により漸次發展の途上ありしが、大正七年支離の久春内より此の地に移轉してより急激なる發展をなせり。然るに大正十一年十一月火災に罹り其の主要部分を烏有に歸し一時慘澹たる状況にありしが、住民の發奮と當局の機宜の措置とに依り復前に倍したる市街を建設し面目を改むるにせり。野山より此の地を経て久春内に至る野久鐵道は大正十四年工事に着手せるを以て、之が完成の上は地方の開發と共に益々發展するに至るべし。泊居支離の外泊居警察署、泊居郵便局、真岡區裁判所泊居出張

所、泊居町役場、樺太工業株式會社泊居工場、樺太汽船株式會社其の他新聞社、會社、工場等あり。

### 第五節 氣象

#### 第一款 概説

本島は日本海とオホーツク海との間に介在して沿岸は寒暖二種の海流に洗はれ、内都は二條の山脈之を縦貫し、近く亞細亞大陸の影響を受けるものあり。氣象は地方によりて種々の状態を呈せり。然れども之を概観するに南西沿岸部は暖流に洗はる、を以て比較的溫暖に、北東海岸は寒流の影響を受け寒冷にして、中部は山脈に圍まる、を以て大陸氣象を呈し寒暑の差甚し。而して世界同緯度の地に比して氣温の殊に低きは、近海に暖流の見るべきものは其の一因なりと雖も主として亞細亞大陸の影響を受けるによる。近海暖寒雨流の衝突する附近には濃霧を生じ、冬季氣温低下するに至りては、殊に冬季は主山脈を横し西海岸は概ね陰曇にして東海岸は晴明なり。

#### 第二款 氣温、氣壓及風

地誌

●**気温** 年平均気温は本島の四度四より数度の氷點下零度三の間在り。最寒なるは一月最暖なるは八月にして温度の急昇するは融雪期其の劇降するは降雪初期なり。各地を通じ冬期は気温の差甚だ大なれども夏季は小にして、又内部地方は海岸地方に比すれば冬季は寒冷にして夏季は高温なり。西海岸は暖流の影響を受け同緯度の東海岸に比し各季節を通じて高温を示し、本島、安別は大泊、敷香に比し一度餘の差あり。盛夏七、八月の候内部及北東部は南西の暖風に誘はれ往々三十度を越ゆることあり。

●**風** 平均風向は各地皆風癖を有し一定せざるも、概括すれば四月乃至九月の六箇月は南風にして、其の他の六箇月は北風なり。其の北風より南風に變ずるは各地とも其の期を一にするも、南風より北風に轉ずるは各地多少の遅速あり。而して西海岸南部に於ては南北風共に東に偏すれども、内部は西に偏し、多來加灣北岸に於ては五月乃至七月の三箇月は東に偏し、其の他は西に偏す、是れ海陸風の發達著しき由るものなり。最多風向に視れば整然たる區別あるは敷香にして、大泊に比すれば南風の期間稍々長し。之れ秋季に於て黒龍山下流に發現する低氣壓の往來頻繁なるに由るものにして、東海岸北部の比較的溫暖なる一因も亦之に由るものゝ如し。

第三款 温度、降水及霜雪

●**温度** 平均温度は夏季に高く春秋に低し、各地を通じて月平均九十%に上ることあるも七十%に降ることなく、多來加灣沿海の如きは平均八十二%に上り、最乾なる月に於ても七十五%を降らす本邦中殊に最濕の地とす。然れども春秋雨季に於ては最も能く乾燥し三十%以下に降ること珍しとせず、沿海地に於ても往々二十%内外に降ることあり。本島は既記の如く對比温度甚だ高く概ね濕り勝るも、絶對温度は甚だ低きが故に殊に乾燥し易く、一日中の變化は其差二十%内外に上り、曇天又は雨天の場合には飽和状態にあるも露れば忽ちにして乾燥して四、五十%の變化を呈するが如きは敢て珍しからず。

●**降水** 降水量は一般に夏秋の候に多くして冬春の交に少く、月量多きも二百五十耗に止り少きは十耗に充たず。内部は沿海地に比し多きも尙年量九百耗を出でず、本邦中最霖雨地の一として南滿洲に次ぎ北見沿岸と略相等し、最大日量はその五十耗を越ゆることは少からざるも、百耗を越ゆることは甚だ稀なり。

●**降雪** 降雪日数は南部に於て秋冬の交に多く夏季に少きも北東部は之に反す。而して西海岸南部に於ては略々山陰地方に等しく一年の總日数は約二百日に達し、東海岸北部は關東地方と大差なく百五十日に過ぎず。



霜雪 結霜は九月中旬内部に始まり、十月初旬に至りて全島に普く、五月下旬に至りて終を告ぐ。然れども内部に於ては間々六月下旬に亘ることあり、其の中間日数は内部及北東部に於ては二百五十日内外にして西海岸南部は二百三十日内外なるも、内部に於ては往々二百七十日を越ゆることあり。

雪は北部は早く概ね十月中下旬に現はるも、南部に於ては同月初旬鈴谷連山に冠雪することあるも平地の初雪は概ね十月下旬なり。終雪は各地とも五月中下旬の交にあるも、大正二年には南部一休六月中に於て降雪を見たり、斯の如き晩雪は又稀有のことに屬す、而して各地とも十一月下旬乃至十二月初旬には既に積雪となり、通常西部は四月上旬、内部及北東部は同月下旬に於て融雪を見る。

第四款 海霧及海水

海霧 本島沿岸に於ける海霧の發生は三月乃至十月に亘り、其の最盛期は六月乃至八月の三箇月なり。其の他の期間に於ても間々之を認むることあれども甚だ稀にして且つ概ね淡霧なり。

之が發生は暖寒兩海流の衝突に由るが故に、其の交流の最も著しき北知床岬、中知床岬及西能登呂岬附近に多く、是等岬角を離れば頗る減少するもの、如し、海釣島及西能登呂岬に於ける夏期三箇月の海霧總日

数は五、六十日に上り、濃霧日数のみを算するも四、五十日に及び、本邦に於て最も多量なる樺室及襟裳岬附近に比すれば約旬日少きも朝鮮西岸よりは多し。大泊は西能登呂岬に比すれば其の半に上らず、數香は大泊と大差なきも眞岡は甚だ少く大泊の六割に過ぎず、其の發生の時刻は各地とも大差なく、午前のものは約六割を占め午後ものは四割に充たず。連續時數に就て見れば往々斷續四、五十時間に亘ることあるも、總じて十時間以上に及ぶものは總回數の二割に上らず多くは五時間以内にして止む。

海水 本島は冬季殊に低溫にして海水温も亦氷點以下に降り沿海は概ね結氷し、春季に至りては流水を見る。唯眞岡以南四五十里間は著しき結氷なきも、宗仁岬附近までは西能登呂岬を連りたる氷塊の流着すること珍しからず。海水の凍結は主に河口附近に始まり、流出結合して寒威の増進するに従ひ遂に沿岸に膠着して流動せざるに至る。然れども卓越風の向背消長に由りて著しき移動あり、殊に其の盛期に於ても一度暴風の襲來することあらんか忽ちにして潰裂流出し、風風げば再び聚着し春暖の候に至りて流出融解す、其の期間を概括すれば左の如し。

東海岸 數香沿岸 十二月下旬乃至三月上旬



地 誌

榮濱沿岸 十二月下旬乃至四月下旬

亞庭灣 大泊沿岸 一月中旬乃至三月中旬

西海岸 安別沿岸 一月上旬乃至三月中旬

真岡沿岸 一月下旬乃至二月下旬

第六節 戸 口

概観 本島の現住人口は其の大部分内地人にして、極めて少数の朝鮮人、土人、外国人あり。昭和元年末現在の現住人口は二十萬三千五百七十三人にして、領有當初明治三十九年末の人口一萬二千三百六十一人に比すれば實に十九萬一千二百十二人の増加にして、實に十六倍強に達し増加率の高きこと他に其の例を見ざる所なり。之が増加は主として、移住に因るものにして本島が如何に發展の域にあるやを窺知するに離からず然れども之を本島先住の土人に就て見るときは年々減少の傾向を示し、サンダー族は遂に其の跡を絶ちキーソン族の如きは北緯太より移住ありたる爲増加を見たるも僅に四千人に過ぎず、種族保存上より見るも甚

だ遺憾なり。  
種族別戸口 昭和元年末現在の種族別戸口を掲ぐれば左の如し。

種族別	戸数	人		計
		男	女	
木内人	四〇、三七七	一三、五〇〇	八、四七五	一、九七、六五五
邦人	五、〇〇〇	二、六四一	一、五三三	三、五七四
朝鮮人	四〇、七六七	二六、三三三	一五、三〇八	一〇一、三三九
土人	三、三三三	一、六六六	七二二	一、七六六
ニクア	三、三三三	一、六六六	七二二	一、七六六
クイ	三、三三三	一、六六六	七二二	一、七六六
アイン	三、三三三	一、六六六	七二二	一、七六六
土人	三、三三三	一、六六六	七二二	一、七六六





地誌

以上二千五百人未滿十、二千五百人以上五千人未滿十一、五千人以上一萬人未滿八、一萬人以上五にして、人口密度を支離別に示せば左の如し。

支離出張所	昭和元年末		大正十年末	
	人口	一方里に付人口	人口	一方里に付人口
豊原	四,020	三三・五	三,三六〇	二八・四
大加	三〇,四八八	二七九・七	三二,〇二七	二〇七・六
留斗	一五,六七七	一四八・五	一七,三三八	一五九・四
木加	一七,六三二	一七三・五	一九,三三五	一七〇・九
眞岡	二五,〇六六	二一三・五	二五,六六六	二一四・九
泊居	一四,五八八	一三九・九	一五,〇〇四	一四〇・九
鶴城	三,六三八	三〇・九	一,八二九	一五・九
元香	一,〇三三	九・四	二,七三七	二三・四
全管内	二〇,四五三	一七・〇	二二,二五〇	一八四・二

右に依りて觀るに五年以前に比すれば一方里に付四十三人即ち約二倍に増加したりも雖も、眞岡支離の二百二十三人を最も密なるものと支管内平均一方里八十七人に過ぎず、之を内地の三千十三人に比すれば實に三十分の一に過ぎず、北海道の四百三十七人に比するも尙及ばざること遠し。

●●●●●●●● 本島人口の特徴として注目し得るは各年齢階級の構成なりとす。即ち昭和元年末現在に於て内地人の所謂生産年齢級(十六歳より六十歳迄)は十二萬七千三百七十九人不、生産年齢級(十五歳以下六十一歳以上)は七萬五千八百八十六人にして生産年齢級の不生年齢級を超過する實數五萬六千七百九十三人、其の割合は人口總數百中生年齢級六十四人、不生年齢級三十六人に當り。之れ本島人口は青壯年者の移住による増加多く其の年齢構成は拓殖進展の途上にある本島の特徴を示すものと謂ふべし。

體性の別に於ても男性の女性を超過すること二萬九千二百十五人、人口百中男五十七人女四十三人にして女百に對し男百三十四人に當り内地に比し大いに其の趣を異にせり、此の男女の權衡は僻障地に到るに從ひ愈々甚だし。

●●●●●●●● 出身地方別人口 在住内地人の本籍に就き之を地理的關係に従ひ十二地方に大別して表示せば、左表の通り

地 誌

り北海道の七萬三千三百十九人最も多く、東北區の五萬三千百二十三人之に亞ぎ、北陸區、關東、四國、東山、東海、中國、近畿の順にして、九州の二千四百十四人最も少し。然るに本島に戸籍法施行せられて以來本島に轉籍するもの相隨ぎ年々異常の増加を示し、昭和元年末に於て既に六千五百六十六戸三萬四千三百十人となり東北區本籍者の次に位せり。

地方別	戸數	人口	地方別	戸數	人口
北海道	三、九五九	七三、三三九	近畿區	六、七三七	二、五九九
東北區	二〇、八八九	五五、二二三	中國區	六、九九五	二、九三四
關東區	一、五九一	六、三七二	四國區	七、一九九	三、三六四
北陸區	三、〇九五	一三、七八八	九州區	五、九六三	二、四〇三
東山區	八〇五	三、〇六八	沖繩縣	三	一一
東海區	七三三	三、〇六八	合 計	四〇、二七七	一、九七、九六五

職業別人口 本島の人口を職業別に觀察すれば左表の如し。

種別	戸數	人口	種別	戸數	人口
農業	八、五六四	四、七三三	無職業	二、六八	四、三三六
水産業	四、七三三	五〇〇	計	四、三三六	一〇八、五五七
鐵業	五〇〇	三、九三三			
工業	三、九三三	六、六八四			
商業	六、六八四	一、六二二			
交通業	一、六二二	四、〇五五			
公務及自由業	四、〇五五	六、二八三			
其他の有業者	一〇、八九三	二、六八一			
其他の無職業者	二、六八一	一、六二二			
計	四、三三六	一〇八、五五七			

地 誌

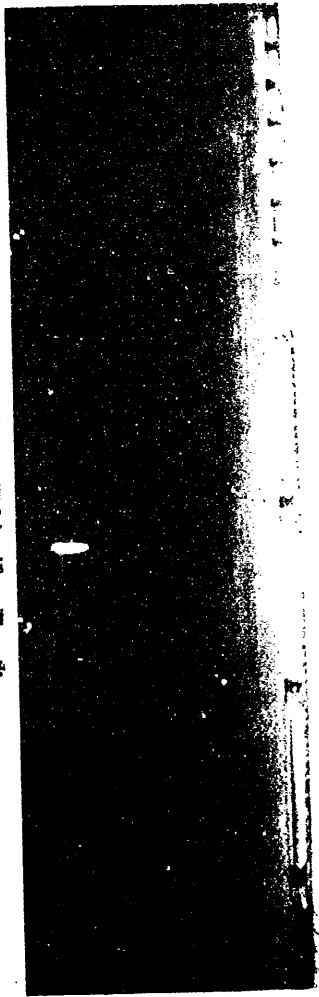
### 第三章 交通通信

#### 第一節 交通

##### 第一款 道路

露領時代に於ける道路施設は殆んど原始状態に在りて、必要已むを得ざるもの、み所在の森林を伐開して小徑を通じ僅かに通行せる有様にして、道路として稍見るべきものは大泊より豊原を経て東海岸を北上し、内路より北樺太オノールを経てアレキサンドルフスクに至る幹線道路及二、三小路の通ずるものありたるに過ぎず。然れども其の構造粗悪にして且つ幹線道路と雖も其の大半は荒廢し、降雨一度至れば忽ち泥田と化して交通杜絶する状態にして、之が施設改善に關しては創始的努力を要せり。

拓殖の業遂々人口増加して各種事業の勃興するに従ひ道路の普及は倍々緊要となれるを以て、年々新道を



(村濱新開路、川内内) 踏 道 内

閉塞すると共に、道路を修築して其の普及發達を計り、道路網の實現を期し居れり。

本島は地形上道路の設定は勢ひ海岸線に依らざるを得ず、従つて幹線道路の配置は東西兩海岸の縱貫線と之を連結する横斷線に分つ。本島の路線は右幹線の外官公署所在地、樞要郡邑等を連絡する爲め幹線より分岐せる路線及農村植民部落を連結する農耕道路より成り現在主要道路の延長六百餘里に達す。

一、東部縱貫幹線

大泊を起點とし豊原、落合を過ぎ東海岸發濱に出で海に沿ひて北上し、東白浦、元泊及内路を経て國境に至る。而して更に北走すれば露領オノールより遠くアレキサンドルフスに達す。大泊國境間延長百一里餘幅員十五尺乃至十八尺全線車馬を通じ、大泊發濱間既設鐵道と相俟つて貨客の集散に便し交通甚だ至便にして、發濱國境間八十六里餘は大正九年軍事を以つて修築せるものなり。發濱を距る北方約一里にして内瀧橋(内瀧川)あり、同橋はハットラス式延長百六間幅員十五尺工費十一萬六千圓を要し、大正十年の竣功に係り本島に於ける最大の橋梁なり。本線は南緯太に於ける主要道路なるのみならず實に南北緯太を連結する主要幹線にして、日露國交恢復に伴ひ之が利用は將來益々頻繁なるべし。

交通通信

二、西部縦貫幹線

本島の南端西能登呂岬に發し芝罘の嶺を越へ西海岸に沿ひて北上し、武蔵泊、本斗、眞岡、泊居、久春内及鶴城を経て國境安別に至る、更に北走すれば遂に亞港に達すべし。延長約百三十里東部縦貫線と相俟つて本島交通の動脈を爲す、本線中久春内武蔵泊間五十一里餘は改鑿既に成り幅員十二尺乃至十五尺車馬を通じ野田久春内間は乗合馬車あり殊に夏季は乗合自動車も運轉し、本斗野田間の既設鐵道と相俟つて交通至便なり。久春内以北六十二里及武蔵泊以南十七里餘は未だ改鑿するに至らず、應急の措置として交通困難の箇所を部分的に補修しつつあり。

三、横斷線

眞岡街道 豊原より軍川、中野、逢坂を経て眞岡に至る東西を連絡する重要路線にして延長十九里餘幅員十五尺全線車馬を通じ、殊に夏季は定時乗合自動車も運轉し交通至便にして往來頻繁なり。  
眞龍街道 本島の中央最繁部を横斷連絡する路線にして軍事費を以て開鑿せるものなり。眞龍より久春内に至る延長八里餘幅員十八尺車馬を通じ、定時乗合馬車往復するの外夏季は臨時自動車も運轉し貨客輸送に便す。

す。

東西を連絡する横斷路線は以上の二條なるが、本島の地形及其他的實狀に鑑み尙數條の横斷線の必要を認め之が計畫を進めつつあり。

四、農耕道路

農村内及農村相互間を貫通連絡する路線にして、應に於て經營開鑿せる官營道路と、農村に補助を與へて開鑿せしめたる補助道路の二種あり、現在の總延長二百四十四里餘に達し地方農村の交通運輸の便に資する所尠からず。

五、其の他

留多加街道 豊原より追分、並川、小里を経て留多加川口に至る、延長十里幅員十二尺全線車馬を通ず。  
本道は兩龍街道及眞岡街道逢坂より分岐し二股を経て留多加に至る道路と共に留多加大殖民地に至る重要路線なり。  
兩龍街道 東部縦貫道路員塚より分岐して亞庭灣岸に沿ひ西南走し留多加、兩龍を経て西能登呂岬に至る、

交通通信

延長三十一里餘貝塚江の浦間二里は改修既に成り江の浦留多加間三里餘は本年起工改修の豫定、留多加雨龍間七里餘は海岸に自然の平地開け通行自由に、貝塚雨龍間は輕便の荷物を積載せる車馬を通じ、尙貝塚雨龍間は軌道私設の計畫中なり。

長濱街道 大泊より亞庭海岸に沿ひ東南走し長濱を経て中知床岬に至る、延長二十六里餘大泊長濱間八里餘は改修既に成り幅員十二尺車馬の通行自由にして、近く乗合自動車の時時運轉を見んます。

富内街道 大泊より東北に向ひ喜美内を経て東海岸富内に至る。延長十三里餘幅員十二尺全線車馬を通じ富内地方より亞庭海岸に通ずる主要路線にして交通頗繁なり。軌道敷設計畫成り大泊古枝間二里餘は工事既に終り、全線の開通を見るも遠きにあらざるべし。

敦香街道 本道は元泊より敦香に至る路線なるも、元泊内路間は東部縦貫幹線中に掲げたるを以つて尙く内路に於て東部縦貫線と別れ東北走して敦香に至る。延長約五里幅員十八尺平坦にして交通極めて容易なり。

以上の外尙放江街道、野寒街道、東知床街道等あるも未改修にして徒歩通行し得るに過ぎず。



野寒街道

第二款 鐵道

本島には領有當時未だ鐵道の敷設なく、軍政時代に軍需品輸送の爲め陸軍鐵道大隊が噴噴の間に敷設したる大泊尋原間の輕便鐵道を以て嚆矢とす。軍政撤廢後樺太廳に於て之を繼承し、爾來之に改善を加ふるに共に新線を計畫敷設し現在營榮線踏五、延長一五五哩六分にして、尙敷設中のもの二線あり。

營 榮 線 踏

建設中のもの

- 本 線 大泊—茶濱間 豐眞線 鈴谷—逢坂間
- 川上線 小沼—川上炭山間 野久線 野田—久春内間
- 豐眞東線 豊原—鈴谷間
- 豐眞西線 手井—逢坂間
- 四海岸線 本斗—野田間
- 本 線 本線は我が陸軍鐵道大隊が明治三十九年九月より僅々六十日間を以て敷設したる樺濱町尋原間の

交通通信

交通通信

五〇

軍用郵便鐵道に始まる。當初線は風雨急多し十八打度軌條を川ひ、軌間二呎半及合式車十五噸の機關車及積炭僅か二十五噸の無蓋貨車のみにして軍需品を輸送するに過ぎざりしが、明治四十年四月軍政廳止と共ニ樺太處に移管同年八月より一般營業を開始せり。翌明治四十一年四月大泊橋梁間を延長せるが越えて明治四十三年十一月全線を軌間三呎六吋にする改築工事竣工し茲に始めて普通鐵道としての形態を整へり。翌明治四十四年六月豊原築港間新設工事に着手同年十二月竣工、茲に大泊築港間延長五八哩五分の全通を見るに至れり。

川上線 本線小沼驛より分岐し西北川上炭山に至るものにして、大正三年四月には小沼奥川上間を運轉し大正十一年一月に全線一三哩四分の開通を見たり。

豊原線 首都豊原と西海岸の要地眞岡とを連絡する衝路に當り、中間に鬱蒼たる大森林と留多加川流域の豊饒なる殖民地を擁し、拓殖上重要な使命を有す。大正十年十月起大正十四年十月豊原餘谷間六哩一分、大正十五年十一月手井逢坂間一九哩二分の開通を見たり。

西海岸線 西海岸南部の要地本斗より眞岡を過ぎ野田に至る。從來西海岸交通は海運を主としたるが近時

沿岸各地の著しき發展に鑑み大正七年工を起し、大正九年十月本斗眞岡間工成り翌大正十年十一月全線五八哩四分開通せり。

一、運輸

營業線 現在營業線哩程、運轉回数等を擧ぐれば

線名	營業哩程	運轉回数	驛	荷客扱所	信號所
本線	五〇・五	大泊、豊原、川上炭山、眞岡	一八	一	一
川上線	三・四	川上炭山	一	一	一
豊原線	六・〇	豊原、眞岡	三	一	一
西海岸線	一九・三	眞岡、本斗	三	一	一
計	五九・〇	大泊、豊原、川上炭山、眞岡	二一	三	三
計	一五・六		八	一	一

交通通信

五一



交通通信

五二

右の外夏期石炭輸送の爲め豊原川上炭山間に臨時貨物列車を運轉し、其の輸送量は十三萬餘噸に達す。  
 ●●●● 現在従事人員は一千二百數十名にして使務、會計等の事務に従事する外運糧、車輛、保線、建設の各系統に分屬す。而して是等事務員は一哩七人強に當り、内地其の比に比し配當人員過少なかるが設置能率増進を計りて之を補ひつつあり。

●●●● 拓殖の進捗、人口増加及線路の延長等に因り之が利用逐年増加しつつあるが、殊に大正十二年五月より鐵道百の雅泊運送大正十三年十月より北日本汽船株式會社の雅斗運送大正十五年四月より北日本汽船株式會社及近海郵船株式會社の大泊真岡と小樽森田の航路を經由して樺太鐵道、鐵道省線との運送運輸開始するに及び、本島内地間を直接せしめ交通額に頻繁を呈へり。今往五箇年の成績概要を表すれば

年	種別	旅客	貨物	收入	鐵道省及汽船會社 社内別賦分額	同上拂額	純收入
大正十一年		106,372	4,352	1,153,000	3,437,000	4,590,000	1,153,000
大正十二年		112,139	5,556	1,163,996	3,737,000	4,901,000	1,163,996
大正十三年		115,614	5,005	1,159,973	3,996,000	5,156,000	1,159,973

年	種別	旅客	貨物	收入	鐵道省及汽船會社 社内別賦分額	同上拂額	純收入
大正十四年		126,866	4,570	1,266,881	7,342,000	8,609,000	1,266,881
昭和元年		133,976	6,021	1,373,993	7,342,000	8,716,000	1,373,993

二、建設

●●●● 豊原より本島の脊梁を爲せる西樺太山脈を貫通して西海岸の要地真岡に至る東西兩地を連絡する唯一の横斷鐵道にして、延長五哩大正十年十月起工昭和三年開通の豫定なり。

●●●● 本線は本島の脊梁を爲す西樺太山脈を横斷し加ふるに西海岸に急迫せる台地を下降するを以て、長大なる土工と數十箇所の隧道、橋梁を必要とし工事の困難なる箇所尠からず、大正十四年十月其の一部豊原谷間大正十五年十一月手井進坂間開通し一般營業を開始せり。目下工事中のもの豊原口約二十哩、真岡口約七哩にして内豊原口十四哩五分は既に軌條の敷設を了せり。

●●●● 野久線 西海岸線の終點野田より泊居を経て北方久春内に至るものにして延長四六哩、大正十四年十一月起工概ね海岸を通過するものにして目下野田知登間約一二哩、杜門泊居間約十哩の土工其他の工事中なり。

交通通信

五三

開通の曉は消産殖民地の開発に寄與する所大なるものあるべし。

三、地方鐵道

地方鐵道の營業免許を興へたるものは樺太鐵道株式會社及南樺鐵道株式會社の二社にして、樺太廳は拓殖の進展、地方開發の緊要なるに鑑み右二鐵道に對し地方鐵道補助法により補助金を交付せり。

樺太鐵道株式會社 本社は資本金一千萬圓にして樺太廳鐵道本線落合驛より北境敦香に至る延長一四八哩六分、落合東知取間一〇五哩は既に起工し昭和二年十月には其の一部を、昭和四年には全線開通の體定なり。本線竣工の曉は他地方に比し一倍不便なりし東海岸地方の交通に大變革を來し、近時開展を辿りつつある同地方は一層の發展を見るべきのみならず、日露の經濟的關係漸く密接ならんとし、北樺太との交通の要路に當れる本線は將來重要な鐵道となるべし。

南樺鐵道株式會社 本社は資本金百二十萬圓にして樺太廳鐵道泊茶線新堀より留多加に至る延長一哩五分にして、大正十四年六月起工大正十五年十月開通せり。消線は景勝に富み且つ留多加川流域にけ風指の農耕適地を擁し、將來の開発は期して俟つべし。



大 泊 港 棧 橋

第三款 港 灣

本島は四面環海の地にして外部との連絡は一に船舶に依らざるべからざるのみならず、其の主要産業たる漁業に關し漁港設備の必要なるは言を俟たざる所にして、港灣施設の如何は其の拓殖の消長に關するもの洵に大なりと云ふべし。

然るに本島は海岸線極めて單調にして天然の良港甚だ乏しきを以つて政府は調査研究の結果内外の連絡港として大泊、本斗及眞岡の三港に築港するの外、沿海航行の小汽船及漁船の繫留並に避難所として沿岸樞要の地に船入瀬を築設して海運に便せり。

一、大泊 港

本港は亞庭灣の北澳千歲灣の東岸に在り、本島の咽喉を扼する主要港にして樺太の支圖とも見得べく、多量なる將來を有せり。

築港 本港の修築は明治四十二年築町、楠溪町及一ノ澤一帯を調査せるを始めとし、同四十四年工費約五十万圓を投じて築町前面約七萬坪を埋立て船渠二箇所を築設して水陸の連絡に便し、西で大正八年工費四百

交通通信

九拾萬圓四箇年總額の修築計畫を樹て翌九年十一月工を起したるが、大正十二年工費六百九十九萬八千二百圓大正十七年度に至る九箇年總額に改め、更に大正十三年度末に財政緊縮の結果五百八十七萬四千四百圓昭和二年度打切に變更せらる。

本工事に依り一は内外交通の連絡港として船見町地先より突堤を築造して繫船岩壁を裝置し、一は近く開放さるべき内閣炭輸出港の前提として突堤根部より楠溪町前面近く埋築し、榮町地先に假設する防波堤によりて内港を被覆し沿岸航行船の泊地たらしめ、荷揚場護岸と相俟つて解船荷役に便ならしめんとす。本工事完成すれば裕に三千噸級二隻二千噸級二隻を同時繋留し得べく、工事は著々進捗しつつありて未成部分は主として突堤の橋梁部及繫船施設の一部なり。

二、真岡港

西海岸中部より稍南に偏し北方に小能登岬突出して大灣形を爲す、元個人經營の一流壩に過ぎざりしも邦領後漸次發達し西海岸に於ける交通産業の中心地となり海港として認識せらるるに至れり、商港として將來發展すべし。

築港 本港は領有當時に於て港灣として何等の設備なく大正元年始めて二千四百坪の船入調を築設せるが大正九年工費二百九十五萬圓七箇年總額の修築計畫を樹て翌大正十年工事に着手し目下施工中なり。本工事は主として六百噸級の船六隻を繋岸し得べき岩壁總延長四百五十米突水深干潮以下五米突幅四百二十五米突を有する温特渠を築造し、之が航路に當る前向を浚渫し船渠の背部に接して荷揚場護岸延長二百六十六米突を有する船入調を設けて小船の繋留に便し、尙其の西南方海面の一部を埋築して近時急激なる發展に伴ひ狹隘を告げつつある市街地及倉庫地に充當する計畫なり。大正十三年度末財政緊縮の結果工費四十五萬圓を減額せられ昭和二年度竣功のこゝに變更せらる。

三、本斗港

西海岸南部に位する要港にして、陸地より約二百間の沖に陸地に並行して延長一哩餘の岩礁露出し天然の防波堤を爲し南北兩端に港口あり、本島唯一の不凍港にして往時より小形船舶の避難港として相當利用せられたり。領有當時は單なる土人の散在部落に過ぎざりしが、近海に於ける水産と附近林産産物の豐饒なるこゝ世上に知らるるや急激に發展膨脹するに至れり。



本港は西海岸南部の要地且つ本島唯一の不凍港にして、之を改修し海陸連絡の便を計るは殖産進展上緊要なりとし、工費二百五十萬圓を以て大正五年起工昭和元年度に竣工せり。其の概要を擧ぐれば本工事の面積三十萬坪主として三千噸級船舶六隻の繋留を容易ならしめ、港岸七萬餘坪を埋築して上屋及倉庫其他海陸連絡上必要な陸上設備を施し、埋築の中央部に船溜を設け小形船舶及荷役船の繋留に便し、其の周圍の護岸をコンクリート造として物揚場に充當し、埋築護岸の南部及北部を繋船岸壁として大貨荷役に適せしむ。

四、船入湖

沿岸航行小汽船、發動機船及近海漁船の繋留、離離所並に荷役船の繋留所として船入湖を築設し、大正十年に其の數十を算せるが、近年の急激なる發展に之を以て足れりせず、更に工費百十四萬圓大正十一年度より七箇年繼續事業を以て沿岸樞要の地に船入湖十一箇所築設の工事に着手し漸次進捗しつつあり、完成の時は既設船入湖と相俟つて沿岸海運に資すること大なるべし。

船入湖施設の概要は有効面積三千坪内外、水深五尺乃至六尺三十噸級以下の小形船舶の繋留に適す。

第四款 航路

四面環海の樺太に於て外部と接觸するには唯海上交通に依るの外なく、従つて航海業の振興は直ちに本島拓殖の上にならざる影響を及ぼすを以て之が施設に關しては最善を期しつつあり。

顧るに本島の航海業は領有以來内部の開拓と相俟つて逐年隆盛に向ひつゝあるが、殊に大正十二年鐵道省營船泊連絡運航せられてより急速の進歩を爲し翌大正十三年には稚斗連絡、大正十五年には大泊真岡と小樽青森間の船車連絡開始せらるゝに至り、益々發展の域に進みつつあり。今昭和二年度に於ける航路を便宜權太昭命令航路、通信省命令航路、鐵道省連絡船及社外船の四に分ち左に略説すべし。

第一項 樺太昭命令航路

樺太昭命令航路を内地北海道線及沿岸線に大別す。

一、内地北海道線

内地北海道線は大阿線、荻賀線、伏木線、西海岸線、東海岸線の五線に分つ。

大阿線 本線は大阿より東西両海岸に至るものにして東海岸に至るものは四月より十月に至る間汽船二隻



交通通信

を以て大阪を基點とし十回、西海岸に至るものは四月より十月迄汽船二隻を以て大阪を基點とし  
惠須取を終點とする十六回、大阪基點眞岡を終點とする十四回を往復す。

●敦賀線 四月より十月迄敦賀を基點とし大泊間を汽船二隻を以て十四回往復す。

●伏木線 東西兩海岸に至る二線あり。東海岸に至るものは四月より十月迄汽船二隻を以て、伏木敦賀間十  
六回、西海岸に至るものは四月より十月迄汽船二隻を以て、伏木惠須取間を十六回各地寄港往復す。

●西海岸線 本線は函館を基點とするものと、小樽を基點とするものとの二線航路と、稚内本斗間の連絡線  
あり。函館を基點とするものは汽船二隻を以て四月より十月迄二十八回、同地を發し海馬島、本斗眞岡、泊  
居惠須取等を経て安別に至る沿岸各地に寄港往復す。

●小樽を基點とするものは夏期は惠須取を、冬期は泊居を終點とし汽船二隻を以て夏期は六十八回、冬期は  
十九回往復す。

●稚斗連絡は汽船一隻を以て稚内本斗間を夏期百四回、冬期二十八回往復するものにして樺太鐵道と鐵道  
省線との運搬運輸をなす。

●東海岸線 四月より十月に至る間汽船二隻を以て函館を基點とし小樽、大泊富内、榮濱、元泊、知取、敦  
香等を経て海狗島間を二十回往復す

二、沿岸線

沿岸線は東線西線及澳内線の三線に大別す。

●東線 大泊を基點とし敦香に至る航路と、榮濱を基點とし能登を経て海狗島に至る航路との二ありて、大  
泊を基點とするものは汽船二隻を以て二十四回、榮濱を基點とするものは發動機船を以て三十六回何れも五  
月より十月に至る間往復す。

●西線 眞岡を基點として名好を終點とするものと、本斗を基點とし海馬島を経て西能登呂に至るものと二  
航路あり。眞岡名好間は汽船二隻を以て四月より十月迄七十回、本斗、西能登呂間は發動機船を以て夏季五  
十五回、冬季十五回往復す。

●澳内線 大泊を基點とし亞庭澳内東西兩海岸に至るものにして小型汽船二隻を以て四月より十一月迄各七  
十回往復す。

交通通信

交通通信

第二項 逓信省命令航路

逓信省命令航路は汽船二隻を以て函館を基點とし青森、小樽、大泊、真岡間を四月より十一月迄四十八回十二月より三月迄二十四回往復するものにして樺太船鐵道と鐵道省線を連絡し連帶運輸をなす。

第三項 鐵道省連絡船

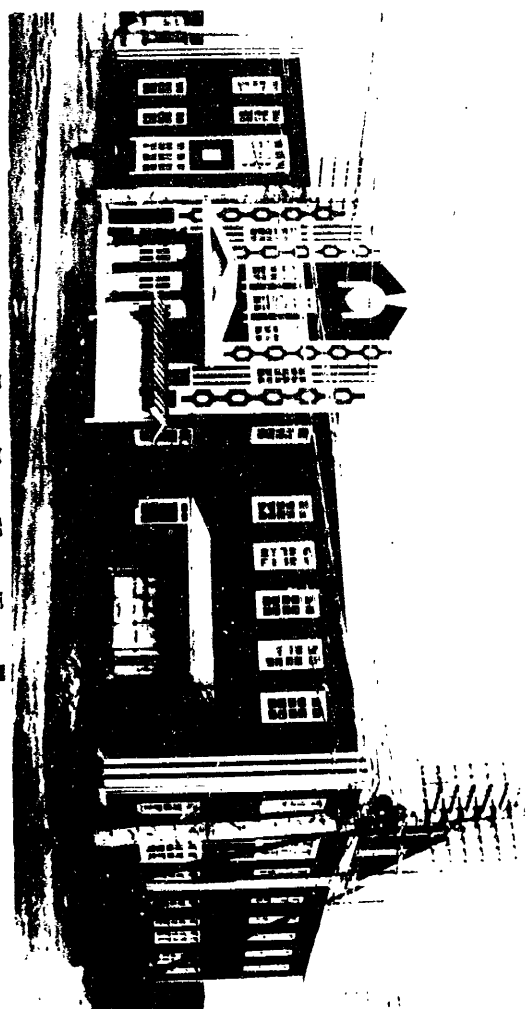
鐵道省連絡船は大正十二年北海道宗谷本線の全通を機とし鐵道省の施設せるものにして、汽船二隻を以て稚内大泊間を夏季は毎日、冬季は隔日に兩地を發航す。

第四項 社外船

社外船と稱するは所謂不定期船にして、多くは夏季に於て木材或は特殊物産の運送を目的とし航海するものにして、内部の開發に伴ひ其の出入亦年々多きを加へつゝあり。

第五款 航路標識

本島に於ける航路標識は逓信省の所管に屬し現在西能登呂岬、宗仁岬、海馬島、氣主岬の四燈臺及大泊に燈竿あり。以上の外沿岸港口に公私の施設に係る簡易なる導燈或は燈竿様のものであるも、本島は環海七百九



西能登呂岬燈臺

十餘海里に及び、尙幾多燈臺建設の必要なるを認め通信省に於ては、西能登呂岬南方二丈岩に對し目下燈標建設中なり。

#### 第六款 驛 遞

本島は人口未だ稀薄にして數里の間人煙を見ざるこゝ多ならず、加ふるに交通機關未だ完からざるを以て僻陬の地方に於ては物資の輸送は勿論一般旅行者の齊しく困惑する所なり、依つて其の不便を補はむが爲め驛遞制度を樹て、必要の箇所に驛遞を設置して旅行者の宿泊、人馬の供給及郵便物の繼立等に備ふるこゝとし、明治三十八年七月先づ大泊豊原間に之を設け、爾來交通機關の整齊開發の程度其の他諸般の事情を斟酌して之を適當に普及せしめ、以て地方交通の便に併し居れり。現在驛遞の數は八十九に達す。

### 第二節 通 信

#### 第一款 概 説

本島に於ける通信事業は領有當時ウラジミロフカ(豊原)、コルサコフ(大泊)マウカ(真岡)、カルキノウラヌコエ(辨合)の四野戰郵便局に於て野戰郵便事務の外普通郵便事務の一部を、又コルサコフ外七軍用通信所に

交通通信



交通通信

六四

於て軍事通信の傍ら公衆電報を取扱ひたるに端を發し、明治四十年四月軍政撤廢と共に樺太廳に於て在來の通信機關全部を繼承し、豐原に樺太廳郵便電信局を置き一般現業事務を取扱ふ外事務管理をも爲さしめ、地方は總て其の支局として事業の監督統一を圖れり。明治四十二年五月本支局の制を改めて普通局及特定局の二となし専ら現業事務を取扱はしめ、事業は樺太廳直接之を主管することとなり。現在局所及關係職員數左の如し

局所 (昭和元年度末現在)

種別	局數	業務		備考
		郵便	電信	
郵便局(普通)	四	五	四	向大泊郵便局に無線電信分室、豐原に電信取扱所、中里に電信取扱所、置戸に電信取扱所、三所、集配郵便所、四、八、集配郵便所あり、私書箱三あり
特定郵便局	五	三	四	
計	九	八	八	

第二款 郵便

區別	業務		郵便		電信		備考
	事務官	局長	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局	
本廳	一	一	一	一	一	一	郵便事務員(電信交換手を含む)
郵便局(普通)	一	一	一	一	一	一	
特定郵便局	一	一	一	一	一	一	
計	一	一	一	一	一	一	

郵便送達、領有當時に於ける陸上交通施設は殆ど見るべきものなく原始的境域を脱せず郵便送達は困難を極めたり。然れども人口の増加産業の發展に伴ひ道路の開修、鐵道の敷設等交通機關漸を逐ふて偏はり、送達方法も人肩に依るの外汽車或は車馬を併用すると共に一面遞送線路の増設、遞送回數の増加等鐵道施設の

交通通信

六五

交通通信

改善に努めたる結果大いに面目を改めたり。

殊に大正九年度に於て東海岸寒濱園境間縦貫幹線道路の修築成り、最も難關とせる同方面の冬季運送は圓滑敏速を得るに至れり。

水路便は島内相互間を連絡するもの及内地本島間を連絡するもの二あり、前者は本廳命令船、後者は遞信省命令船に依る。

尙通常郵便物に關しては大正十三年八月より鐵道省の稚泊連絡船を、大正十四年五月より北日本汽船株式會社の稚斗連絡船を利用することとなりたるを以て非常に迅速となれり。

郵便物數 人口の増加産業の發達に伴ひ郵便物は逐年激増しつゝ、あり之を表示すれば

年 度	種 別		引 配		送 引		受 配		送 引	
	通 常	便 價	引	配	送	引	受	配	送	引

明治四十年	一、四〇三、〇三二	一、七五七、〇五四			八、四七〇				二七、〇六八	
明治四十三年	二、一四四、八七七	二、五五三、五八四			一六、〇九五				四九、五八五	
大正二年	四、三三三、三〇六	五、〇三四、六七七			三三、七三七				六〇、一三三	
大正五年	五、三三四、一三三	六、一三三、三三八			三五、三三六				六九、五八八	
大正八年	八、五五五、六六九	一一、四六六、一八〇			六〇、一三三				一七〇、七七七	
大正十一年	三、三三三、一四一	二、七〇五、七四〇			一〇、四二二				三三、八二四	
大正十三年	一、九八〇、三三七	三、二九八、八四七			一三、六六七				四二、〇六七	
大正十四年	三、一三〇、三〇八	三、九七五、九〇二			一五、一八三				四七、〇五五	
昭和元年	二〇、五九九、〇三三	三、九七六、四八			一六、〇九八				五〇、二七七	

交通通信

第三款 爲替貯金

本島は未だ民間に於ける金融機關の普及完からず、爲に預金及送金の大部分は郵便局を媒介とす。之が現況を示せば左の如し。

郵便爲替

年度	種別		入		拂		渡
	口	金	口	金	口	金	
明治四十年	59,799	2,023,980	1,023,980	18,500		58,700	
明治四十三年	85,253	1,950,807	1,950,807	27,577		1,923,230	
大正二年	22,963	2,377,355	2,377,355	45,644		2,331,711	
大正五年	25,810	3,399,185	3,399,185	60,377		3,338,808	

年度	種別		入		拂		現年度末
	口	金	口	金	口	金	
大正八年	33,333	919,333	919,333	105,333		585,000	
大正十一年	36,666	1,330,666	1,330,666	101,666		728,000	
大正十三年	49,551	1,912,333	1,912,333	141,888		3,100,000	
大正十四年	88,101	3,255,555	3,255,555	260,555		1,514,000	
昭和元年	54,918	3,246,444	3,246,444	181,333		1,900,000	

郵便貯金

年度	種別		入		戻		現年度末
	口	金	口	金	口	金	
明治四十年	33,556	1,488,890	7,556	14,750		33,000	
明治四十三年	35,679	3,613,350	2,733	3,144		33,250	

交通通信

交通通信

年度	口	金	口	金
大正二年	四,〇五九	六五,九六六	一,〇一九	三三,〇二〇
大正五年	四八,三七七	八六,〇〇三	一〇,三三三	三三,〇三三
大正八年	七五,四九七	一三〇,一〇〇	一八,五三三	一三三,〇三三
大正十一年	一四〇,七〇四	三,五七五,五三三	四〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
大正十三年	一四〇,七〇九	三,三三三,三三三	三三,三三三	一,〇〇〇,〇〇〇
大正十四年	一七五,八六五	六,四三三,三三三	七〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
昭和元年	一八三,六五九	七,六三三,三三三	八〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

七〇

振替貯金

年度	拂		渡	
	口	金	口	金

年度	口	金	口	金
明治四十年	一,一三三	五〇,八二六	二	四八七
明治四十三年	六,二六三	二五,一三七	一四	六,三三三
大正二年	九,三二〇	一〇七,八八六	二五	一三,三三三
大正五年	三七,〇〇〇	一,三三〇,〇〇〇	一〇〇	一〇,〇〇〇
大正八年	六九,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	二〇〇	二〇,〇〇〇
大正十一年	一一九,三三〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇〇	三〇,〇〇〇
大正十三年	一五〇,七七五	一五,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇	四〇,〇〇〇
大正十四年	一八九,五五五	一八,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇	五〇,〇〇〇
昭和元年	三九,七二〇	七,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇

第四款 電信

海陸交通の機關は既述の如く漸次整備の域に進みつつあるも、本島特有の現象として冬期は風雪の襲來沿

交通通信

七一

交通通信

岸の結氷等の爲め交通杜絶すること多からず、従つて電信の利用極めて旺にして通信機關中最も長足の進歩  
 發達を示せるは素より其の所なり。現時郵便局五十三中並川、大栗の二局を除く外は悉く電信事務を兼掌し、  
 尙大泊、豊原、中里各郷には電信取扱所を設く。同線敷二六（内豊原及真岡より北津太亞港に通ずるもの二  
 回線、敷香より北津太オノールに通ずるもの一回線を含む）、自動通信機三座、二重機二座、單信音響機六七座  
 モールス機一座及電報送受用電話機一五を算す。此の外内地連絡有線電信の故障に備ふる爲め大正十年八月  
 大泊町高地に無線電信を設け、平時は主として船舶との交信に使用す。殊に大正十一年來木材積取の爲め露  
 領沿海州方面に航行する本邦汽船著しく増加し、是等船舶に發受する電報は殆んど我が大泊無線の中繼に係  
 り夏季は通信の輻輳甚しく疎通困難ならざるを以て尙一個の陸上無線電信設備の要を認め之が計畫中なり。  
 本島内地間連絡電信は豊原札幌、大泊札幌間各一回線及真岡小樽間一回線なるに依り何れも自動二重通信機  
 を使用せり。左に電信線路及取扱電報敷比較表を掲ぐ。

陸上線

年次	區別		年次	區別	
	直長	延長		直長	延長
明治四十年	10,000.00	11,000.00	3,000.00	3,000.00	
明治四十三年	20,717.17	22,417.17	3,333.33	3,333.33	
大正二年	25,071.76	26,771.76	3,666.67	3,666.67	
大正五年	33,360.55	35,060.55	4,000.00	4,000.00	
大正八年	34,280.70	35,980.70	4,333.33	4,333.33	

水底線

- 能登川、泊内間 (一)番線
- 四四理(札幌豊原線の一部)
- 二番線
- 五五理(札幌大泊線の一部)
- 真岡、坂ノ下間
- 一三三理(真岡小樽線の一部)
- 電信通敷
- 交通通信

年次	種別	發信	着信	中繼信	合計
明治四十年		一四〇、五七三	二四、五一	一四、三九	一六九、二七三
明治四十三年		一八一、九〇〇	一、三、五五	一、三、五五	一八四、八〇〇
大正二年		二、四、五七九	二、四、四七	三、三、九三	八、二、〇〇
大正五年		三、八、七〇〇	三、〇、〇〇〇	三、八、七〇〇	一〇、六、四〇〇
大正八年		四、六、七五八	四、六、〇〇〇	五、〇、〇〇〇	一四、二、七五八
大正十一年		七、〇、三三三	七、三、三三三	七、六、八三三	二一、七、〇〇〇
大正十三年		九、二、八〇九	八、九、七四七	一〇、九、七四七	二九、〇、三〇三
大正十四年		一、一、三、三三三	一、〇、六、五五	一、三、八、七四七	三、五、八、六三三
昭和元年		一、三、三、九三九	一、二、八、八四四	一、六、八、九二二	四、三、〇、七〇五

大泊無線電信設備

- 一、位置 東經一四二度四六分四六秒  
北緯四六度三六分四〇秒
- 二、電報取扱時間及取扱業務の種別 無制限 一般公衆通信
- 三、設置年月日 大正十年八月二十一日
- 四、工事設計大要
  - (A) 設置方式 遞信省購減火花式
  - (B) 電力 七基
  - (C) 使用電波長 三百メートル、六百メートル、千八百メートル
  - (D) 通常通達距離 晝間四〇〇浬 夜間一、五〇〇浬
  - (E) 受信機種類 減衰電波受信機

五、無線電報取扱数(送受信)

區別	年度				
	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年
總通數	三、七〇〇	二五、三六〇	三三、五三三	三三、二六九	三三、七〇〇
一日平均	一〇二	六九七	九一七	九一七	九二五

第五款 電話

電話は始め軍事上の必要によりコルサコフ(大泊)、ウラヤミロフカ(豊原)、ガルキノウラスコエ(落合)、ノトロ(小能登呂)の各軍用通信所及主要軍街に設置せられ、後樺太廳之を繼承し明治四十年八月一日コルサコフ(大泊)に交換業務を、ウラヤミロフカ(豊原)、ガルキノウラスコエ(落合)、コルサコフ(記念橋)、ホロアントマリ(大泊町)の各地に通話事務を開始せるが、爾來各地の發展に伴ひ電話の需要激増し、臨機算のみにては到底需要を充す能はざるを以て、大正四年度以降架設希望者をして所要物件を寄附せしめ毎年六〇

乃至二〇〇の増設を爲し裕之を緩和することを得たり。而して地方開發に伴ふ各地交換業務開始の要望を容るゝと共に市外電話回線の増設整理を行ひ、昭和元年交換局二(内特設八) 通話局二七 加入者三、四二七を算するに至れり。左に事業増進の状況を掲ぐ。

電話線路

種別	年度				
	大正九年	大正十一年	大正十三年	大正十四年	昭和元年
市外線	延長 八五.〇E	延長 一五.〇E	延長 三三.〇E	延長 一〇.〇E	延長 一〇.〇E
市内同ケーブル	延長 一〇五.一〇	延長 二二.三三	延長 八.三三	延長 一〇.〇E	延長 一〇.一〇
市架線	延長 二五.三三	延長 三三.三三	延長 一〇.一〇	延長 三三.三三	延長 三三.三三
市架線	延長 二二.三三	延長 二二.三三	延長 一〇.一〇	延長 一八.一六	延長 二二.三三
市架線	延長 二二.三三	延長 二二.三三	延長 一〇.一〇	延長 一八.一六	延長 二二.三三
市架線	延長 二二.三三	延長 二二.三三	延長 一〇.一〇	延長 一八.一六	延長 二二.三三

交通通信

交通通信  
電話加入者及交換機

年度	豊原	大泊	眞岡	泊居	本斗	野田	落合	榮濱	關泊	留多加	知取	稗須取	計
大正七年	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二
大正九年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
大正十一年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
大正十三年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
大正十四年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
昭和元年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
計	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三

市外通話度數

年度	加入者相互	電話所接	計
明治四十年	一四、四〇〇	五七	一四、四五七
明治四十二年	一四、九四一	五三〇	一五、四七一
大正二年	一八、三三三	一、三三二	一九、六六五
大正五年	三〇、八二五	一、八八九	三二、七一四
大正八年	五八、五〇〇	一九、七三三	七八、二三三
大正十一年	一一、四六四	三〇、八五八	四二、三二二
大正十四年	三〇、四八九	五九、六九九	九〇、一八八
昭和元年	三三、七六七	六四、七七七	九八、五四四

市外通話區域 現在市外通話區域は豊原を中心として北は落合、榮濱を経て東白浦迄。南は大泊より分岐し宮内及留多加迄。又西海岸は眞岡を中心として北は野田、泊居を経て久春内迄、南は内幌に至る。此の外東海岸の北部内路散江間及眞岡より逢坂、豊原を経て大泊及東海岸に至る區間を通話區域とす。

交通通信



## 第四章 自治行政

### 第一節 自治制施行の沿革

明治三十八年本島占領後移住者は各地に集團して小部落を形成し、部落民會或は町民會等の團體を結び總代或は評議員等を選出して部落に於ける諸般の事項の審議執行に任せしめたりしが、明治四十二年に至り總令を以て部落に部落總代を置く制度を布き、且つ其の取扱事項を規定して節度あるものたらしめ以て自治的訓練に資したり。

越えて大正四年六月樺太の郡町村編成に関する勅令の公布あり、次で全管内を十七郡四町五十八村に區劃し従來の通り町村に部落總代を置けり。爾來人口年を逐うて増加し自治心の向上著しきものあるを以て遂に其の要望を容れ、大正十年四月法律第四十七號を以て樺太の地方制度に関する件公布せられ、自治の基礎確立するに至れり。同法律は大正十一年勅令第七號に依り同年四月一日より施行せらるゝと共に同年勅令第八



(北海道庁) 空 會 公 庫 署

號を以て樺太町制の公布あり、當初先づ五町十九箇村に之が施行を見、翌大正十二年四月一日より全管内に施行せられたり。現在十六郡九町二十九村に區劃す。

## 第二節 町 村

### 第一款 概 説

町村は法人とし官の監督を承け、法律勅令に依り町村に屬する事務を處理し、町村長は町村の事務を擔任し町村を代表す。町村は其の事務に關し第一次に樺太廳支廳長第二次に樺太廳長官の監督を承け、町村長の諮問機關として町村評議會あり。町村は其の事務を執行する爲に要する費用に充つる爲め町村税其他夫役現品等を賦課徴收することを得。

樺太に於ける町村を内地の町村制に依る町村に比較するに、内地に於ける町村長は町村會の選舉する所にして名譽職を原則とし町村會は公選に依る議員を以つて組織する議決機關たり。然るに樺太に於ける町村長は樺太廳長官の任免する所にして有給を原則とし、評議會は亦支廳長の任命せる評議員を以て組織し、且つ

自治行政

審問機關たる等異なる所尠からず。然れども同じく法人にして財産権の主體たるを得る等實際に於ては町村政運用上大なる相違なし。

第二款 町村の事務

町村は法令に依り町村に屬せしめたる事務即ち教育、衛生其他公共に關する事項を處理執行す。法令に依り町村に屬せしめたる事務左の如し。

- 一、教育に關する事項
- 二、衛生に關する事項
- 三、土木交通に關する事項
- 四、産業に關する事項
- 五、警防に關する事項
- 六、戸籍に關する事項

- 七、賑恤救済に關する事項
- 八、前各項の外町村の公共に關する事項

第三款 町村評議會

町村評議會は町村評議員を以て組織す。町村評議員は一定の資格を有する町村住民中より支廳長之を命ず、而して諸事を統一整理する爲め評議會に議長を置き評議員中より支廳長之を命ず。評議會は町村長又は監督官廳の諮問に答申し、町村の公益に關する事件に付町村長又は監督官廳に意見書を提出することを得。

町村評議會に諮問すべき事項左の如し

- 一、町村規則の制定又は改廢に關する事項
- 二、町村費を以て支辨すべき事業に關する事項（町村長の執行すべき法令の定むる所に依り國及公共團體の事務及法律勅令に規定あるものを除く）

- 三、歳入出決算の決定に関する事項
  - 四、法令に定むるものを除くの外町村税、使用料、手数料又は夫符現品の賦課徴収に関する事項
  - 五、不動産の管理処分及取得に関する事項
  - 六、基本財産及積立金穀等の設置管理及処分に関する事項
  - 七、歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新なる義務の負擔又は権利の拋棄に関する事項
  - 八、財産及營造物の管理方法を定むる事但し法律勅令に規定あるものは此の限りに在らず
  - 九、町村吏員の身元保證に関する事項
  - 十、役場の位置決定又は變更に関する事項
  - 十一、町村に係る訴訟訴訟及和解に関する事項
  - 十二、前各號の外町村長の必要と認むる事項
- 評議員は名譽職にして其の任期は三年とす、評議員の定数は人口千五百未満の町村八人、千五百以上五千未満十二人、五千以上一萬未満十八人、一萬以上は二十四人とす。

第四款 町村吏員

町村吏員は町村長、助役、収入役、區長、委員及其の他の吏員とす。

町村長は町村の事務を擔任し町村を代表す、樺太廳長官の任命する所にして其の任期は四年とし有給を原則とするも名譽職たるを妨げず、町村長の俸給は國庫の支辨とす。

助役は特別の事情ある町村に置くことを得るものにして町村長の事務を補助す。

収入役は町村の出納及會計事務其の他を掌る但し特別の事情ある町村に於ては町村長をして之を兼掌せしむることを得るものとす。助役並に収入役は支廳長の任命する所にして任期は四年なり。

區長は名譽職にして町村住民中より支廳長之を命ず、町村長の命を受け其の事務を補助す。

委員は特殊の事務に當らしむる爲め常設又は臨時に之を置き、名譽職にして住民中より町村長之を命ず。

其の他の吏員は有給にして町村長之を命じ、町村長の命を受けて事務に従事す、其の職名は支廳長の認可を受け町村長之を定む。

第三節 町村の財政

町村の経費は其の財産より生ずる収入、使用料、手数料及其他町村に属する収入を以て之に充て、仍ほ不足あるときは町付税及夫役現品を賦課徴収することを得。而して其の必要なる費用及法令に依り町村の負擔に屬せしめたる費用を支辨する爲め、町付税として賦課し得べきものは國稅の附加税及特別税なり。

特別税の種類は命令を以て次の如く定めたり。  
戸別割 町村内に一戸を標ふる者並に三ヶ月以上其の町村内に滞在する者に就き其の所得額、住家の坪數及資産の状況を標準として之を賦課す。  
建物割 法人及町付住民にあらざる者の町村内に所有する建物並に建物敷地に就き其の種類及坪數を標準として之を賦課す。

雑種税 次に掲ぐる營業者にして稼業其の他の行爲を爲し又は物件を所有する者に之を賦課す。  
湯屋業、代書業、理髮業、遊藝稼人、俳優、顧問、藝妓、娼妓、酌婦、劇場、寄席、遊技場、電柱、車、

橋、畜犬、船舶、漁業、遊興、不動産取得、流木、興業、狩獵

所得割 棒次に住所又は一年以上居所を有せざる者の棒次に於ける資産又は營業より生ずる所得に對し居住地の法令に依り賦課せられたる場合、其の所得税中棒次に於ける資産又は營業より生ずる所得に對し賦課せられたる税額の十分の三以内を限度として賦課す。

土地割 市街宅地又は國より貸付、譲與若しは賣拂を受けたる後五年を経ざる土地を除き、土地臺帳又は土地貸付臺帳記名の土地の所有者、又は貸付を受けたる者、若し國有地を使用する者に對し賦課す、其の種類左の如し

- 部落宅地、工業用地、漁業用地、鑛業用地
- 營業税 國稅營業税の賦課を受けずして左の營業をなすものに之を賦課す。
- 物品販賣業、金銀貸付業、物品貸付業、請負業、運送業、兩替、席食業、料理業、飲食店業、貸座敷業、宿屋業、製造業、職工、印刷業、寫真業、倉庫業



第五章 財政及金融

第一節 財政

第一款 概説

樺太の歳計は領有の當初に於ては臨時軍事費特別會計に屬せしが、明治四十年三月軍政を撤去し樺太廳官制實施と共に樺太廳特別會計を設置し、租税其の他の收入及一般會計よりの補充金を以て諸般の歳出に充當することとなり。今特別會計開始以來連年の收入及支出額を示せば左の如し。

樺太廳特別會計歳入及歳出

年 度	歳 入				計	歳 出
	收 入	補 充 金	繰 入 金	公 債 及 借 入 金		
明治四十年	1,070,032	59,424	14	14	1,129,464	1,129,464
明治四十一年	1,070,032	59,424	14	14	1,129,464	1,129,464
明治四十二年	1,070,032	59,424	14	14	1,129,464	1,129,464
明治四十三年	1,070,032	59,424	14	14	1,129,464	1,129,464
明治四十四年	1,070,032	59,424	14	14	1,129,464	1,129,464
大正元年	1,070,032	59,424	14	14	1,129,464	1,129,464
大正二年	1,070,032	59,424	14	14	1,129,464	1,129,464
大正三年	1,070,032	59,424	14	14	1,129,464	1,129,464
大正四年	1,070,032	59,424	14	14	1,129,464	1,129,464
大正五年	1,070,032	59,424	14	14	1,129,464	1,129,464

財政及金融

年度	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年
總支額	三,二八九,二五五	二,九六六,九三三	三,五七〇,六六六	三,三三三,七三三	七,〇三三,〇三三	八,八六六,〇三三	三,四六六,〇三三	二,七六六,〇三三	二,七六六,〇三三	一,七六六,〇三三	二,〇三三,〇三三
支出額	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三
収入額	二,二五五,〇三三	一,九三三,〇三三	二,五三三,〇三三	二,三〇〇,〇三三	六,〇〇〇,〇三三	七,八三三,〇三三	二,四三三,〇三三	一,七三三,〇三三	一,七三三,〇三三	七〇〇,〇三三	一,〇〇〇,〇三三
繰越金	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三	一,〇三三,〇三三

九〇

特別會計概報

科目	總支額	繰越年度	大正十四年度迄支額	昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度
大泊港修築費	三,〇〇〇,〇〇〇	昭和九年止	三,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—
真岡港修築費	三,〇〇〇,〇〇〇	昭和九年止	三,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—
本斗港修築費	三,〇〇〇,〇〇〇	昭和九年止	三,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—
鐵道建設費	三,〇〇〇,〇〇〇	昭和九年止	三,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—
電信電話改良費	三,〇〇〇,〇〇〇	昭和九年止	三,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—
道路開墾費	三,〇〇〇,〇〇〇	昭和九年止	三,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—
船舶修築費	三,〇〇〇,〇〇〇	昭和九年止	三,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—
鐵道改良費	三,〇〇〇,〇〇〇	昭和九年止	三,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—	—

財政及金融

九一

備考

右鐵道建設の内百八拾參萬圓及本斗港修築費、電信電話改良費並に船渠修築費は一般財源に依るものにて其の他は公債又は借入金支辨とす

第二款 歳入

第一項 租税

權次に於ける租税制度は明治四十年三月の制定に係り、當時戸數割、營業税及雜種税の三日に分類せられしが爾來數次の改廢又は増設に依り今日あるに至れり。今現行種目を示せば市街宅地税、所得税、營業税、酒造税、出稼税、消費税、鑛業税及漁業税等にして支廳長に於て賦課徵收す。而して支廳出張所長は其の事務の一部を分掌することとなり居れり、今其の各目に付左に説明せむ。

市街宅地税 本税は大正十年四月の制定に係り、特に指定したる市街宅地の拂下價格を以て地價と定め、課率は之を二級に分ち一級は地價千分の五、二級は地價千分の三を賦課す。實施初年度歳入六千八百參拾參

圓なりしが昭和二年度豫算額は八千六百貳拾貳圓を示す。

所得税 大正八年度始めて法人所得(第一種)のみに對し賦課し、大正十一年度より新に第二種及第三種をも賦課することに改正して今日に至れり。其の課率は第一種第二種は内地と同一なり。第三種は内地に比し概して低減しあり、本税實施初年度歳入は拾萬五千貳百七拾五圓にして、昭和二年度參拾八萬四千九百參拾五圓を計上す。

營業税 明治四十年實施以來數回の改廢あり現行に於ける營業税種類は物品販賣業、銀行業、保險業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、請負業、印刷業、寫眞業、運送業、倉庫業、兩替業、兩替業、代理業、仲立業、問屋業、信託業、席貸業、料理店業、藝妓置屋業、飲食店業、貸座敷業及旅人宿業の二十三種にして課税は売上金額、資本金額、收入金額、請負金額、報償金額及從業者を標準とし賦課す。本税は施行初年度即ち明治四十年度歳入貳萬五千圓(雜種税共)なりしも、商工業の發展に伴ひ逐年増加し大正十五年度參拾五萬八千貳圓を計上するに至れり。本税は昭和二年分限り之を廢止し、昭和三年よりは新に營業收益税を賦課することとなれり。





酒造税 本税は創始時代營業税中に加へられ後課税なりしが、大正五年度より造石課税に改められ大正十年四月より獨立税目となるものなり。之が課税は課率を異にする外略内地同様にして清酒、濁酒、白酒、味酒、焼酎、麥酒、酒精及酒精含有飲料等各種の酒精分を標準とし造石高に賦課するものにして、其の税率は酒精分三十度以下に在りては一石に付貳拾貳圓五拾錢、三十度を超ゆるものに在りては一石に付酒精分一度毎に七拾五錢の割合を以て計算することとなり居れり、之が製造に付ては申告制度を採用し、造石數の制限は内地の清酒三百石、濁酒百石、焼酎十石なるに對し清酒百石、濁酒五十石なる等稍緩和せられたる點あり。本税は課税標準の造石高に改められたる大正五年度の造石高は一千五百一十石にして、逐年増加し本税の獨立したる大正十年度造石高は六千六百二十石となり、漸次増加歩合上昇し大正十四年度造石高は八千八百八拾五石を示すに至れり。昭和二年度（大正十五年度造石高）の見込石數參萬九千參百七拾參石、此の豫算税額九拾萬五千參百九圓を計す。

酒造税 本税は樟太に於て製造したる酒類を帝國内の他の地方へ移出するときは焼酎に在りては酒造税法、酒精及酒精含有飲料に在りては酒精及酒精含有飲料税法の造石税と同一の税率に依り課す。大正元年八月制

定額大正四年度に始めて百參圓の歳入あり、爾來逐年増加し昭和二年度見込石數七百七拾七石、豫算税額拾壹萬貳千八百貳拾圓を示すに至り。

消費税 砂糖消費税は明治四十二年より、織物消費税は明治四十三年より内地當該税法を施行せり。

然れども樟太には製造者なく偶々北樟太方面より移入取引ありたる際課税するの狀態にして、砂糖消費税は大正十三年度始めて參拾六圓、織物消費税は大正十一年度拾七圓、大正十二年度拾壹圓、大正十四年度貳百參拾四圓の歳入ありしに過ぎず。

釀業税 本税は創始當時は雜種税中に加へられて課税したるも、大正十一年四月釀業法及砂糖區税法の全部を施行し内地同様賦課することとなり、之が實施當初たる大正十一年度の歳入は拾貳萬四千五百九拾圓なりしが、逐次減少し昭和二年度豫算額は七萬七千四百七拾貳圓を計せり。

漁業税 本税は從來租税外收入として漁業料の目にて徴收せるものにして、其の時代に屬する明治四十二年度の如きは歳入額實に七拾八萬圓を算したりしが、漁獲高の漸減と一而大正十二年より租税に改められ同時に課率の改正ありたる關係上其の實施初年たる大正十二年度歳入額は漸減して拾九萬九千貳拾圓となり





財政及金融

九八

●●●●●●  
補充金 棒太座特別会計へ補助の爲め一般会計より繰入れらるゝものにして、昭和二年度豫算額百六拾萬圓を計上す。

第三款 歳出

昭和二年度に於ける歳出豫算の概要を示せば左の如し。

歳出 經常部

一三、〇〇〇圓

一、棒太神社費

官幣大社棒太神社に要する交付金なり

一、五四〇、八七九圓

一、棒太座の経費

主として棒太座、支店及支店出張所並に町村長俸給所要経費にして大要左の如し。

五〇五、九三九圓

俸給

二〇三、三四四圓

職費

町村長俸給

七八、〇〇〇圓

雇員給及雇人料及給與

三三三、八一三圓

其他の雑給及雑費

四三〇、七八三圓

一、教育に関する経費

中學校、高等女學校の維持經營並に公立小學校教員の俸給及旅費等の経費にして大要左の如し

中學校

一、六三六、八二二圓

高等女學校

三〇九、五九六圓

小學校教員諸給

一四〇、六六九圓

一、警察に関する経費

各警察課の警務に要する経費にして大要左の如し。

俸給

一、一八六、五五七圓

職費

五四〇、七六七圓

財政及金融

二九、九六〇圓

一三、六六五圓

九九

財政及金融

逓信諸給

雜給及雜費

一、現業に關する經費

逓信、鐵道の經營、農事及水産の試験並に氣象觀測に要する經費にして大要左の如し。

逓信費

四、二一三、三七四圓

鐵道費

一、六〇三、一一九圓

農事試験費

二、三七二、九七〇圓

水産試験費

一〇〇、四六七圓

測候費

八九、四六六圓

一、衛生に關する經費

豐原、大泊及真岡に於ける臨立醫院の診療に要する經費にして大要左の如し。

俸給

四七、三五二圓

事務費

二〇、四〇六圓

患者費

九〇、二〇八圓

助産婦及看護婦養成費

一三三、四二九圓

一、請支出金

死傷手當、國有林被害請費、傳染病預防費、恩賜及救助費、傳染病預防費補助、請拂戻金、滞納戻分

費、囚人及刑事被告人押送並に留置請費、逓信事業用證券類請費、印紙類請費等主なるものとす。

一、公債及借入金の經費

港灣修築、鐵道建設、改良及道路開鑿並に退職賜金等に要する公債及借入金の利子並に之に伴ふ諸雜費とす。

一、準備金

第一準備金 一八〇、〇〇〇圓

第二準備金 六〇、〇〇〇圓

財政及金融 二〇、〇〇〇圓

101

財政及金融

歳出経常部合計

一〇、一六二、六〇四圓

一〇三

歳出臨時部

一、土木整備等に折増に關する経費

三、七三六、一四九圓

交通、通信及治水事業の施設、廳舎、學校等の増設、新築並に折増開發の爲め各種事業の擴張に要する経費にして大要左の如し。

俸給

一九〇、九三〇圓

應給費

二六、三五七圓

雑給及雜費

二七五、八〇九圓

道路治水及港灣費並に土地改良費

五一六、四五〇圓

水道補助

一七〇、〇〇〇圓

電信電話費

一四〇、二〇〇圓

廳舎及學校等の増築新築

三七五、六二九圓

土地區劃及穩定費

一四、二一〇圓

移民奨励費

二一、一九三圓

森林經營費

四八二、四〇二圓

勸業費

二八一、一四五圓

補助費

九五一、五四六圓

(私設鐵道、航路、救恤、運輸交通、教育、公醫、公獸醫及公設消防組等の補助)

其の他

一〇〇、二七八圓

一、官行研伐に關する経費

二、三〇六、一七四圓

森林の研伐及運搬に要する経費にして大要左の如し。

俸給

七〇、八〇四圓

事務費

二九七、五四九圓

研伐費

一、九三七、八二一圓

財政及金融

一〇三

財政及金融

三、二六九、七七〇圓

一〇四

一、繼續費

大泊の修築及鐵道建設、通信改良、道路開墾、船渠修築に要する經費の本年度半割額にして、其の金額の内容に就ては前項に掲記せるに付省略す。

一、鐵道改良に要する經費

二五〇、〇〇〇圓

鐵道に於ける軌道其他器具機械等の改良に要する經費にして大要左の如し。

俵 給

三、四〇〇圓

事務費

八、二〇〇圓

工事費

二三八、六〇〇圓

一、災害復舊に關する經費

四二九、六三五圓

前年度大災による道路、橋梁並に鐵道線路等の災害復舊に要する經費にして大要左の如し。

道路橋梁其他風水害復舊費

一八四、五五〇圓

鐵道線路風水害復舊費

二四五、〇八五圓

歲出臨時部合計

九、九九一、七二八圓

歲出總計

二〇、一五四、三三二圓

第二節 金融

樺太に於ける金融機關の大要を略述すれば左の如し。

銀行 明治三十八年本島の邦領となるや北海道拓殖銀行は政府の命に依り直に大泊に派出所を設け、中央金庫事務の取扱を爲す傍ら預金及爲替業務を行ふことなれり。當時一般銀行業務は同行定款の許さざる處なるを以て、本島の拓殖資金の供給に對しては全然没交渉の状態に在りしが、明治四十年一月右派出所を樺太支店となし一面同行後援の下に大泊、真岡の兩地に奉北銀行支店を設置し一般銀行業務を營むに至れり。越えて明治四十一年大泊に於ける諸官衙の豊原に移轉するや北海道拓殖銀行樺太支店も亦豊原に移轉し依然從來の業務を行ひしが、明治四十四年拓殖銀行法を改正して本島をも同行の一般營業區域に加ふる事とな

財政及金融

一〇五

財政及金融

一〇六

れり。其の後大正三年四月に至り本島に於ける泰北銀行の業務全部を繼承する事となり大泊、眞岡に出張所を設置せり。爾來同行支店出張所は一般普通銀行業務、不動産抵當貸付、地方低利資金取扱、農業者運帶無擔貸付、公共團體擔保貸付、漁業權抵當貸付、漁業者運帶無擔保貸付及工場財團抵當貸付等を取扱ひ、其の業務極めて盛況にして、本島の開發と時勢の進運に順應し本島の資金需要年々増加の趨勢に在り、尙同行に於ては大正八年に泊居に派出所を、大正十年に野田に出張所を、又大正十三年には本島に派出所を設置せり。而して樺太支店は大正三年四月之を豊原支店と改稱し、大泊出張所は大正七年八月、眞岡出張所は大正八年七月、野田出張所は大正十三年十二月何れも支店に昇格せり。

樺太に於ける産業資金の供給を圓滑ならしむるの目的を以て樺太廳の補助を得て大正三年五月設立せられたる樺太金融株式會社は、定款を變更して大正五年十月大泊に資本金五拾萬圓よりなる株式會社樺太銀行を創立し銀行業を開始せり。然るに各種産業の發展に伴ふ資金の需要逐次多きを加へ來れるを以て、大正八年三月資本金を貳百萬圓に増資すると同時に眞岡に支店を設置せり。以上の二行は銳意拓殖資金の供給に努力し、本島開發に貢献する所尠からず。

産業組合 大正四年産業組合法施行以來各地に設立せらるゝもの逐年其の數を増加し成績見るべきものあり。今其の組合數を見るに、施行當時即ち大正四年に設立を許可せるもの二組合なりしが、昭和元年末に於ては三十三組合となれり。而して其の出資總額七拾五萬參百拾五圓、内拂込済出資額六拾壹萬參千五百六拾參圓にして積立金、準備金、借入金、剩餘金及組合員の貯金等合算すれば其の運用資金總額壹百參拾壹萬六千貳百八圓に達するに至れり。之を本島人口約二十萬に比較すれば其の發達良好にして尙益々發展せんとするの狀態にあり。之を表示すれば

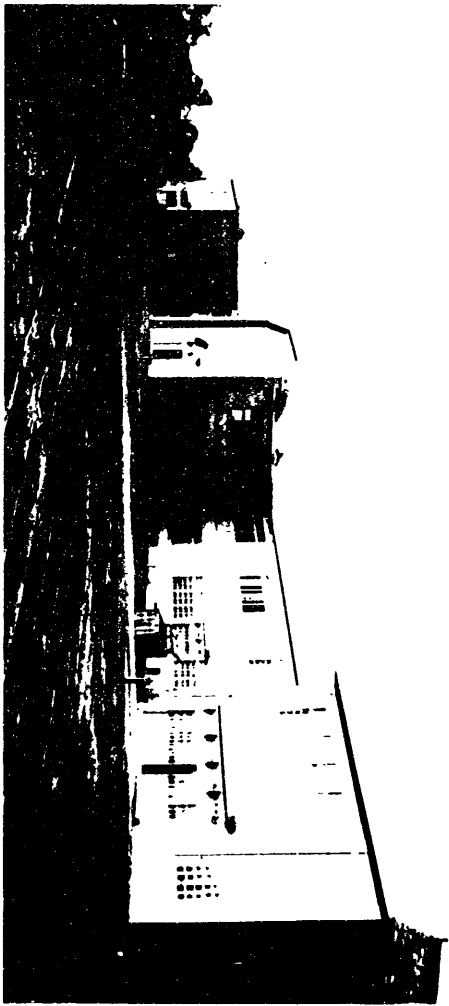
年次	種別	組合數		積立金高	準備金高	借入金高	貯金高	剩餘金	合計
		組合數	資本金高						
大正十年		三三	二七三、七六八	六、五三三	三四、五七七	一〇九、三七三	二、七〇一	四、九一一	五四、八三三
大正十一年		三四	三三九、三〇〇	一〇、三三三	四二、八三三	一四一、三七七	九七、二六三	五、四四七	六三、二〇三
大正十二年		三四	三四九、三三三	一三、〇六八	五二、六六〇	一三九、九六八	三九、〇一一	七、三三九	八三、八四九

財政及金融

一〇七

大正十三年	三七,五三三.七七	二四,八六五	六八,八〇四	一三,一八六	三〇,〇〇三	八八,九六六	一〇二,八三二
大正十四年	三七,五七〇.七九	二二,〇〇三	八九,〇六九	一九,八九六	二八,七〇九	九八,七五六	一一九,三九二
昭和元年	三三,六三三.五九	三〇,九〇〇	一〇九,四四四	一七,四四五	三三,八三五	一〇六,六二九	一三六,〇〇三

●●●●●●●●●●  
 實業及無盡議會 金融機關の施設はらざる本島に於ては實業は重要な金融機關にして各地の何れも相當利用せられつゝあり。實業に付ては明治四十年實業取締法施行せられ、昭和元年末に於ける營業者數百四十八人、貸出金拾八萬七千九百八拾九圓、口數二萬三千二百四十四を算す。無盡法は未だ施行せられざるも小資本商工業者の資金融通機關として無盡議會を組織するもの逐年増加するの趨勢に在るを以て、大正十三年四月廳令を以て議會取締規則を施行したり。昭和元年末に於ける無盡議會數三百九十八、請金總額四百八萬八千叁百九拾八圓掛金總額貳百叁拾七萬四千五百叁拾八圓を算し、金融機關として漸次其の機能を發揮しつゝあるを認む。



公立第一高等小學校



## 第六章 教化

### 第一節 教育

#### 第一款 概説

明治三十八年本島領有當時に於ては何等施設の見るべきものなく百餘創始の状態に在りたり、然るに渡航者は續々として相續き豊原、大泊及眞岡の三地の如きは忽ちにして市街地を形成し、従て児童亦多數を算せるが其の教育機關なきを以て之が設立の急に迫られ、明治三十九年八月始めて豊原に小學校を開校し次で同年十月大泊及眞岡の兩地に小學校を開校せり、之れ樺太に於ける小學校の嚆矢なり。而して同年九月樺太小學校内規を定め其の據る可き所を明かにせり。然るに教育上の施設を要するは常に是等市街地のみに止まらず其の他の村落に於ても之が必要に迫れるを以て、應急策として民間に相當補助を與へて之が設立を助成せり。即ち明治三十九年には私立簡易教育所二、同四十年に私立簡易教育所二、私立小學校一の設置を見たり。越え

教化

て明治四十一年樺太に於ける小學校に關する件(勅令)公布せられ大體小學校令に依るに共に、之が細則に就ては内務省令を以て一部を除く外小學校令施行規則を準用することとなり、次で廳令を以て私立小學校補助規則を定め、三市街以外の村落の私立小學校に對し教員俸給及設備費に補助を與ふることとし之が普及を圖れり。然れども小學校に尙臨立、私立の二種あり、私立小學校には補助を與ふこと、し之が普及を不便尠からず。茲に於て大正九年管内の小學校を統一して之を公立とし、教員の諸給與は之を國庫の負擔として教育機關の刷新を圖れり。

斯くの如くして初等教育機關の普及漸く其の緒に就ける時一方既に高等普通教育機關の必要に迫られ之が要望の聲漸く高きを以て、明治四十五年大泊に中學校を、大正五年豊原に高等女學校を、次で大正十四年豊原に昭和二年眞岡に孰れも中學校を設置せり。之より進大正四年大泊に私立大泊女學校の設立を見、數次の繰運を経て大正十三年公立大泊高等女學校となりたるが昭和二年四月之を創立せり。尙大正十五年眞岡に公立眞岡實科高等女學校の開設を見たり。

教育機關の普及漸く其の緒に就くと共に教育行政上、監督機關充實の忽にすべからざるを認め、大正五年四

月樺太廳に視學を置くと同時に支廳に兼任視學を配置し、之が監督統一の綱密を期すると共に大正九年教育に關し告諭を發し以て其の嚮ふ所を示せり。以上の如く初等及中等教育機關漸整備し來りたるも、社會教育に關する施設及小學校教員の養成機關未だ完からず依つて之を整備し以て教育の普及を圖らんと努め居れり。

第二款 初等教育

晩近折殖の進展人口の増加に伴ひ學齡兒童の増加亦著しく、依つて學校の増設と共に内容の充實を圖り以て教育の改善振興に努め居れり。而して學校は概れ普及し今や村落を形成する所學校の設置を見ざるなき狀況にして、従つて學齡兒童の就學率又頗る良好となれり。

學齡兒童就學歩合

年 別	學齡兒童	就學兒童	不就學兒童	學齡兒童就學歩合
大正十一年四月	16,151	16,079	72	99.5%



數 化	泊				
	泊居	眞岡	本斗	留多加	大泊
	尋常高等小學校 尋常小學校	尋常高等小學校 尋常小學校	尋常高等小學校 尋常小學校	尋常高等小學校 尋常小學校	尋常小學校
	三	二	三	一	一
	八	五	七	三	六
	七	六	六	二	三
	一、三三	三、一〇二	二、〇〇九	一、三三四	二、五九六

一一三

豐原	支廳 出張所		學校種別	學校	學級	教員	兒童
	尋常高等小學校	尋常小學校					
尋常高等小學校				七	六	二〇	三、一六九
尋常小學校				八	八	二〇	二、四〇六
				六	六	二〇	二、五九二

學校、學級及教員、兒童數 (大正十五年四月)

數 化	大正			
	十二年四月	十三年四月	十四年四月	十五年四月
	一八、四七六	三、三三六	三、三三六	一八、四七六
	二八、四七六	三、三三六	三、三三六	二八、四七六
	三、三三六	三、三三六	三、三三六	三、三三六
	九、九九九	九、九九九	九、九九九	九、九九九

一一三



校 學 中 國 興 田 太 神

計	敷 香		元 泊		輪 城		教 化
	尋常小學校	尋常高等小學校	尋常小學校	尋常高等小學校	尋常小學校	尋常高等小學校	
	一五	四	三	三	四	三	七
	二七五	三四九	五	八	七	二六	八
	六八〇	三三	三	三	三	三	三
	一〇,九七	一五,三六九	一〇一	三六六	三三九	一,三三九	八二〇

備考 分校の児童數其他は本校中に含む。

小學校の教科は小學校令及同施行規則に據れるを以て内地と同様なるが、本島の位置極北に偏し自ら氣候風土の異なるものあり、殊に單調にして變化に乏しき自然な環境とする兒童の教授に當りては一畧の努力を要するものあり。

### 第三款 中等教育

本島に於ける中等學校は昭和二年四月現在中學校三、高等女學校三なるも中等教育を受けんとするもの年々増加の趨勢に在るを以て尙増設の必要あり。

#### 一、樺太廳大泊中學校

明治四十五年四月開校五月一日より授業を開始す、元樺太廳中學校と稱せしが大正十四年四月樺太廳登原中學校設立と同時に改稱す。教科目は中學校令施行規則(文部省令)に準じ、徴兵令第十三條及文官任用令第六條第一號に該當するものと認定せられ、他の學校への入轉學に關しては中學校令に依り設置したる中學校と同一の取扱を受く。

教化

種別	年度					
	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年
教員	一七	三三	二二	三三	三〇	三三
級	一〇	三三	一四	一八	一七	一八
生徒	三〇	三五六	四二	五七	四二	三〇
生	一〇〇	一〇〇	一五〇	一〇〇	一七	一九
入	一〇〇	三	四七	四	五八	七
卒業	一〇	三	一	一	一	一

二、樟太監豊原中學校

大正十四年四月開校同月二十三日より授業を開始す、生徒定員四百五十人にして現在第四學年までを收容す、教科目其の他は大體大泊中學校に同じ。

年度	種別	教化					
		教員	級	生徒	入	卒業	
大正十四年		二	五	三五	一〇	一	
昭和元年		三	三	五七	一四〇	一	

三、樟太監眞岡中學校

昭和二年一月創設同年四月十五日より授業を開始し現在四學級第三學年迄を收容す。教科目其の他は大體大泊中學校に同じ。

四、樟太監豊原高等女學校

大正五年四月開校五月一日より授業を開始す、元樟太監高等女學校と稱せしが昭和二年四月樟太監大泊高等女學校設立と同時に改稱す。其の教科目は高等女學校令施行規則(文部省令)に準じ、他の學校への入轉學

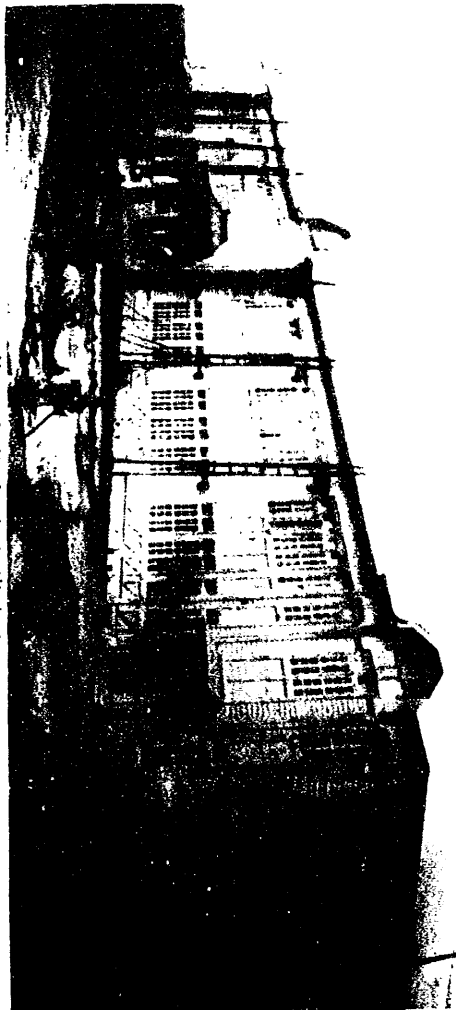


に關しては高等女學校令に依り設置したる高等女學校と同一の取扱を受く。

種別	年度			
	大正十年	大正十一年		
學生數	一七五	二二六		
入學徒	一〇〇	一〇〇		
卒業生	四	五		
職員	九	一五		
大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年
學生數	二〇七	二七	一五	一八
入學徒	一〇〇	一〇〇	一〇	一〇
卒業生	五	七	七	七
職員	一五	一五	一五	一八

五、樟太臨大泊高等女學校

昭和二年四月開校す、教科目其の他は大體豊原高等女學校に同じ。  
 本校は大正四年十月私立大泊女學校として設立せられたるものなるが、大正八年五月財團法人組織とな



校舎高等大泊樟太臨

し、大正十三年八月之を公立高等女學校に變更したるを更に國立に變更したるものなり。最近に於ける學級  
數目、生徒數を示せば左の如し。

種別	年 度			
	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年
教員	七	六	六	七
級	七	六	六	七
生徒	二六	一七	二四	三三
學徒	三	五	一〇	一〇
入學生	三〇	三〇	四〇	四〇
卒業	三〇	三〇	三〇	三〇
昭 和 元 年	三九	三八	三九	三九

六、公立眞岡實科高等女學校  
大正十五年四月開校す、樺太公立高等女學校官制及同規程に依り設立せられ、高等女學校令に準據するも  
數 化  
二一九



のなり。

年度	種別	教員	級	生徒	入學	卒業
昭和元年		九				
					一	
				三		
					三	
						一

第四款 教員養成其他教育施設  
 第一項 教員養成

拓殖の伸張人口の増加に伴ひ近年小學校の増加を來しつつあるも小學校教員の養成機關未だ完からず、爲めに其の補充の大部は未だ之を内地に求むるの状況にあり。亦僻遠の本島に於ては周囲の刺戟少きのみならず、諸般の事情内地と大に異なるを以て常に之が指導改善に努め居れり。

一、小學校教員講習所

本所は大正七年の開校に係り大泊中學校に附設せらる。修業年限一年にして當初尋常科准訓練以上の實力ある者を收容し尋常小學校本科正教員を養成せるが、大正十一年之を改め中等學校卒業者若しくは之と同等以上の學力ある者を收容することとなり、師範學校第二部と軌を一にせり。尙昭和二年より本科の外に研究科を創設し、本科卒業者又は師範學校本科卒業者若しくは小學校本科正教員の免許狀を有する者にして種々に於て一年以上小學校教育又は教育事務に従事し現に其の職に在る者の中より選拔收容し、本科の學科目又は之に關聯する學科目に付尙精深なる學習を爲さしむることせり。

本所卒業後は一年現役兵たるの特典あり、入學者には學費として入學旅費、支度料、被服費、教科用圖書費、食費、手當及修學旅行費等を給す、入學志望者逐年増加しつつあり、入學者及卒業者數左の如し。

種別	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	十一年正	十二年正	大正十三年	大正十四年	昭和元年
入學者	三	五	九	三	六	四	四	四	五〇



教化

義務を負ふものとす。後託學生は大正十年より大正十二年迄に高等師範學校、早稲田大學、東洋大學、音樂學校共立女子職業學校等十一名を算せるが、大正十三年以降中止の状態にあり。

第二項 其他の教育施設

本島は未だ開拓の過渡期にありて社會教育的施設完からず、之が普及發達は將來に俟たざるべからず。其の施設の主なるものを舉ぐれば左の如し。

教育會 元各支廳下に獨立したる教育會ありたるが時代の推移は之を以て足れりせず、是等を統一するの要あるに鑑み大正十三年三月從來の教育會を解散して新に支廳管内を統一したる教育會を創設し、之を單位として中央に樺太教育會を設置したり。附來講演會、研究會、夏期大學の開催、各科研究調査會及夜間中等學校の開設並に機關雜誌の刊行等々事業を進め、尙新刊書籍を購入して巡回輪讀に供すると同時に將來圖書館の建設に備へ居れり。

幼稚園 本島は其の氣候風土内地と大に其の趣きを異にするを以て、幼児の保育に關しては特に注意を要するものあり。之が保育機關を設け以て幼児身神の健全なる發達を圖るは最も緊要なりとす。大正十年始め

て大泊に設置せられ、次で大正十二年豊原に、大正十五年大泊浦濱町に之が開設を見たり。現在三園にして其の概況左の如し。

名 稱	經營者	設 立 年 月	保 姆	組 數	園 兒	保 育 料
豊原幼稚園	私立	大正十二年五月	三	二	八〇	二、二〇〇
大泊幼稚園	私立	大正十年七月	三	一	六〇	一、五〇〇
浦濱幼稚園	私立	大正十五年六月	二	一	三〇	三、〇〇〇

青年團 從來青年團は町村に於て各任意に設立し來りたるが、大正十四年九月是等各青年團を統一して支廳管内聯合青年團を設置し、之を基礎として更に樺太青年團を組織して節度あるものたらしめたり。之等青年團は各地方の中心勢力となり各種公共的事業に活動しつつあり、其の概況左の如し。

教化



種別	支額	青年團	團員	經費	事業概要
豐原	二六	一、三三	八、〇二	運動會、講演會、勤儉宣傳、射擊會、陸上運動會、災害出動其他	
大泊	三	一、六〇	七、五三	講演會、運動會、夜學會、道路修繕其他	
本斗	元	四	一、四九	共同作業、夜學會、運動會其他	
眞岡	二四	六	五、〇二	夜學會、運動會、講演會、共同労働、農事視察其他	
泊居	二七	六	四、二七	講演會、文庫、體育會、夜學會其他	
元泊	三	八	六	夜學會、武術大會、運動會、文庫其他	

數	香
三	武道、運道會、夜學會、講話會、公共事業勞力寄附其他
二七	
六七	

婦人團體 婦人團體には婦人會及學校を中心とする同窓會等あり。各々研究會、修養會等を催すの外公共的事業に活動しつつあり。現在婦人團體數其他左の如し。

支別	豐原	大泊	本斗	眞岡	泊居	元泊	數	香
團員數	八〇	一〇	九	九	四	三		三
會員數	八〇	一〇〇	九	九	四	三		三
經費	二六	一、三三	八、〇二	七、五三	四、二七	六		三

青年訓練所 大正十五年四月勅令第七十號を以て内地道府縣に對し青年訓練所令公布せられたるも、殖民地  
數 化 一一七

には之を施行せられず、然れども本島の如き社會教育的施設の少き土地に於ては最も適切なるものと認め、大正十五年六月廳令第十七號を以て之が規定を公布するに至れり。其の内容に付ては唯私人の設置を認めらるの外總て内地同様にして孰れも小學校内に附設し當該小學校長之が主事たり。主として小學校教員在郷軍人等之が指導員として公民教育、職業教育及國民的教練を課す。現在に於ては收容人員比較的多き箇所のみなれども將來は全町村に普及し以て全島青少年の修養に資せん。現在に於ける概況左の如し。

支 種 別	訓 練 所	入 所 者	設 置 町 村
豊原	五	三五	茶原町 落合町 川上村
大泊	五	六五	留多加町 大泊町 深海村
本斗	三	三〇	本斗町 好仁村 内鏡村

第二節 社會事業

本島に於ける社會的事業は未だ複雑ならず従つて社會事業の發達亦著しきものなし。現在の社會事業は慈善救濟及釋放者の保護、感化を主とす。此の種各團體の概要を擧ぐれば左の如し。

眞 岡	泊 居	元 泊
八	三	三
三五	二五	三三
關泊村(關泊勿母嶺) 廣地村 眞岡町 清水村(二區) 逢坂(野田町) 小能登呂村	泊居町 鞆城村 名寄村	元泊村 知取町 帆寄村

名 稱	位 置	設 立 年 月 日	事 業
財團 律太慈惠院	豊原	大正元年 八月十九日	窮民救助、疾病救護、施療、不具者救護等



財團 共濟會	豊原	大正十七年	窮民救助、罹災救助等
財團 樟太恩賜財團	樟太	大正十六年	窮民救助、疾病救護、不具者救護等
財團 樟太恩賜財團	樟太	大正十五年	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等
財團 樟太恩賜財團	樟太	大正十四年	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等
財團 樟太恩賜財團	樟太	大正十三年	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等
財團 樟太恩賜財團	樟太	大正十二年	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等
財團 樟太恩賜財團	樟太	大正十一年	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等
財團 樟太恩賜財團	樟太	大正十年	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等
財團 樟太恩賜財團	樟太	大正九年	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等
財團 樟太恩賜財團	樟太	大正八年	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等
財團 樟太恩賜財團	樟太	大正七年	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等
財團 樟太恩賜財團	樟太	大正六年	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等
財團 樟太恩賜財團	樟太	大正五年	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等
財團 樟太恩賜財團	樟太	大正四年	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等
財團 樟太恩賜財團	樟太	大正三年	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等
財團 樟太恩賜財團	樟太	大正二年	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等
財團 樟太恩賜財團	樟太	大正元年	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等

以上の団体は何れも鋭意施設経営に努めつつあるも一般に基礎未だ確實なりと云ひ得ざる状況なるを以て、之を指導援助し國庫より補助を與へて事業を助成するの外、罹災者救助規程等に依り直接救済の衝に當る等斯業の改善發達を圖りつゝあり。

### 第三節 神社及宗教

本局は未だ開拓の途上にありて住民の多くは定住の念薄く稍もすれば地の利を趁うて流轉せんとし、從つ



(町原郷) 社 神 太 樟

て社會的觀念亦比較的淺薄なるを免れず。敬神崇祖の念を涵養するは即ち是等覺念せる人心を感化善導する所以なるを以て、大正九年臨令を以て神社規則、寺院規則及布教規則を制定し以て之が普及を圖れり。

#### 第一款 社 社

明治三十八年本島領有後住民の増加するに従ひ神社の創立を企畫するもの各地に相續ぐに至れり。茲に於て人心の歸嚮を察して敬神の思想を涵養し崇祖の信念を振作する爲め明治四十四年全島鎮護の大祀として官幣大社樺太神社を建立せられたり。爾來豊原、真岡、久春内其の他各地に相亞て産土神社の建立を見現其在其の數七十二社に及ぶ。

官幣大社樺太神社 祭神は大國魂命、大己貴命、小彥名命の三柱にして豊原の東郊旭ヶ岡に鎮座す、兩邊絕佳の勝地なり。明治四十三年起工翌明治四十四年八月鎮座あり、大祭日は樺太施政紀念日たる八月二十三日なり。

表忠碑 大泊中央高地に在り、明治三十七八年戰役に際し本島に於て不幸戰歿死せる陸軍歩兵少佐西久保

教化

翌一即以下軍人軍屬五十二名の遺骨を埋葬して其の英雄を祀り、我が軍の本島に上陸したる七月十二日をトして毎年招魂祭を舉行す。全島民の尊崇を値むるころにして大正十四年皇太子殿下本島行啓の際には長くも特に鶴駕を托げさせられ、本島唯一の由緒ある記念碑なり。

第二款 宗 教

本島領有後各宗派の布教師續々渡來し各地に寺院、布教所を設け布教傳導に努めたる結果茲を述べて概んに檀徒の數亦倍々増加しつあり。宗派は神教、佛教、基督教の三なり。

神教、神道、黒住、天理、金光、大社の五派にして各地に布教所二十六箇所あり。  
佛教、眞宗、日蓮、曹洞、眞言、淨土、天台の六派にして各派の寺院布教所百三箇所に達す。  
基督教、日本聖公會及天主教會の二にして何れも豊原にあり。

第七章 兵 事

明治三十八年樺太南半を領有すると共に大泊に樺太守備隊を設置し、明治四十年之を豊原に移轉し第七師團の管區に屬せしめ、以て本島の守備警衛に任じたるが大正二年五月終に之を撤退するに至れり。當時住民は甚だ之を遺憾とし爾來復舊を望むこと久しかりしが、時偶々大正九年五月突發したる尾港事件に基因し薩哈連州の保障占領に伴ひ同年十月再び豊原及内路に守備隊の駐屯を見るに至れり。軍隊駐屯の有無は我が極北滿地の住民の精神上に與ふる影響頗る大にして其の駐屯を望むや切なり、然るに大正十四年二月日露の新協約成立し國交の恢復に伴ひ再度守備隊の撤退を見たるは本島の爲め誠に遺憾とする所なり。

本島には從來徴兵令の施行なく特別地域を爲し居たる爲め各種の點に於て遺憾尠からざりしが大正十三年戸籍法と共に遂に之が施行を見、第七師團の管區に屬し漸次關係法規の適用を受け内地と其の軌を一にするに至り、爾來二回の徴兵検査を施行して良好なる成績を得、前同點呼、勤務演習其の他一般兵事々務も圓滿な



る遂行を見つつあり。

一、海軍募兵

本島は従来海軍志願の適用は受けざりしが大正十四年より其適用實施を見たり。爾來本島に於ける志願者の検査は北海道稚内に於て行ひ來りたるが、其初年たる大正十四年には志願者十九名採用者七名を得て相當成績を収め尙逐年増加の傾向を認むるを以て、昭和二年豊原に検査所新設せられたるが同年に於ける志願者は一躍七十名採用者十四名の成績を見たるは誠に喜ぶべき現象なり。

二、在郷軍人

一般人口の増加に伴ひ在郷軍人又逐年増加の趨勢にあり。是等在郷軍人は概ね實業剛健能く生業に精勵し良兵良民の實を擧げつつあり、堅忍戮力堅實なる基礎を築き重要な地位を占め、常に指導誘掖率先して範を垂れ住民の師表たるもの影からず。大正十四年三月陸軍召集令實施せられ續いて大正十五年七月より海軍召集令も施行せらるゝに至りたれば、是等在郷軍人に一層の自覺を促し在郷軍人會の結束愈々鞏固となれり。

三、軍隊と地方との關係

歐洲の大戦に基く露國々家の崩壞に伴ひ漸次極東に於ける政情の安定を缺き、接壤地たる北樺太に於て匪徒の横行を見るに及び住民は漸く不安の念を抱けるが、亞で尼港事件突發するに及び一層危惧の念に驅られ爲めに其の定住心を傷け延て本島の拓殖上憂ふべき結果を齎すに到るなきやを虞れたるも、薩哈廳州の保障占領と共に軍隊の一部は豊原及内路に駐屯せるを以て民心漸く平靜に歸せり。

豊原駐屯の守備隊に於ては爾來青年團員、在郷軍人又は學生等に對し軍事講話を行ひ、又は戦闘教練を實施し、或は營内縦覧を許して兵卒起居の實情を紹介して軍隊と地方住民の接觸親睦を計りたれば、一般軍事思想の普及並に地方風教上に及ぼしたる効果些少なざりき。

# 第八章 殖民及農業

## 第一節 土地

邦領樺太の面積は三百三十二萬八千町歩にして、内農耕適地約二十萬町歩、牧畜適地約二十萬町歩、其の他宅地、道路、鐵道及排水溝等の用途に供すべきもの約三萬六千町歩と推定し、合計約四十三萬六千町歩を概算し得べし。以上は所謂第一期殖民預定地にして、今後森林地の立木利用の途拓くるに従ひ伐木地を更に農牧に利用し得べき適地も亦尠からざるべく、之等第二期に屬する調査を遂ぐるに至らば本島の農牧適地は五十萬町歩を越ゆる見込みなり。

●●●●●  
土地擬定 明治三十八年十月以來殖民地の擬定事業に着手し、土地の廣袤を概測すると共に地勢、土質、氣候、植物、水利及交通等の狀況を調査し、昭和元年迄に農耕適地十三萬二千三百七十二町歩、牧畜適地十萬一千百七十九町歩、其の他土地改良後の農耕適地二萬二千百十三町歩、泥炭地七千五百八十町歩、計二十六



(樺内宮宇泊園宇大村泊園園園園) 港部 村 景

萬三千八百四十八町歩を撰定せり。

土地區劃 撰定を終へたる殖民地は土地の整理並に移住民の收容に便せんが爲め、農耕地は五町歩乃至七町七反歩を普通農家一月の收容に充つることとして明治三十九年初めて事業を開始し、昭和元年末に於て其の面積二十一萬二千八百五十五町歩餘に達せり。

市街地は樞要の地に之を施設し、普通七十坪乃至百五十六坪を一月分となし、明治三十八年本島嶺有線直に大泊に區劃を新設せり。爾來新設又は増設を行ひたるもの大泊、豊原、眞岡、久春内、野田、泊居、數香、名好、本斗、知取、内路、輪城、落合、留多加及川口の十五箇所あり、昭和元年末に於ける區劃面積四百一町歩餘に及べり。

部落宅地は移住の密居を必要と認めたる土地に之を施設し、殖民地にありては一月の標準を普通九百坪となして専ら農民の收容に便し之を農村宅地と通稱す。又海岸に於ける必要なる土地には一月の標準二百坪乃至六百坪となして専ら漁民の收容に便し之を漁村宅地と通稱せり。尙ほ漁村には明治四十二年より六百坪乃至一町歩内外の附屬畑を割設し漁閑を利用して農耕を奨励せり。昭和元年末に於ける區劃面積二千三百四十

殖民及農業

七町歩に達せり。

土地改良 本島の河川は概して迂曲蛇行せるもの多くして疏水を妨げ、爲めに河水氾濫して農耕地を浸害するもの亦尠からず。大正十年より鈴谷川、留多加川、内淵川及列丹川の四大流域に對し土地改良基本調査を開始し、大正十五年迄に約四萬七千八百七十町歩の調査を爲せり、殊に地味肥沃なれども低濕地にして直接農牧に利用し得ざる土地に對しては、官營又は補助金を給して大小排水溝の開鑿を企圖して専ら土地の乾燥を計り、明治四十三年以來官營施設したる大排水溝の延長十萬四千八百八十九間に達し、又大正二年より農業者に補助金を給して各自の農耕地内に小排水溝を開鑿せしめたるもの延長十九萬五千三百六間に及べり。

以上排水溝の施設と相俟つて一方農耕道路の開鑿を計畫し、先づ殖民地内及殖民地相互間に所謂幹線農耕道路を開鑿することとし、其の工事の困難なるもの又は急務を要するものは之を官營とし、簡易なるものは農村住民に補助金を給して之を開鑿せしむる等専ら農村交通の便を計れり。大正十四年末に於ける農耕道路延長官營六萬六千二百四十九間補助五十二萬百三十四間に達せり。

土地處分 樺太國有未開地は隨意契約を以て賣拂又は貸付することを得るも、直に賣拂を爲すは殆ど特殊

の事業に供する場合に限り、他は何れも貸付の際附したる一定の條件を成功したる後に於て賣拂又は讓與に因り民有に歸するを通則とせり。

土地の貸付は有償を以て原則とするも農耕、牧畜及之に直接附隨の用途に供する場合は拓殖殖民の見地より之を無償にて貸付し、専ら農牧業を目的とするを移住者の便益を計りつゝあり。

賣拂又は貸付すべき地積の制限は其の使用目的に依り一定せざるも、一人に付、耕作及之に直接附隨の用途に供する土地は三萬坪、牧畜及之に直接附隨の用途に供する土地は五十萬坪、市街宅地及部落宅地に供する土地は千五百坪、其の他の事業に供する土地は一萬坪を各限度とす。但し農耕目的の地は借地人に於て一萬五千坪に對し一戸の割合を以て移住農民を收容するときは九萬坪迄を貸付し、其の他の事業に供する土地は會社又は組合に對する場合其の所定面積の五倍迄増加することを得せしむ。昭和元年末に於ける處分面積は貸付地八萬九千八百十六町歩餘、讓與及賣拂に依り民有に歸したる土地二萬八千六百十六町歩餘に達せり。



第二節 移民

第一款 概説

交換前の移民概況 樺太に於ける移民事業は既往文化、文政以後多少の施設經營なきにあらざりしも、所謂移民としての事蹟に至りては素より論ずるに足るものなかりき。

明治維新後北海道に開拓使の置かる、や本島の開拓にも亦意を用ひられたるは一帯帯水の地理的關係上當然の事と謂はざるべからず。當時の施設概況を察するに農工業に従事するもの數百名を募りて之に賄料及手當を給し専ら開墾土木の事業に従事せしめ、永住者には三年間一日一人に付米五合、手當金一箇月三分、被服料一箇年五兩を支給するの外畑地並に漁業共有地を割渡し、又永住者に對しては終身無税、寄留出稼者には三箇年無税とし四箇年目より收獲高の三分五厘を納めしむ、而して開墾目的の移民に對しては一人に付三百坪の地を下附し、次年検査の際に耕作を勤むものには更に土地を増給する等種々獎勵方法を定めて

其の實績を擧ぐる事に妨めたりしも遂に成功を見るに至らず、明治七年迄に開墾せし地積は僅に二十一町歩に過ぎざる有様にて従つて農作物の收穫亦意の如くならざりき。

今開拓使が本島開墾に苦心せる跡を尋ねるに、或は人馬繼立所を設け、或は宗谷樺太間の渡航船を増加し、或は道路を開墾し漁場を官營せし等、直接間接に移民者の保護獎勵に對する苦心の跡歴然たるものありしと雖も、移民者は風土に慣れざる結果罹病者並に死亡者増加し、一方露人との紛擾亦常に絶えず所謂内憂外患に堪ふる能はずして種々の口實のもとに歸郷せむとするもの續出し、遂に明治八年千島樺太交換條約を修訂して移民は殆ど其の影を留めざるに至れり。

以上の如く開拓使に於ては其の殖民事業に關し相當保護獎勵に努めたるも遂に失敗に終れり。是れ移民の選擇を誤りしと、交通不便なりしとに基因せるは勿論なるも、日露交渉の在再決せざる間に露人の勢力愈々増加し、爲に其の事業に安んずること能はざりしことも主要なる原因の一と謂はざるべからず。

露領時代の移民概況 明治八年樺太を露國に讓渡するや露國は同島を以て流刑囚徒の監獄場となし、囚人を此の地に收容し其の改心せるものは之を放免して開拓に従事せしむるの政策を執れり。即ち年々本國より



數百名の囚人を送致し、一年乃至三年の後一定の制度の下に監獄外の居住結婚を許可し、更に一定の時期を経て農商其の他の事業に従事するを得せしめ、刑期満了後六箇年間品行方正なるときは所轄長官の上申によりて之れを農民に編入し、一定條件の下に自由に農民たるの權利を恢復せしむる等種々獎勵法を設けて大に本島の開發に力を致せり。

然れども彼等は刑餘の民にして概ね着實持久の性を缺き、従つて開拓の事業進捗せざるのみならず一旦刑期満ちて自由の身となれば何れも島外に退散し、此の地に定著せんとする者は遂に寥々たるものなりき、従つて三十有餘年間曾て著しき人口の増加なく、其の産業も些の發達を見るに至らずして終れり。

領有後の移民概況 最初の移住者たる漁業移民に對しては沿岸各地に一定の區劃を設け、漁業監札規則に依り一箇年を限りて漁業を許可し、商工業者に對しては市街宅地を區劃劃設して之を貸付し或は拂下ぐる等定住の途を講じたり。

爾來樺太に於ける移民は逐年著しく増加しつゝありと雖も、今尙漁業期節のみ出稼する漁民及夏季間のみ渡來する勞働者等尠からず。本島に移住する者は敢て其の職業を問はずと雖も、凡そ處女未開の國土を開

き國產の興起を圖らむとせば先づ以て指を農業に屈すると共に、移動性に乏しき農業移民を招致せざるべからず、依つて此の見地より農業移民に對しては特殊の保護を興へ以て之が招來に努めつゝあり。

第二款 農業移民

本島の邦領に歸するや直に専門の學者並に技術者に委嘱して實地を踏査せしめ、或は露領時代の經營法を斟酌すると共に北海道に於ける拓殖事業の實績に鑑み、自作農者をして有蓄組織により農業を經營せしむるの最も適當なるを認め、土地處分の規定を定め諸種の施設も亦此の方針を以て行ひ、明治三十九年以來農民の移住を奨励せり。

今過去に於ける移住の状況を見るに、領有以來増加し來りたる移民は歐洲大戰による内地財界の好況に影響せられて大正四年以降其の數額に減少し、大正十年迄は大なる増加を見ざりしが、大正十二年稚泊連絡開始以來再び激増し收容戸數年々二千戸を下らざるに至れり。今既往十ヶ年の收容戸口を擧れば左の如し。

殖民及農業

一四四

區別	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年
戸數	二五五	二六四	二六八	二七三	二七六	二七九	二八二	二八五	二八八	二九一	二九四
人口	九四六	九八〇	一、〇四四	一、〇九六	一一、〇六六	一一、〇四六	一一、〇二六	一一、〇〇六	一〇、九八六	一〇、九六六	一〇、九四六

第三節 農業

第一款 概説

本島開拓の行程は露領時代にありては成績の見るべきもなく、無盡の寶庫は空しく荆棘の藪るに委して順るものなかりき。

明治三十八年我が有に歸するや開拓の基礎創りて樹ち、爾來茲に二十有餘年其の間各種産業の發達に伴ひ農業に關する施設亦着々其の緒に就き、農産物生産年額三百數十萬圓を算し十年前に比し實に二百餘萬圓の

増加なりとす。然れども耕地反別は僅に一萬九千町歩に過ぎず、農耕適地廿萬町歩に比すれば未だ其一割に達せず、尙容易に數萬戸の農民を收容し得べく、是等耕作地開發の曠には蓋し他に他の産業を凌駕すべし。以上の如く拓殖の餘地極めて廣く本島農業の發展は寧ろ今後の經營に俟つべし。一層大なるを知るべし。

●耕地 本島の耕地面積は年を逐て非常なる發達をなせり、其の増加の程度は年に依りて多少の差あるも年々千町歩内外の新墾地を増加しつゝあり。今既往十箇年に於ける作付地積、不作地積及全耕地の状況を見るに左の如し。

種別	年次	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	正昭元年	昭和元年
全開墾地		九、五七〇町	一〇、〇〇〇町	一〇、四三〇町	一〇、八六〇町	一一、二九〇町	一一、七二〇町	一二、一五〇町	一二、五八〇町	一三、〇一〇町	一三、四四〇町	一三、八七〇町
作付反別		七、五七〇町	七、九〇〇町	八、二三〇町	八、五六〇町	八、八九〇町	九、三二〇町	九、六五〇町	九、九八〇町	一〇、三一〇町	一〇、六四〇町	一〇、九七〇町
不作付地		二、〇〇〇町	二、一〇〇町	二、二〇〇町	二、三〇〇町	二、四〇〇町	二、五〇〇町	二、六〇〇町	二、七〇〇町	二、八〇〇町	二、九〇〇町	三、〇〇〇町

殖民及農業

一四五

殖民及農業

右に依りて觀るに大正五年以降逐年不作地増加し作付面積は全耕地の三分の二に過ぎざる状態にして、之が原因は多々あるべしと雖も要するに農業者の多くが勞銀高價なる伐木事業其の他の勞働に走りて耕地を顧みざりしに依るべし。

農業者戸口 近時本島内地間交通の便著しく増進せられ世人の樺太に關する智識向上し、一般渡來者の増加すると共に農業移住民亦著しく其の數を増し、昭和元年末現在九千五百九十一戸四萬二千三百二十五人に於て全戸口の約三割に達せり、既往十年間に於ける戸口を示せば左の如し。

年次	戸口	年次	戸口
大正六年	三、八五七	大正七年	三、九七五
大正七年	三、九七五	大正八年	四、四四五
大正八年	四、四四五	大正九年	五、〇三三
大正九年	五、〇三三	大正十年	五、六八八
大正十年	五、六八八	大正十一年	五、五五五
大正十一年	五、五五五	大正十二年	七、九四四
大正十二年	七、九四四	大正十三年	八、七五三
大正十三年	八、七五三	大正十四年	九、六六五
大正十四年	九、六六五	大正十五年	九、五九二
大正十五年	九、五九二	大正十六年	四、二八九
大正十六年	四、二八九	大正十七年	四、三三五

第二款 農畜産物

農畜産物の地位 本島は沿海に漁業の盛んなるに、陸には森林と礦物あり沃野の農牧に適するもの亦尠からず、各種の産物は之れより起り逐年隆昌に赴きつゝ、あれども開拓日遠く未開の地は今尙所所にあり、從つて之等の未開地にして開發せらるゝに至らば本島の産物は注目し値するものあるべし。今農畜産物生産額と他産業生産額とを比較すれば左の如し。

年次	農畜産	林産	水産	礦産	工業	總額	農畜産の總額に對する比
大正四年	六五、七二四	三三、六六四	六〇、六一一	一、九七六	二、三六三	一六三、二三九	六五%
大正五年	九三、九六六	四七、三三〇	六二、〇四四	二、八五五	五、八三三	二〇七、〇三二	七三%
大正六年	一、〇五七、二八六	一、三九九、三三四	一、〇七五、八八六	六、九七〇	三、六三七	三、五九二、〇六六	三〇%
大正七年	二、三〇、四四七	四、六六〇、八四四	一、〇八八、六六六	一、七九〇、六七〇	一、九七七、八四三	五、八三六、四一三	三〇%
大正八年	三、四七、二六八	六、四四三、三九三	三、八八八、九七〇	一、九〇、三三〇	二、五九、五九六	一〇、九〇、一六七	八七%

殖民及農業



大正九年	一、三〇、五〇〇	八、四七、一〇〇	三、三〇、〇〇〇	九、五三、八七〇	八、四一、二九七	二、九
大正十年	二、七五、〇〇〇	三、四三、三三三	三、八七九、七九二	一、三三、八五三	二、五〇、八七三	八、七
大正十一年	二、五三、七五三	四、一六、三九九	三、四八七、八九九	一、三三、八九二	三、〇〇、四四一	六、五
大正十二年	三、五五、一四九	四、五五八、八七三	三、三三三、三三三	一、八〇、九四三	二、五八、七五五	七、三
大正十三年	三、八四六、九九三	三、〇五、四四三	三、九〇〇、六〇〇	二、五五、七三三	七、七六、八七三	六、八
大正十四年	四、九四、九七七	九、一八六、六五五	七、五〇〇、四四三	二、七五、九七三	九、九六四	三、三
昭和元年	三、七〇、八〇〇	二、四二、九三三	三、〇〇〇、九四三	二、七三、二九九	三、一七、七三三	七、六

作物の種類 本島は北緯四十五度以北に位置するを以て気温は内地北海道に比し低しと雖も、栽培せらるる作物の種類に至りては北海道に於けるに大差なく、殊に従来不可能とせられたる水稻栽培も漸く其の曙光を認むるに至れり。

食糧作物中到處栽培せられつゝあるは麥類、豆菽類、馬鈴薯、根菜類、葉菜類の各種にして麥類中最も多く栽培せられつゝあるは裸麥なり。其の範圍は全島に亘り作付面積七百四十五町歩餘十三萬餘圓に達す。大小麥は能く本島の風土に適し生育良好なれども販路の關係等により年々減少の傾向にあるを以て、之が栽培を促して食糧の自給を期すると共に、一面副産物の發展を圖らんが爲め製粉、精麥事業を奨励しつゝあり。昭和元年末現在作付反別は大麥百町歩餘一萬六千四百餘圓、小麥二百六十餘町歩四萬餘圓なり。

豆菽類中最も廣く栽培せらるゝは豌豆にして、其の作付反別五百五十一町歩産額二萬五千餘圓に達し品質又優良なり、豌豆に次ぐは菜豆の百六十八町歩二萬三千餘圓にして、大小豆蠶豆に至りては何れも五十町歩内外にして未だ大なる生産を見ず、之れ大小豆は未だ廣く栽培せられざるが爲めなるも、蠶豆にありては全島到處生産せらるゝを以て家畜の増加と相俟つて其の飼料として將來倍々増加すべし。

穀類としては以上の外蕎麥、粟、黍、玉蜀黍も生産せらるゝも蕎麥を除いては栽培普及せず生産額又僅少なり、馬鈴薯は蕎麥と共に本島に於ける重要作物にして、其の作付反別二千二百七十八町歩産額七千六萬餘圓に達せり。主として自家消費に充當しつゝ、あるも澱粉を製造するの外其の市場に搬出するものも亦尠から



す。現在製粉製造者四百七十製造萬四萬五千九百貫を算するも、何れも小規模のものにして工場工業の域に遠せず。

蘿蔔は全島に亘りて廣く栽培せらるゝも大根類の發生甚しく、農業者は其の害虫を避くる爲め被害少き新樂地栽培を行ひつゝあるを以て、其の作付反別五百町歩年産額僅に二十九萬圓にして、島内需要を充たす能はず遠く北海道より移入しつゝあり、

甘蔗は清涼温和なる氣候を好みて生育するものなれば、本島に於ては特に優良のもの生産せられ一箇二貫匁内外の結球は珍しからず、而して之か需要又尠からざるを以て作付反別逐年増加し、現在三百町歩年産額二十萬圓に達せり。

以上の外牛蒡、人参、胡瓜、茄子、南瓜等の蔬菜生産せらるゝも廣く栽培せらるゝは市街地附近にして、其の他の地方に於ては自家用を充たす程度に過ぎず、従つて其の作付反別は何れも尠く百町歩に達するものなし。

工藝作物中本島に適するものはライ麥、亞麻、甜菜、薄荷等なれども、是等の内現在利用せられつゝある

はライ麥及亞麻等なり。

農業者は大泊製麥會社と一定の契約のもとにライ麥を栽培し、酒精原料として之れを該會社に販賣しつゝあり、其の作付範圍は現在の所大泊及豊原支廳管内に限られ居るを以て作付反別も亦百八十五町歩に過ぎず。

亞麻は現在主として豊原支廳管内に栽培せられつゝあり、作付反別五十町歩年産額三千八百四十圓内外に過ぎざるも漸次増加すべきは想像に難からず。而して生産品は主として製線工場を経て北海道帝國製麻會社に供給されつゝあり。

甜菜は現在農事試験場に於て栽培しつゝあるに過ぎざるも、過去の試験成績に徴すれば品質遙かに北海道産品を凌駕し、含糖量平均十八乃至二十%純糖率八十五乃至九十%を示せり。

薄荷、蜜柑等は嘗て相當栽培せられたる作物なるも販路の關係上漸次減少し現在に於ては栽培皆無の状態なり。

飼料作物としては燕麥、牧草、根菜類、テントコーン等何れも生育良好にして反當收量又少なからず、就中麥、チャコニー、オチャード、瑞典蕪、家畜ビートに至りては品質優良にして他の追従を許さざるものあり。

殖民及農業

一五二

燕麥は家畜飼料たるの外一般需要亦尠からず。其の作付反別は作物中第一に位し、現在に於ては五千六百町歩年産額八十八萬八千九百八十三圓に達し尙年々増加の趨勢にあり。然れども未だ島内需要を充たすに足らず年々北海道及沿海洲等より移輸入するもの尠からず。

牧草も燕麥と同様相當需要あり且つ耕作容易なるを以て栽培者多く、作付面積二千町歩年産額四十五萬九千二百八十三圓に達せり。

其の他瑞典蕪、家畜ビード、テントコーン等に至りては未だ栽培普及せざるも、酪農業の勃興と共に濃厚飼料として栽培面積漸次擴張せらるべし。

果樹としては一般的に栽培し居るものなきも將來有望なるは苹果なるべし。苹果は現在西海岸に於ける農事試験場分場及同地方の二三有志によりて栽培せらるゝに過ぎざるも其の成績良好なり。

今最近五ヶ年間の農作物作付反別並に收穫高を表示すれば左の如し。

種	類	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年
---	---	-------	-------	-------	-------	------

種	類	大正十一年		大正十二年		大正十三年		大正十四年		昭和元年	
		作付反別	收穫高	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高
大麥	作付反別	五、五〇	五、五〇	六、七〇	六、七〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇
大麥	收穫高	五、五〇	五、五〇	六、七〇	六、七〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇
小麥	作付反別	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇
小麥	收穫高	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇
粟麥	作付反別	八、五〇	八、五〇	八、五〇	八、五〇	八、五〇	八、五〇	八、五〇	八、五〇	八、五〇	八、五〇
粟麥	收穫高	八、五〇	八、五〇	八、五〇	八、五〇	八、五〇	八、五〇	八、五〇	八、五〇	八、五〇	八、五〇
燕麥	作付反別	三、九〇	三、九〇	三、九〇	三、九〇	三、九〇	三、九〇	三、九〇	三、九〇	三、九〇	三、九〇
燕麥	收穫高	三、九〇	三、九〇	三、九〇	三、九〇	三、九〇	三、九〇	三、九〇	三、九〇	三、九〇	三、九〇
豌豆	作付反別	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇
豌豆	收穫高	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇
菜豆	作付反別	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇
菜豆	收穫高	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇

殖民及農業

一五三

第四節 畜 産

殖民及農産

蠶豆	作付反別	10	10	10	10
	收穫高	30	30	30	30
馬鈴	作付反別	1,098	1,599	1,593	1,598
	收穫高	3,861,858	3,755,625	4,100,130	5,771,336
薯	作付反別	2,521,512	2,598	2,701,330	5,771,336
	收穫高	7,631	1,599	3,774	3,909
甘藷	作付反別	1,554,027	4,691,547	3,318,447	9,041,331
	收穫高	1,554,027	3,377	9,318,447	9,041,331
蘿蔔	作付反別	187	101	577	33
	收穫高	114,462	1,764,433	2,991,330	1,021,066
牧草	作付反別	2,521,512	3,546,979	3,041,331	3,101,337
	收穫高	1,554,027	1,599	2,701,330	1,754

一五四

本島の氣候風土は家畜の飼養に適し飼料作物の生育亦良好にして寒氣も何卒恐るゝに足らず、其の施設宜しきを得ば大に新築發展の要素を具備せり。然るに露領時代に於ける飼養家畜類は一般に品位能力共に劣悪にして、加ふるに之が改良増殖に關する施設としては濠洲に官營牧場を設置種牡牛二頭を置き、芫栗の私設牧場に於ける種牡馬二頭と共に民有牝牛馬の種付に供用したる外何卒見るべき施設なく、其の飼養法亦甚だ粗放にして放牧を主とし、牝牡混牧の結果自由交配に因り不規則なる近親繁殖繼續せられ、遂に體格矮少となりたるものゝ如し。

明治三十八年我軍の樺太を占領するや露人の多くは其の飼養せる家畜を遺棄して本國に引揚げたるを以て牛馬は群を爲して山野に彷徨し島内は宛然一大牧場の觀を呈せり。依て隨處の隙として軍令を以て移住民の之を自由に捕獲するを許すと共に、其の半數を上納せしめ他の半數は之を捕獲者に拂下ぐることをし。一方貝塚、地川、一ノ澤、古牧、軍川に牛馬收容所を設置して上納牛馬を收容すると同時に、島内家畜の減少を防ぐ爲め牛馬の島外輸出を禁止せり。當時收容所に收容したる牛馬は僅に五百餘頭に於て、民間にて拾得飼養のものも含し二千數百頭に過ぎず。尙其の大部分は山野に放棄の儘にして、時節も晩秋に際し寒氣漸く

殖民及農業

一五五

追り草木枯死して食料を得ること能はず途に斃死するもの多かりき。

明治三十九年五月各牛馬收容所を合併して貝塚に種畜場を置き、種牡馬二頭（ベルンエロン種、種牛一頭（ホルスタイン種）を購入して埴内の牧畜に種付すると同時に民間の種付に供したるを始めとし、爾來諸般の施設を爲し之が改良畜殖に努め來れり。現在は牛馬豚鶏を主とし、種羊、家兎、水禽等の飼養せらるゝもの少數あり、亦近時養狐業漸次堅實味を加へ經營宜しきを得ば將來發展すべし。今最近五ヶ年の家畜飼養數を表示すれば左の如し。

年次	牛	馬	豚	鶏	狐
大正十年	二、四九	六、一六	二、三五	四、一九	五、四
大正十一年	二、七二	六、六七	二、〇四	四、六三	六、〇
大正十二年	二、七三	七、一六	一、六〇	四、五五	六、九
大正十三年	二、三六	七、六四	一、七四	四、八四	七、二

年次	牛	馬	豚	鶏	狐
大正十四年	二、七五	八、七三	二、三六	四、四六	七、〇
昭和元年	三、一〇	九、〇八	二、六七	四、四六	八、七

一、畜牛

本島産牛の基礎をなせるものは在來種（露人の遺棄せるものにして繁殖用に供したるもの）及領有後北海道より移入せるもの、二種に大別せらる。在來種は體格一般に矮少にして形態一定せざるも朝鮮牛に似たるもの尠からず、寒氣に堪ゆるも乳量一ヶ年二石乃至三石五斗にして四石を泌乳するもの尠く、肉量亦尠く四、五歳に達したるものにして骨付三十貫乃至四十貫に過ぎず。其の移入の経路詳かならざるも略馬匹と同一路を辿りたるものと思料せらる。

北海道より移入せるものはエアンサー、ホルスタイン、シンメンタール、シロトホン、フランクンスキス、デガン種等にして、其の多くは絶滅或は辛じて其の痕跡を留むるに過ぎざるも、獨りエーア種は繁殖盛



にして、在來種は殆どエアシャー種に依りて改良せられ現在畜牛の九割以上はエアシャー種を以て占め成績甚だ良好なり。又近時ホルスタイン種の移入増加し漸次増殖の趨勢を呈せり。

二、馬 四

棒太産馬の基礎をなせる馬匹を大別すれば在來種及領有後内地より移入せるもの、二とす。在來種は老馬多く時に體格優良なるものを見るも多く減少緊縮し、性質敏速持久力に富み且つ粗食寒冷に耐ふるも資力挽曳力少く概して能力低劣なり。是等馬匹の詳細なる移入経路は知る能はざるも、其の大部分は蒙古種に屬する四比利亞馬なりと云ふ説信なるが如し。

領有後馬匹の改良増殖を圖る爲め本國に於ては優良馬を直接移入するの外補助金を與へて民間に移入せしめ尙個人として移入せるもの尠からず。主としてトロツター、ハクニー、ノルマン等の雜種及サラブレッド、ヘルシエロン、クライステスデル、アングロアラブ等の系統に屬し、優良なる駒を産し馬匹改良上効果顯著なるものあり。

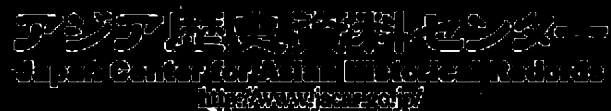
三、養 豚

在來豚は棒太占領當時殆ど食用に供せられ今は其の跡を絶ち、従つて其の何種に屬するものなるや不明なり、明治四十年棒太廳に於てパークシャー種とチエスターホワイト種との雜種を移入したるも、今は之に屬するもの殆どなく、其の後民間に於てパークシャー種及ヨークシャー種を移入し現在殆ど此の二種を以て占むる状況にして、其の生産量二十萬乃至四十萬頭を算するもの稀にして仍改良の餘地尠からず。棒太廳に於ては獎勵品種としてパークシャー種及ヨークシャー種の二種を決定し農事試験場に於て種畜の配付をなし居れり。

四、養 鶏

占領當時より露助鶏と稱する在來種の系統を認むべきもの各地に分布せり、其の起源不明にして形状より推斷するにレグホーン種とハムパーク種との雜種なるが如きも一定の形態を存せず、體軀一般に稀少舉動輕快體量僅に三百乃至五百乃至其の産卵數一ヶ年五十乃至八十個を算し一個の重量十二三匁内外なり最近漸次改良せられつゝあれば近き將來に其の跡を絶つべし。

領有後移入せられたる鶏種はレグホーン種を最多とし、ミノルカ種、アングルマン種、オーロンドン種其



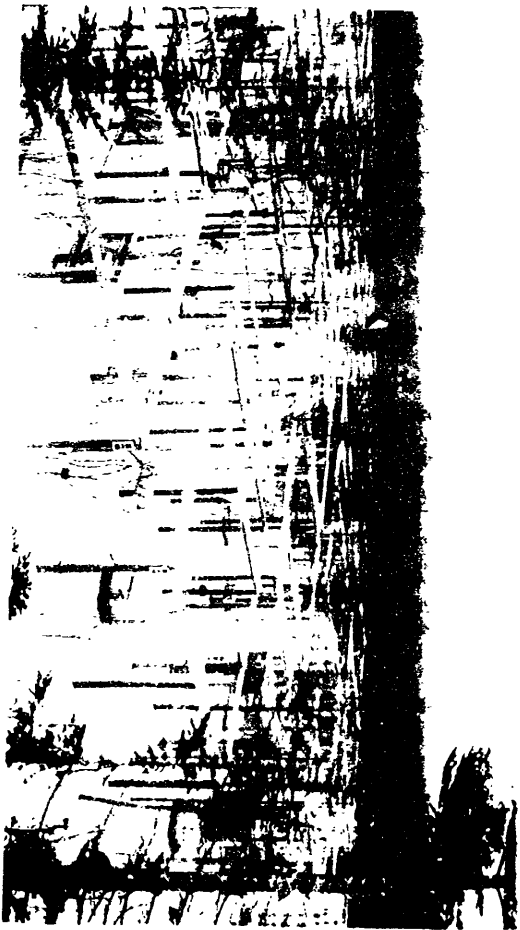
の他數種を數ふるも、飼養試験の結果單冠白色レグホーン種並に横斑アリマスコック種を本島に最適のもの  
と認め之を奨励品種に決定し、一般に其し飼養を奨励したる結果現在總數の約九割を占め成績亦可良なり。

五、綿 羊

露領時代に於ける牧羊業の詳細は之を知る能はずも、占領當時少數なるも綿羊の各部落に散在せるよ  
り察するに、從來之に對して特種の奨励保護を加へざりし事も多少誤を賜せしものありしが如し、占領  
當時露人の遺棄せる綿羊を守備隊に收容したるも、劣等種たるを以て之を食用に供し其の跡を絶てり。

明治四十三年農務省月寒種畜場よりシユロツプシヤ一種綿羊牝四頭牝一頭を購入して種畜場に收容し、  
大正二年再び同種牝一頭を購入補足して飼養試験を繼續せり。大正八年農事試験場に於ける設備を擴張し爾  
來四年間シユロツプシヤ一種を米國より輸入して其の繁殖を圖れるに成績可良なるを以て、大正十四年より  
之を一般農家に集團的に配付しつゝあり。然れども専業的綿羊牧場の經營に至りては尙疑問の點尠からざる  
を以て大群飼養は未だ之をせず。

六、養 蠶



(原貝寺大村農千那田大、社會式熱風養北大) 養 蠶 業

養狐事業は大正四年臨種畜場に於ける飼養試験を以て嚆矢となし、爾來飼養者漸次増加し棒太特有の有忍なる産葉たるを失はず、依つて棒太廳に於ては大正四年廳令第二十七號を以て養狐業の爲め其の用地として一萬五千坪以内の未開地を貸付するの途を開けり。然るに時恰も毛皮の市價暴騰し需要亦激増せるを以て養狐業經營者續出し稍堅實味を缺くに至りたるが、大正十一年毛皮市價下落の結果飼養者潰滅したり。

養狐場は人家を離れたる閑静且つ高燥なる針濶混交林地を選び、飼料の關係より以上の條件を具備せる海濱附近を最適とし、其の規模は最少限六個を可とす。飼養管理は繁殖時期及仔狐の育成中最も困難にして、狐は驚怖心及猜疑心強きを以て管理人は相當の經驗を有し、動物の習性を熟知するの外特に細心の注意を鋭敏なる觀察力を要す。熱達せる管理人は一人にて約五十個を管理することを得べく、飼料は獸肉、魚肉を主とし根菜類、麥粉、骨粉、果實等を適宜に給し、幼狐には牛乳を用ふ、飼料の配合蒐集貯藏等には細心の注意を要す。

#### 七、牛 酪

露頓時代に於ける牛酪製造は農家に於て自家用として簡易なる製造法に依り製造せるに過ぎず。頗る饒裕  
殖民及農業



太龍に於て試験の目的を以て小規模の製造を行ひ來りしが、乳牛の増加に伴ひ漸次生産増加せるを以て大正八年以後之を拂下ぐるこゝせり。一方大正七年民間牧場之が製造を創りてより漸次増加し、大正十四年度には豊原真岡兩支監下に酪農組合設立せられ牛酪の製造量頓口増加を來し乳牛の移入増殖と共に漸次堅實なる發達をなしつつあり。

### 第五節 試験及調査

#### 第一款 概 説

##### 一、沿革

未開の地を開拓して産業の發展を圖るには先づ農業を振興するの緊要なるは言を俟たず、依つて明治三十八年占領早々貝塚外四ヶ所に牛馬牧容所を、翌明治三十九年並川に假試作場を設け、適種作物の試験及調査を開始せるが之れ本島に於ける農事試験及調査の濫觴なり。

假試作場は明治四十一年之を農事試験場と改稱し、牛馬牧容所は明治三十九年種畜場と改稱し同四十四年

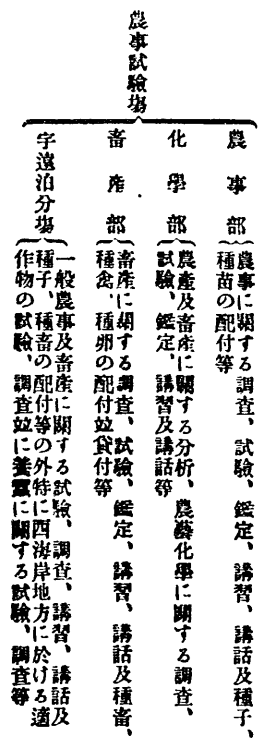


(宮北郡原野) 農事試験場 大棟

小沼へ移轉せり。然るに大正七年小沼の種畜場を農事試験場に合併して之を分場とせり。歸て大正九年並川の農事試験場は小沼に移轉し分場と合併して現在に至れり。是より先明治四十二年西海岸宇遠泊に農事試験場農園を設置したるが大正七年之を分場とせり。

二、農事試験場

農事試験場は農事、化學及畜産の三部より成り尚西海岸宇遠泊に分場を置く。之を表示すれば



殖民及農業



本島の農業自然要素は祖國温帯楊土系と隔絶する所謂亞寒帯ポドソル系に屬するを以て、其の農業に於ける全操作は悉く祖國と異なり、新に闡明せられたる自然要素基礎調査試験資料の上に立脚樹立せられざるべからず。而して亞寒帯ポドソル系農業の發達は其の農業生産物の特性により必然的に農畜産化學工業組織の實現を必要とし、之を達成する爲め本島農業に對する農藝化學的調査試験を遂行するの喫緊なるを認め、大正十五年新に化學部を創設し目的の達成に努力しつゝあり。今其の事業の主なるものを擧ぐれば

- 一、本島亞寒帯ポドソル系農業自然要素に関する調査及試験
- 二、亞寒帯氣候要素の農業的意義に関する調査及試験
- 三、本島ポドソル系土壤の農業的意義に関する調査及試験(土性調査)
- 一、本島農業自然要素に適應する人工操作に関する調査及試験
- 一、氣候條件に適應する人工操作に関する調査及試験
- 二、ポドソル系各種土性に適應する調査及試験

1 各種土性に對する施設標準調査

2 各種土性に對する土地改良法に関する調査

- 一、本島農業生産物の經濟的價值定数に増進に関する調査及試験
- 一、本島農業要素及生産物の理化學的成分並に構造に関する調査及試験
- 二、本島農業生産物の化學工業的加工法に関する調査及試験

右の内其の主要にして既に闡明せられたる事項の概要を擧ぐれば

土性調査 全島土性概察調査は略完了したるを以て之に基き細密調査を施行せむとす。既往調査の結果を要録すれば

- 一、樺太の國土は諸産の條件により明に過濕亞寒帯ポドソル系土性を具有し、祖國と區別し本島土壤系統上樺太系土壤として區分せらるべきものなり。

- 一、樺太ポドソル系は左の亞系に分類せられ各々農業的價值並に意義を異にす。

- 一、樺太沖積ポドソル亞系





望に依り優良牝馬に限り種付しつゝあり。種牝馬は目下二頭を有するのみなるが、之には優良種牝馬を配し種馬の繁殖育成に關する試験に供し居れり。

畜牛 種牝牛二十六頭中二十四頭は之を地方に貸付して適宜種付を爲さしめ、場内にはエアシャー種及ホルズタイン種各一頭を置き、場内牝牛の種付に供するの外其餘を以て一般の希望に依り優良牝牛に限り種付を爲せり。種牝牛は場内に十頭を置き各優良種牝牛を配して種牛の繁殖育成を圖り、尙是等種牝牛に關しては毎日泌乳量を計り、隔週一回脂肪量を檢定して一ヶ年の能力を調査し、剩餘乳は之を牛酪に製造して當業者の參考に供し居れり。尙豊原酪農組合の委託に依り組合生産の牛乳及乳皮を以て牛酪製造を爲しつゝあり。

種羊 大正八年以來四年間に米國より牝牡五十五頭の種羊を輸入し、之が適化並に増殖を圖れるが、漸次馴化し成績良好なるを以て、農家の副業として飼育せしむべく大正十四年度より之が拂下を始め其の普及を圖れり。而して之に伴ひ羊皮の製鞣並に羊毛加工法の研究を爲し居れるが、種羊飼育部落に對し之が講習を行ふ豫定なり。

養豚 種牝豚二頭種牝豚八頭を常置し、種豚を育成して農家に配付するに共に、種牝豚は養勢を以て一般の希望に依り優良牝豚に對し種付を爲しつゝあり。尙不用豚に肥育法を施し之を以て燻肉製法の研究を爲す。

養狐 目下種狐二十頭を飼育して之が繁殖、育成、利用等に關する研究をなすに共に内外に於ける新業の研究調査を爲し居れり。

養鶏 白色レグホーン種及横斑ブリマスロツク種二十羽を定置し、孵卵器を使用し種鶏を繁殖育成して種卵及種鶏を配付し、場内種鶏はトラツプネストを用ひ常に其の能力を調査して配合の資に供し、尙鶏卵貯蔵試験を行ふ。



### 第九章 鑛業

#### 第一節 總說

樺太の鑛業は其領有前に在りては僅に猿津炭坑。落帆炭坑及四海岸小田洲附近に於て極めて短期間少量の石炭採掘を見たる外露國政府時代に於ては全く世人の膺裏に片影だも存せざりしが如く、従つて鑛産物の調査等も僅かに海岸及河口の一部分に於ける炭層の露頭、流礫の存在等に付略記せるものありしに過ぎず。内部森林地帯の鑛物に付ては何等知る所なかりし状態なり。明治三十八年邦領に歸するや先づ全管内鑛業の絶對禁止を聲明し、爾後幾多の調査と變遷とを経て漸次部分的に之が開放を行ひ、今や管内一部の石炭鑛業を除くの外総て内地と同一制度の下に開放し居れり。

#### 第一款 鑛業制度



(村上川那摩靈、瀧上川)車列炭運



(東屋田部居泊)瀧炭居泊

現今樺太に於ける鑛業の制度も亦内地同様鑛業法、鑛業抵當法、砂鑛法及砂鑛區稅法の全部を施行し、登録手續の如き總て鑛業登録令を準用し居れり。只此の間に在りて樺太獨特の制度として所謂封鎖炭田なるもの存在し、軍政時代以來幾多の變遷を経て明治四十五年石炭の採掘に關し法律第二十三號の發布を見、主務大臣の指定したる區域内の石炭採掘に付探掘料を徵收し、其の區域内の石炭の採掘料を競争入札に附し落札者に之を許可することとし、更に本法に基き左の法令の發布ありたり。即ち鑛業法の除外例として特殊の制度を設定し以て今日に及べり。

一、明治四十五年法律第二十三號に依る石炭採掘の許可に關する件(明治四十五年六月勅令第三百三十七號)

一、樺太に於て石炭採掘に付探掘料徵收區域(明治四十五年六月閣令第二號)

所謂封鎖炭田なるものは閣令第二號に依り其の區域限定せらる、一に之を三大炭田とも稱す即ち左の如し。

南部炭田

兩龍川及吐龍保川流域以南能登呂半島一回

中央炭田

鑛業



鐵 業

内瀧川流域一圓 但し第一支流落合基點より下流を除く

川上川流域一圓 但し同前

泊居川流域一圓

東は分水嶺を界とし北は泊居川流域より南追手川流域に至る一圓

北部炭田

内路川以北國境に至る間の幹線道路と其の西方分水嶺との間一圓  
今少しく制度の沿革を述べれば、領有直後即ち明治三十八年八月軍令第四號を以て本島全域に亘りて鐵物の採取を、又同第五號を以て鐵産物の島外移出を禁止せり。之れ當時諸般の秩序未だ定らず、鐵業に關して他日一定の方針に基く制度の確立せらるゝ迄は全島全域を絕對に封鎖し、以て所謂鐵山師の爲めに貴重なる鐵區を先占亂掘せられ、天與の鐵利を暴殄せられんことを防止するが爲めに外ならず。蓋し本島從來の鐵業制度の據るべきなく、從來の鐵業關係の顧慮すべきなく、本島地質鐵物の調査亦見るべきものなかりしを以てなり。

明治四十年民政署廢止せられ樺太廳設置せらるゝや、勅令第二百三十三號を以て先づ鐵業法の一部即ち鐵業法に關する規定、國の鐵業に鐵業法を適用するの規定、試掘に關する規定、鐵業の出願許可手續に關する規定、土地使用の規定、訴訟、訴願、裁決に關する規定を除き之を施行するに共に、勅令第二百三十四號を以て樺太鐵業令を公布し、同令第一條に依り内務大臣の指定したる區域即ち大泊榮濱間幹線道路以東の地域に對し普通の出願手續に依り鐵業權(探掘權)を許可し、其の以外の地域に於ける各種鐵業に對しては同令第十七條により樺太廳長官は内務大臣の認可を得て鐵種及鐵區を指定し、一定の資格者に探掘權許可の際納付すべき金額を競争入札に付して其の落札者に鐵業權を付與することとせり。之れ封鎖區域と稱せらるゝものなり。爾來地質鐵物の調査進捗に伴ひ、前記封鎖區域内に於ても大規模の經營を要する石炭鐵區の如き其一部分に止まり、他は之を一般の出願許可に委するも樺太開拓の大局より見て鐵利保護上何等支障なきものと認め明治四十二年一月内務省令第二號を以て封鎖區域を現在の三大炭田及蕙須取北名好兩炭田の區域に止め他は全部之が開放を斷行し、一面同年八月に至り勅令第二百十四號を以て鐵業法中未施行に在りし第三章土地使用に關する規定及第七章訴訟、訴願、裁決に關する規定中(試掘に關する規定を除く)を施行して、其の範圍

鐵 業

を擴張し採掘出願に關しては略々内地同様の制度に改めたり。

次で明治四十五年六月法律第二十三號の公布を見、之に胚胎して勅令第三百三十七號及閣令第二號に依り石炭のみの封鎖區域を更に縮小して現在の區域に改むると同時に鑛業法施行の範圍も擴大し、同法中鑛業税に關する規定を除きたる以外は全部之を施行し、殆ど内地の鑛業制度と同様に爲すと共に從來の樺太鑛業令を廢止したり。

然れども樺行鑛區は尙ほ漸次増加の趨勢にあるに鑑み大正十年七月勅令第三百八號を以て鑛業抵當法を施行し、次で大正十一年四月勅令第二百六號を以て從來鑛業法中未施行部分全部及砂鑛區税法を施行したるを以て茲に全く内地と同一の制度となれり。

尙ほ砂鑛法に關しては明治四十年勅令第二百三十五號を以て砂鑛採取法中第十二條を除きたる全部を施行し、次で明治四十二年勅令第七十八號を以て同年七月一日より砂鑛法の全部を施行したり。

第二款 鐵務施行の狀況

樺太に於ける鐵務行政は前述の如く明治四十年度に開始せられてより實に二十年にして、其の間出願鐵件數三千六百七十一件(昭和元年末)に及び其の大部分は石炭鑛業に屬す。

鐵鑛出願の趨勢を見るに明治四十年の二件を初めとして爾來逐年倍加率を以て進展し、大正四年に至り一頓挫を來したるも翌五年には趨勢を挽回して四十件の出願を見、大正六年には俄然二百二十三件に上り、翌七年及八年は相次で倍加率を以て増進したり。是れ畢竟樺太に於ける鑛業の眞價漸く世人に周知する所となり。事業家の企業心を刺戟せるも、當時戰局に原因する財界好況の影響に外ならず。大正九年には八年に比し約二割の減少を見たるが尙ほ六百餘件の多きに達したり。然るに大正十年に至りて遽に其の三分の一に減じ、之を出願最盛期たる大正八年に比すれば實に四分の一に激減したり。而して同十一年は更に減じて百二十四件となり、同十三年に至りては僅かに九十三件に過ぎず。此の衰勢は一般經濟界が戰時好況の反動を受け緊縮の狀態に陥ひたるに因由すべし。而して翌十四年には稍や之れを挽回して二百八十五件、昭和元年には二百四件を算するに至れり。

昭和元年末現在許可鐵區數を擧ぐれば左の如し。



鐵業

種別	探掘		試掘		砂鉄	
	面積	積	面積	積	面積	積
石炭	三、三七一、六一	九、一五〇、五三	一	三、二七五		
亞炭	三、〇〇四、三三六	六、六七二、四三	八	六、九七四、八五八		
石油	一	五五四、六六六	九	六、九七四、八五八		
石炭	一	三、〇〇四、三三六	一	三、〇〇四、三三六		
亞炭	一	三、〇〇四、三三六	一	三、〇〇四、三三六		
石油	一	三、〇〇四、三三六	一	三、〇〇四、三三六		
砂鉄	一	三、〇〇四、三三六	一	三、〇〇四、三三六		
計	三、〇九六、八三三	二二、〇六三、七二八	二五	二二、〇六三、七二八	三	三、〇九六、八三三

右鐵區の内現に稼行中若くは稼行準備中のものは僅々十一鐵區九鐵山にして孰れも石炭鐵に屬す。鐵産物

は鐵業創始以來未だ石炭のみにして、明治四十二年に初めて少量の出炭あり、漸次増加して昭和元年には二十七萬五千八百十九噸の出炭を見、尙ほ逐年増加の趨勢にあり。

現稼行鐵區一覽

名	稱	所	在	地	積	昭和元年	大正	手	鐵業權者
川上	炭鐵	豊原郡川上村大字三井	石炭	三、五九、五〇	一〇六、五九	二、二〇六	三井鐵山株式會社		
泊居	炭鐵	泊居郡泊居町大字奥澤	石炭	七、七〇〇	一、五五三	三、〇〇三	三井鐵山株式會社		
東白浦	炭鐵	榮濱郡白縫村大字東白浦	石炭	四九、五三三	六、〇九九	三、一、五	三井鐵山株式會社		
登帆	炭鐵	元泊郡帆寄村大字登帆	石炭	三三、四三〇	三、六八七	五、八、一	登帆炭鐵株式會社		
大榮	炭鐵	泊居郡名寄村大字野田	石炭	七五、九五九	四、四四六	七、六、三	大榮炭鐵株式會社		
野田	炭鐵	元泊郡野田村大字野田	石炭	一、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇	九、八、〇	王子製紙株式會社		
知取	炭鐵	元泊郡知取村大字知取	石炭	一、八七、五〇〇	三、八、三	三、九、七	知取炭鐵株式會社		

鐵 業

一八〇

大平炭鐵	名好郡惠須取村大字白坂	石	炭	一、三〇、七五	四〇、五八二	三三、三、二五	榊本工業株式會社
保炭鐵	元泊郡元泊村大字保保	石	炭	七七、〇〇	一、五〇	一五、六、二五	細入富重

備考 右の内登炭鐵及野田炭鐵は大正十五年十月以降孰も事業を休止せり。

第二節 鐵 物

本島に於ける鐵物は石炭を主とし石油之に亞ぐ。其の他の鐵物にありては砂金、含銅硫化鐵礦及辰砂鐵礦存在するも未だ重要な鐵床を發見せず。

建築用及土木用の石材類には花崗岩、閃綠岩、安山岩、流紋岩等の火山岩及粘板岩、陸岩、硬砂岩、片岩類等の成層岩多く海岸に露出するを以て切割運搬に便なり、石灰岩は知床半島の海岸に露出しバルブ製造用として採掘せられ、其の花崗岩に接觸するものは往々結晶質(大理石)を爲り、之に接して含銅硫化鐵礦を伴ふ所あり。

第一款 石 炭

炭田 炭田の主要なるものは南部、中部、北部の三大炭田及猿轡炭田にして、中生界白堊系の岩層よりなる四棒太山脈の兩側に於て、該中生層に接する第三紀層の下部に發達し、含炭層は概ね南北に走り單斜又は向斜構造をなす。其の海岸に近き所に於ては一般に炭層の傾斜頗る急峻にして、或は直立に近く甚しきは反轉せるものありて地層の混亂せる状態を現出するも、之を過ぐれば内地に入るに従ひ漸次緩慢なる傾斜を示し整然たる層位を爲す。含炭層は普通二千尺内外の厚さをなして多きは十數層の炭層を互層し、是等炭層の露頭は概ね南北に延びて二十里乃至三十里に亘り概略として連續するの状眞に壯觀を極む。炭層は其の厚さ三尺乃至五六尺のもの多く、屢次十數尺に達する良層を存在す。

尙南部炭田に於て吐鯤保より南名好に至る海岸及知床半島の一部第三紀地層には別種に屬する厚層の上部含炭を存し、其の他東四海岸に於て數箇所に獨立したる小炭田存在す。

埋藏炭量 左に本島主要炭田の廣袤及推定埋藏炭量を示す。炭量の計算は從來の探鐵程度に於ては其の概念を得るに過ぎず、本表に示せる水準下炭量の如きも直立五百尺迄を概算するに留め、尙厚さ二尺五寸以下

鐵 業

一八一

の薄層及夾み多く悪質の炭層は之を除く。

名	位	面積	推定埋藏炭量	
			水準上	水準下
北部炭田	香敷	二五、六七〇	二五、三三〇	三、三三八
中部炭田	川上	一、三三〇	八、四〇〇	二、〇〇〇
	内河	二五、五三〇	七九、三〇〇	一五八、四〇〇
泊居	泊居川流域	六、九七〇	二五、三〇〇	三六、〇〇〇
	雨龍、泊尾	八、五五〇	三、一八五	二、九七〇
南部炭田	南名好	二〇、八〇〇	五、三三〇	三、三三〇
	吐廻保	一六、六〇〇	六、三三〇	二、九七〇
皆別炭田	知床半島、皆別川流域	三、三三〇	二、八三〇	四、七六八
計			二、六三三	二、六三三

登帆炭田	東海岸登帆附近	五、六〇〇	七、九八〇	六、七五〇	七、五三〇
惠須取炭田	惠須取川流域	二、二〇〇	二、〇七〇	二、〇八〇	二、二六〇
名寄炭田	名寄川流域	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇八〇	一、〇〇〇
計		一三、八〇〇	一三、〇五〇	九、九一〇	一〇、七九〇

備考 本表の推定埋藏炭量は未調査の箇所を除きたるのみならず、前記の如く地表に近き炭層のみを計上したるを以て精密なる調査を行へば相當増加の見込みあり。

炭質 本島の石炭は其の性状に依り之を略左の三種に區別することを得。

第一種 一、粘結性強く、二、發熱量強大なるもの。

第二種 一、粘結性微弱又は粘結性にして、二、揮發分多きもの。

第三種 一、粘結性にして、二、發熱量少く、三、水分灰分多きもの。

第一種は旗津炭田及幌岸地方のものに屬す。

續 燐

一八四

第二種は北部、中部及南部に於ける封鎖區域の殆ど全部並に蕙須取地方のもの之に屬す。  
 第三種は南部炭田に屬する吐留保炭田を主として登帆、東白浦、野田及皆別地方に於ける上部含炭層のもの之に屬す。

第一種に屬するもの

地方別	水分	灰分	固定炭素	揮發分	硫黄	比重	炭性	状態	燐窒素	發熱量
嶺津炭田	四・〇六	五・五九	八〇・五三	一〇・四八	〇・〇八	一・三三	概ね強粘結性	同	〇・〇〇五	七、〇七
魏岸炭田	一・三三	五・〇三	七〇・七五	一〇・七五	〇・〇七	一・三三	強粘結性にして膠	同	〇・〇〇五	七、三三

第二種に屬するもの

地方別	水分	灰分	固定炭素	揮發分	硫黄	比重	炭性	状態	燐窒素	發熱量
北部炭田	二・八〇	五・四〇	七〇・三三	一〇・二七	〇・〇七	一・三〇	辛ふじて粘結するものあれども概ね不粘結	同	〇・〇〇五	六、八二

第三種に屬するもの

地方別	水分	灰分	固定炭素	揮發分	硫黄	比重	炭性	状態	燐窒素	發熱量
封鎖區域	六・三二	五・三二	六九・四一	一〇・二〇	〇・〇六	一・二七	微弱なる粘結性	同	〇・〇〇五	六、三二
中川上	五・八六	三・五八	七六・三三	一〇・二六	〇・〇七	一・二七	同	同	〇・〇〇五	七、〇七
田居	三・六〇	三・〇〇	七四・〇五	一〇・三六	〇・〇七	一・二七	同	同	〇・〇〇五	七、〇七
南部炭田	四・六五	七・〇七	七〇・四七	一〇・三六	〇・〇七	一・二七	同	同	〇・〇〇五	七、〇七
蕙須取炭田	九・四三	四・五五	六三・二二	一〇・三三	〇・〇七	一・二七	多くは不粘結性	同	〇・〇〇五	六、八二

燐

一八五

明治四十年礦産調査に際し初めて本島の南部西海岸地方に石油を含有する地層の徴候を認め、其の後本斗附近及野田以北亞内地内に於て諸所に確實なる含油層の布延を發見し、爾來地質構造の關係も亦漸く明瞭ならむとするに至れり。

該含油層は本島第三紀層の上部岩層に廣く介在するもの、如し、四海岸の吐鰯保及野田附近に於ては其の地方に存在せる上部含炭層に接近し常に之が上位をなし若くは下位をなす。

されば含油層は石炭層と共に斷續し南は十和田、目馬内附近に起り、海岸に沿ふて北走し南名好、吐鰯保を過ぎ遠く本斗に到りて海底に入る。此の間延長約十五里に達し、地層は一大背斜層をなす。其の東四兩側の岩層は一般に急斜し且つ浸蝕によつて背斜の起降部を削り去られ、含油層も亦空鞍状をなせり。石油を含有する油砂は柔軟なる青色砂岩若は黄色を帯べる白色凝灰質砂岩にして、數條の薄層をなし厚さ凡そ二百尺位より三四百尺に達する砂岩及頁岩の累層中に介在するを普通とす。然れども野田附近のものは厚さ六十尺

を有し粗粒なる凝灰岩層をなし含油稍や多量なり。此の部分に於て地層は淺き向斜層をなし附近に安山岩脈及玄武岩脈の露出するもの多し。

其他四海岸には久春内附近の海底より原油の浮揚するに云ふ。是等によつて觀れば石油層は本斗、野田の一部に留まらず四海岸に接し遠く延亘するを想像せらるゝも、一般に地層構造は油田として有利ならず、若し夫れ本斗以南延長十五里に達する背斜層の地下深く更に下部含油層を發見するにを得んか該油田の眞價は今俄かに斷定すべからざるものあり。

### 第三節 礦業

現今樺太に於ける唯一の礦業は石炭にして、年々産額増加の傾向にあるも、其他は悉く之を島外に仰ぎ去り礦業開始の機運に到らず。最近に於ける石炭の産額及販路を示せば左の如し。

年次	川上炭田	泊居炭田	大榮炭田	登帆炭田	東白	野田炭田	知取炭田	大平炭田	炭保	計
大正十一年	六八、九五五	三、一〇〇	二八、八三三	一、一九二	六、五五五	五、九四四	—	—	—	一一四、四七七
大正十二年	八五、五三三	八、五三〇	五二、八三三	一、四、五〇〇	一、〇〇二	六、〇〇〇	—	—	—	一六六、九六六
大正十三年	二四、五一一	三、七三三	三九、五〇〇	二、七七一	九、三三三	七、七四〇	七、三三三	二、七三三	—	一九九、九六六
大正十四年	二九、八四四	八、九五五	五二、三三三	三、六七七	一八、六六六	二、五五五	六、七四二	二〇、九三三	—	二五〇、六六六
昭和元年	二〇、三三三	一、五三三	四、四四四	三、六六六	六、〇〇〇	二、七三三	三、八三三	四〇、五八二	—	二五八、八八二

第一款 鑛業の現況

川上炭田は樺太に於ける最も重要な中部炭田に屬し内瀧炭田の南端に接す。含炭層は厚さ約二千尺にして其の間十五層の石炭層を算す。之を下部より各層の厚さを列記すれば左の如し。

- 一番層 十 尺
- 二番層 四尺六寸
- 三番層 二尺五寸
- 四番層 四尺二寸

- 五番層 一尺八寸
- 六番層 五尺四寸
- 七番層 四 尺
- 八番層 四尺五寸
- 九番層 三尺五寸
- 十番層 二尺三寸
- 十一番層 一尺八寸
- 十二番層 四尺三寸
- 十三番層 九 寸
- 十四番層 四 尺
- 十五番層 四 尺

石炭延厚五十七尺八寸にして現今採掘せるものは一、二、七、八及九番層の五層にして、其の石炭延厚二十六尺六寸とす。炭層は西に傾斜し鑛區南部に於て四十五度、北部は三十度乃至三十五度の斜角をなせり。地勢南に高く北に低下す、炭層露頭の最高所は海拔約千二百尺にして、堅入坑道地並以上三百八十尺に達す。走向は略南北にして鑛區の延長八千間に達し、其の間著しき斷層等の變動なく連続として炭層を露出せり。従來の川上採炭所は海拔約九百尺の高地點に於ける露頭より二三の採炭坑道を掘進し、地表に近き炭層を採掘する姑息なる方法にして、之が運炭鐵道は樺太總鐵道本線小沼驛より分岐する川上線を通じ、大正十年以來の擴張工事や完成して近く年額十五萬噸より將來三十萬噸を出炭せむとす。

堅入大坑道は川上河畔の低地に於て下部に位する地層より炭層を掘進して掘進し、千八百二十尺にして第一番層に會し現今九番層を過ぎ掘進中なり。同大坑道は總延長約四千六百尺あり全部の炭層を掘進する豫定





にして、坑道の左右に炭層の走向に沿ひストーン、ガレリーを掘進し、更に之より適當なる間隔をなして小堅入を掘り、各炭層を横斷して此處に採炭をなすものとす。坑内より選炭場に至る運炭には電氣機關車を、掘鑿には壓縮空氣鑿炭機を應用し、通風には扇風機を使用せり。選炭場は一日の扱量五百噸にして、振動スクリーンを以て篩別し、塊炭は手選帯の上にて選別し、コムマアールにより貯炭庫に送らる。中小塊及粉炭はコムマアール及エレグエーターにより貯炭庫の上段に至り、ブッシュコムマアールにより庫内の隨所に送り貯炭し、將來中小塊を選別すべく水選機設置の豫定なり。建家は鐵筋混泥土造にして、貯炭庫の漏斗口より直接鐵道貨車積込をなす。原動發電所の出力は現今六百キロワット、コムマアールなり。

泊居炭鐵 泊居炭田も亦中部炭田に屬し内湖炭田の北端に接す。炭層は泊居川中流の東岸に沿ひ一の背斜層をなして北々西に走り概ね急峻なる傾斜をなし、其の緩なる所は四十五度内外なりと雖も往々七、八十度の急斜をなし甚しきは直立に近きものあり。含炭層は其の厚さ明瞭ならざるも凡そ千尺内外なるが如く、其間數枚の炭層を互層するも現今採掘せるは四尺層と五尺層の二層にして中間二百四五十尺の岩盤を穿り、此の地方に於て地層は著しき變動をなし、炭層は屢次斷層によつて混亂せるを以て著しく採炭作業を困難

ならしむ。本炭鐵は明治四十二年樺太鐵に於て採炭の試験を開始せしものなるが、現今請負の方法により樺太工業株式會社に於て採掘中にして、石炭は延長八里の輕便鐵道によつて泊居に搬出せり。

大奈炭鐵 本炭鐵は泊居炭鐵の北に接し名寄川上流に位す。地層は一小向斜層をなし厚さ約五十尺の岩盤を隔て、二層の石炭層存在す。上層は三尺五寸下層は五尺の厚さを有し傾斜頗る緩漫なり。現今横坑により採掘し、炭質は泊居炭鐵と大差なし。採掘の石炭は延長二哩半の架空索道により泊居炭鐵に送り更に輕便鐵道によつて泊居に搬出せり。

登帆炭鐵 東海岸登帆の海岸に接し數層の石炭層互層する獨立せる含炭層の一區域存在せり。此の含炭層は上部含炭層に屬し厚さ約六百尺にして六層の石炭層互層し之が炭厚平均四尺五寸とす。傾斜頗る急峻にして殆ど直立し北々東に走り炭層の連綿するに約二千間に達す。地勢低く炭層は直ちに海水面下に没するを以て斜坑によつて採炭をなし、採掘の石炭は海路築港に輸送せり。

其他 東海岸東白浦及四海岸野田に於ては前記登帆に於けると同じく上部含炭層(第三種炭)に屬する獨立小炭田存在し、小斜坑若し横坑によつて採炭をなせり。又最近東海岸知取及四海岸意須取に於ては該地の



製紙工場用燃料炭を採掘せんが爲め炭坑の開坑中にして孰れも一兩年後に於ては數萬噸の出炭を見る見込なり。

第二款 鐵業の將來

需要供給の状況 本島に於ける諸種の鐵物資源に關しては之を他日に譲り、多大の埋藏量を有する石炭に就て觀察するに之が需要供給の現状左の如し。

年次	産出炭	移入炭	輸入炭	計
大正六年	五七、八〇	八〇、四三	—	一三八、二三
大正七年	一〇四、六九五	四一、〇三	—	一四五、六八五
大正八年	一三三、四三七	一三、三三	一六、六	一六三、二〇六
大正九年	一四一、五五	六二、三三	—	二〇三、八八

年次	産出炭	移入炭	輸入炭	計
大正十年	一五三、三五	四九、四六	—	二〇二、八一
大正十一年	一四、四五	五、八四	—	二〇、二九
大正十二年	一六、九六	五、七八	—	二二、七四
大正十三年	一九、三五	七、八六	—	二七、二一
大正十四年	二五、六五	六、六四	—	三二、二九
昭和元年	三五、八九	七、三三	一〇、〇〇	五三、二二

現今本島諸港に寄港する船舶は總て島外の石炭を燃料に供し、家庭用の燃料は未だ薪炭を使用せるもの多きも尙消費量は逐年増加の趨勢にあり。然るに内部に開掘なまつ豊富なる炭田を有する本島に於て未だ島内に於ける需要も充し得ず、内地に比し二、三割高の移入炭を消費し、其の年額百萬圓を突破するの狀態にして、電力の如きも一キロワット二十五錢乃至五十錢の高價を稱へ、さなきだに一般勞銀の高率なる本島に於て此の儘推移するときは工業の振興は勿論本島産業の發達も期し得ざるべく、炭田の採掘は本島開發上聚

急事に屬するものと謂ふべし。以下本島炭田の採掘に關し一二重要な事項を録し以て參考に資す。

埋藏量 我國石炭の埋藏量は先年農商務省地質調査所長井上禮之助氏の調査に依れば實測炭量九億三千萬噸、推定炭量五十億六千萬噸にして、之に比較し樺太の推定炭量五億二千六百萬噸は敢て大なりと云ふを得ざるが如きも、内地炭は多年採掘の結果前途益々採掘難を感ずるに反し、樺太に於ける重要炭田の大部分は封鎖炭田に屬し、僅め小炭坑分立の弊を避け統一的大經營の要素を保留せるのみならず、其の埋藏炭量は優に採掘に容易なる安全量を示せるものなり。

炭質 炭田の大部分に於ける炭質は瀝青炭に屬し、燃焼容易にして火格子上の採業簡便なるを以て燃料用に適し需用最も多し。

北樺太及北名好地方の炭層は一般に粘着性強く半ば無煙に近き種類に屬する優秀品なるも、瀝青炭を慣用せる本邦に於ては此の種石炭の用途は自ら制限せられ燃料炭として之を費用せず、之と同質の支那開平炭が本邦に於て約二割安の炭價を以て尙且つ僅かに年五十萬噸の販路を有するに過ぎざるを觀るも兩種石炭の市場的勢力を略ぼ推知し得べし。

採炭の便否 本島石炭の採掘に關し特に不便を感ずるものは冬季氣候の寒冷にして積雪多量なること、多數の労働者を招致すること比較的困難なる二點に在り。

然れども地中温度は緯度の關係によつて影響すること極めて少なく、従つて採炭の如き地下採業は格段の困難を感ぜず、唯考慮すべきは坑外採業に關し適當なる防寒及防雪の設備を要する點なり。然るに本島未開炭田の重要なるものは其の埋藏炭量莫大なるを以て、理想的大施設を爲し大規模の採炭を行ふに適するを以て、大量生産の方法によりて採炭費を削減し得べく、礦業用地の使用に就ても恐らく他に比類なき便利を有し、坑木費の如きも内地に比し遙に廉なり。

運炭方法 川上炭礦には樺太總鐵道の川上線通するを以て之を利用し、泊居炭礦に於ては樺太工業株式會社の私設にかゝる採炭所貯炭所間のケーブアルカー及び貯炭所海岸間鐵道の設備あり。然れども其の他に至りては交通機關未だ全からず頗る不便なる状態にあり。



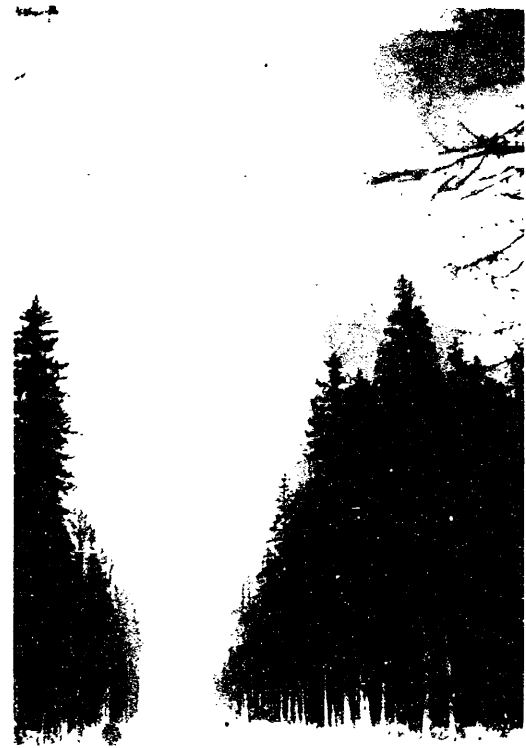
# 第十章 林業

## 第一節 總説

本島林業の沿革に就ては文献の徴すべきものなく、幕府時代に在りては濫伐を替め林間薬品の採取を奨励したるが如きも、露領時代に於ては何等施設經營の跡を見ず。

明治三十八年邦領に復歸して以來専門の學者、技術者に依頼して實地に踏査せしむるに共に、過去に於ける施設を調査研究して本島森林行政に關する方針を定め、之に基き諸般の施設に努め居れり。

本島の森林は總て天然林にして樹種約百二十二種あり、内喬木四十九種、灌木七十三種に分類せらるゝも實際利用價値ある林木はエンマツ、トマツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ及タモ等にして、其の分布殆んど一定し、河岸の底地にはナナギ、ハンノキ及タモ等の潤草樹生立し、山岳にはトマツ及エンマツの如き針葉樹を生ずるの外、中腹より白樺を混生し頂上に至るに従ひ漸次増加し遂に白樺



(近附香敷) 林交混然天松葉落、松夷蝦、松椴

の純林となり、尙グイマツは主に低地濕地に生ず。而して此等樹種中最も多きはトマツ及エンマツにして約其の八割を占む。

國有林面積及蓄積は目下調査中に屬し大正十五年度に完成の見込なり、依つて暫らく之が推定に従へば邦領樺太の面積三百三十二萬八千餘町歩中敦香支廳管内に於けるツンドラ地帯約二十五萬二千町歩、河川海岸等に屬する餘地三萬町歩、原野燒跡伐採跡地等五十四萬四千町歩、殖民地及殖民豫定地四十三萬町歩、大學演習林八萬千町歩等を除く時は立木面積約百九十九萬千町歩にして。一町歩當り約二、三百石多きは千石以上に達するを以て、假に平均二百八十石として計算するときは總材積五億五千餘萬石に達し内針葉樹は五億三千萬石の見込なり。

## 第二節 森林の利用

領有當初諸般の施設未だ整はざる時代に於ては一時的利用の外森林を利用せんとするもの殆んどなかりしが、明治四十二年に電柱材、翌明治四十三年には枕木用材として移出せられてより之が利用逐年増加し、明

林 業



林業

1100

エンマツ等二・〇三六・一七九本に對し一回乃至三回の床替を行ひたる外、カラマツ外九樹種四・四三四・九九八本の播種苗に對し培養を行ひ、大正十四年秋季に於ける現在苗木数は播種三・六九二・六一八本。床替一・九一七・〇三三本。播種三・七二三・三五四本。合計九・三三三・〇〇五本にして、同年度養成済苗木にして林地植栽に充當せるものカラマツ外二種二七五・七〇五本、翌年度春期に於て養成済山行に適するものカラマツ外七種六四六・八九一本の豫定にして、漸次年を逐ふて成苗数を増加すべく着々其の實績を擧げつゝあり。大正十五年貝塚苗圃を廢し現在の苗圃を擧ぐれば左の如し。

名 稱	位 置	面 積	開 設 年 月
豊原	豊原郡豊原町字旭ヶ丘	一六、〇〇〇、〇〇〇 <small>町畝</small>	明治四五年五月
清水	眞岡郡清水村大字清水東一	五、〇〇〇、〇〇〇	大正九年五月
吐銀保	本斗郡本斗町字吐銀保澤	六、〇〇〇、〇〇〇	同上
富内一岸	眞岡郡關泊村字富内岸澤	四、六、一、〇〇〇	同上

名 稱	位 置	面 積	開 設 年 月
泊居	泊居郡泊居町字元澤	四、七、三、〇〇〇	大正九年五月
寶澤	久春内郡久春内村字寶澤	五、〇、一、八〇〇	同上
川上	豊原郡川上村字川上	六、七、九、三〇〇	同上
留多加	留多加郡留多加町字河西	〇、七、〇、〇〇〇	大正十年五月
計		四九、〇八、〇三三	

造林事業 大正九年六月初めて落合附近山火跡地にトマツ、エンマツ、カラマツ及白樺の播種造林を試行的に行ひ、其の後引續き實行の結果發芽良好にして植樹造林に比し労費を要するに乏しく、木島の如き大面積の造林地を有し且つ勞力の潤澤ならざる地方に於ては本造林を最も適當と認めたり。依つて播種造林を主とし植樹造林を副とするの方針を樹て、大正十二年度より毎年約五千町歩宛の播種造林を實施し來りしが大正十五年度よりは一萬町歩宛の播種造林を行ひ、側ら苗圃養成の成苗を以て植樹造林を行ふこととせり。

林業

1101

今大正九年以降同十四年に至る造林面積を擧ぐれば播種造林一六・五〇九町歩八、植樹造林二二五町歩九、本數六二四・二五九本なり。

### 第三節 森林保護

森林危害の最も著大なるものは火災にして、五、六月の候融雪後氣温俄かに上昇し地物の乾燥せるに際し一度火を失せむか、忽ちにして延焼し、熾々たる黒煙天を蔽ひ、之に風威の加はるあらむか其の猛威は萬物を燒盡せざれば已まざるの概を呈し、遂に人力を以て消火し能はざるに至る。山火の被害は獨り貴重なる林木を燒失するに止まらず朽土層を燒損する結果乾涸懸殊となり、肥料分は失はれて科學的性質を不良にし、後繼稚樹を液却する等森林の基礎を根本的に破壊し去り、之が復舊は極めて困難なる事業に屬す。本島の森林は火に弱く而かも燃焼性に富む林木より成るを以て山火の危険極めて多く、依つて防火線開設、法令に基く取締、火防組合の設置等種々畫策して之が禁遏に努め居れり。山火の原因は煙草吸殻、焚火不始末、汽車煤煙、開墾火入等最も多し。本島は那須復興前既に燒損せられたるもの實に十六萬町歩と稱せられ、其の大な

るものは真綿久春内間及笠濱附近一帯にして其の状況慘然たるものあり。過去十箇年の山火統計を見るに一年を通じ最も多きは五月にして、六月及八月之に次ぎ九月は第四位にあり、尙五月の發生數は六、七、八の三箇月間の發生數と略其の割合を同ふす。山火の大部分は以上五箇月間にして殊に五、六月は最も注意を要する季節なり。

既往十箇年の火災總數は七百餘回にして、年平均燒失面積一萬餘町歩、被害額十萬圓の見込なり。以上の如く連年山火の被害著大にして本島の森林政策竝に財政上急請に附すべからざる大問題なるを以て、消極的に愛林思想を鼓吹すると共に火防獎勵金の制を設け、積極的には防火線の開設、法令に依る取締等を勵行して之が防遏に努め居れり。

防火線 森林保護及造林の完壁を期せむが爲め職員十間乃至十五間の防火線を設くることとし大正十年以降毎年之を開闢して目的の達成を期せり。大正十四年末現在の延長一〇七・二一四間九に達す。

森林の誤伐は既往六箇年の平均に依れば年十九回、面積三十六町歩、損失價格六千餘圓にして、盜伐件數は年平均百十五回、面積百十町歩、損失價格二萬五千餘圓に達す。





虫害は大正八年に發生し、被害區域二十二萬町歩材積八千八百立方石に達したるも今や全く終熄せり。以上の外本島森林被害にはナラタケ、トノマツ、エンマツ腐朽菌、針葉樹心腐菌等の被害あるも極めて微々たるものなり。

#### 第四節 森林調査

本島の邦領に復するや其の森林概況調査の計畫を樹て、島内を十區に區劃し明治三十九年度に調査に着手し同四十一年度に之を完了せるが、大正二年更に十五箇年計畫を以て之が基本的調査を爲すこととせり。即ち全境三百三十餘萬町歩より開拓豫定地四十三萬町歩を控除し、之を三十箇の經營區域に分ちて事業區及保安林を設定せむとするものにして、此の計畫は經費其の他の都合により漸く大正五年度に至り經營調査事項中先づ林種區分及施業案の編成等をなすべく、三組の調査班を設け最も急要の地點より調査に着手せり。大正五年五月訓令を以て經營調査に關する業務は林種區分、森林區劃、林況調査、更新方法、斫伐豫定案說明書調製の六項と定め、其の内林種區分は左記に據りて調査することとせり。

第一、經濟林（第一種林、第二種林）

第二、保安林

第三、將來拓殖用地となるべき見込の森林

第四、除地

而して之等の區分をなすに就ては次の標準による。

- 一、第一種林は森林を法正なる状態に導き、其の施業を永遠に保増し得べき區域
  - 二、第二種林は地方居住者の用材、薪炭材又は礦業用の材料を供給すべき區域
  - 三、保安林は別に定むる所により保安上必要な區域
  - 四、將來拓殖用地となるべき見込の森林は傾斜二十度以下の土地にして農業に適する區域
  - 五、除地は將來見込なき區域
- 大正七年度より既定計畫に基き調査班十二組を増して十五組とし、同時に十五箇年計畫にては長きに失する懼あるを以て之を十箇年に短縮したが、爾來調査著々進捗し大正十四年度を以て一先づ完了せり。



### 第五節 林業試験

本島開拓の途を講ずるに當り無盡の森林を如何に利用すべきかは重大なる問題として夙に苦心せる所にし、先づ本島木材の工藝的性質を研究して其の用途を開かんとし、明治四十三年六月臨内に臨時工業調査所を置き、更に同所所屬大泊工場を設置して化學工藝に關する試験及調査を行へり。即ち松脂よりテレホン油製造試験、樟油製造、木材乾餾、割箸製造、ツンドラ製紙應用試験、パルプ試験、三井紙料工場廢液調査及乾留資材の調査等を行ひ斯業に寄與せる所尠からず、今日パルプ工業の盛大なる實に其の賜と謂ふべし。

本島は北方に僻在し本土と其の氣候風土を異にするを以て林木の種類及林況等同じからず、従つて森林更新の方法、主副産物の利用、造林樹種の選定等に關しては慎重に研究するの要あり、依つて先づ豊原の近郊大澤に面積二千二十七町歩を下して試験林を設定し、大正元年以降毎年各種の試験を行ひつゝあり、其の科目を擧ぐれば左の如し。

一、带状皆伐側方天然下種

一、带状皆伐側方天然下種



(村田豊能加多留、川龍雨) 带状皆伐側方天然下種

一、傘伐更新法に於ける下種伐

一、擇伐更新法

一、皆伐更新法

一、末木試験

一、薪材貯積と實積の比較

一、白樟上方天然下種

一、帶狀皆伐更新法

一、立木材積と丸太材積の比較

一、雪中伐採による根部試験

一、其他

然るに右試験林は大正十年中火災及松毛虫の爲め其の殆ど全部を侵害せられたるを以て、前記各種試験も又中絶の已むなきに至れり。而して同地は之を造林試験地とし大正十四年以降専ら植樹造林並に播種造林の試験を行ひ。大正十四年別に東海岸東白浦の南方保呂に試験林を設け各種の試験を行ひつゝあり。

松毛虫繁殖して世人の注目を惹くに至りしは大正八年なるも、其の發生は大正五年頃なるもの、如く其の侵害の最も猛烈を極めたるは大正九年以後に屬す。當時大澤の試験林は其の侵害を蒙り殆ど全滅したる外全島の森林も亦危殆に陥れるを以て、大正十年及十一年の兩年に亘り全島森林に對し松毛虫檢索を爲し焚火誘殺法を施行し、其の防遏に努むると共に、一面樟木松毛虫に對する基礎的研究調査を爲せり。即ち松毛虫の

林 業

1104

経路、昆虫學上の位置、發生の原因、食餌物、形態、経過習性及驅除法等とす。

### 第六節 官行斫伐

#### 第一款 概説

##### 第一項 事業の開始

大正九年より大正十二年に亘る松毛虫蔓延の爲め森林面積約二十二萬町歩、材積約八千八百萬石の被害を蒙りたるが、當時之が利用懸念の措置として其の一部は民間に拂下ぐると同時に他面官營に依る被害木の斫伐事業を計畫し、大正十一年度より事業を開始昭和元年度に於て大体所期計畫の完了を見るに至れり。

然るに樺太國有林施業案編成の基礎的調査たる大正五年以降十箇年に亘り施行せる第一期森林調査(密植材積調査、林地測量)終了の結果を見るに、森林面積は概百八拾六萬餘町歩(内立木地約二百萬町歩)にして總蓄積は約七億餘石を有するに過ぎず、依つて從來の方針即ち利用價值を有する林木(胸高直徑四寸以上)の皆伐法に依る百年輪伐天然更新の方針は到底維持し得ざると共に、残存木の枯死及成長旺盛期に在る林木を

皆伐する等其の他經濟上甚だ不利の點あるに鑑み、之を擇伐法に依る二十年回齡天然更新法に改めたり。而して以上伐木方法の改訂に依る作業は從來の皆伐法に比し

- 一、損傷木及掛木を多く生ず
  - 二、残存木の風害を蒙り易し
  - 三、伐木に多額の經費を要す
  - 四、伐採跡地の枝條及枯損木等の不整理は森林火災發生を助長す
- 以上の如き危険あるも

- 一、森林の保護上最も重要な天然更新の安全を圖り得
- 二、森林火災の防止
- 三、盜伐誤伐等の弊風除去
- 四、林木の集約的利用
- 五、調査監督費の節減



林業

- 六、生産費の減少
- 七、林間移民の定着
- 八、従來の官行研伐に依り得たる技術者の經驗を利用し得  
 餘剰多の利益あり、然れども之を民營としては到底森林保護の不可能なる事情あるに鑑み、更に昭和二年  
 度より改訂方針に基き恒久的官行研伐事業を實施することとなりたり。

第二項 事業の計畫

- 昭和二年事業計畫は左記の通にして昭和三年度より純利益を生ずる見込みなり。
- 一、官行研伐収入 一、八二九、一七〇圓(豫算)
  - 二、官行研伐費 二、三〇六、一七四圓(豫算)
  - 三、事業 立木約三百萬石(丸太百五十萬石)を伐採し内本年度に於て丸太三十七萬五千石を拂下搬出せんす。  
 (翌年度繰越丸太一、〇九五、〇〇〇石)

第三項 事業の組織

昭和二年五月二十五日勅令第一三三號を以て従來の臨時森林作業所官制中「臨時」の二字を削除し定置の機  
 關に改めたり。  
 所長は技師を以て充て技師、屬、技手及雇員等を配し、事業現場には事業所を置き現業に従事す。之を表  
 示すれば左の如し。

區別	技師	屬	技手	雇員	雇人	計	事業所
内務	四	六	八	二五	一	三三	
外務(事業所)	一	一	一七	二四	一四〇	一八一	一八

第二款 事業の概況

伐木遺材 昭和二年に於ては夏山より開始の事業所十ヶ所、冬山より開始の事業所八ヶ所にして、夏山  
 數量は事業施行箇所縮少及着手時期の遅延に原因し當初の計畫より約二割七分を減少す。

林業

めくれず

林業

二二二

造材方法は利用の集約運搬並に用途等の關係上エソマツ、トドマツは種て丸太材末口直徑一〇乃至一四種以上長さ二、九及三、八米とし、カラマツは末口直徑一〇以上長さ四、〇及四、二米に造材す。  
 集材運搬 夏山小出は修繕、木馬、手落し及玉曳等により流送地點に運材巻立をなし直に流送に付す。冬山は端乳、四乳、トラクター等により流送地點又は海岸迄運搬し巻立をなす。  
 製品引渡 昭和二年度に於て三七五、〇〇〇石引渡の計畫なりしも前記の事情に依り年度末迄に二二二、〇〇〇石に反り足りぬなり。

尙参考の爲め自大正十一年度至昭和元年度松毛虫虫害に基く所伐事業並製品賣拂の成績を左に掲ぐ、  
 事 大正十一年度は當初計畫の通り九六三萬石を造材し内五十萬石搬出の豫定なりしも、民間造材の勃興に伴ふ勞力の不足並に勞銀騰貴等の關係を考慮し伐木數量を減じて搬出數量を増加せり。大正十二年度は虫害蔓延状況當初の豫想に反し大休終息の状態に在りしも、恰も關東地方の震災あり、需要の激増に應ずべく増伐計畫を企てたるも勞力の拂底、勞銀及船運賃の暴騰等に累せられ成績豫期の如くならざりき。大正十三年度は増伐を豫定せるも、議會解散豫算不成立及政府の事業緊縮方針に餘儀なくせられ、二百三十萬石伐採

二百五十萬石搬出の計畫に改めたるが比較的順調に進行せり。大正十五年度は百二十九萬石伐採、二百二十萬石搬出の計畫なりしが事業上の都合に依り百十萬石伐採、二百十三萬石を搬出し残部は翌年度に繰越したり。今各年度の成績を表示すれば左の如し。

事業成績表

年度	伐木	搬出	引渡	備考
大正十一年	二七三、六〇〇石	六三、六〇〇石	六六、八五〇石	一、搬出は鐵道沿線に在りては鐵道各線附近土場迄其の他に在りては海岸最終土場迄す。
大正十二年	二五九、四七〇石	一九〇、五七〇石	二二二、三〇〇石	二、搬出は薪材なり。
大正十三年	二〇九、〇〇〇石	三三、〇〇〇石	三三、〇〇〇石	三、大正十四年度繰越事業二十二萬五千八百四十四石一斗六升を含む。
大正十四年	二〇六、四九六石	二五、〇〇〇石	二五、〇〇〇石	
大正十四年	一、〇〇、三八九石	二、〇〇、二八〇石	二、〇〇、二八〇石	

二二三

林業

計	八、四〇〇、〇〇〇 一、五〇〇、〇〇〇	七、三〇〇、〇〇〇 一、七〇〇、〇〇〇	七、四〇〇、〇〇〇 一、六〇〇、〇〇〇	二一四
---	------------------------	------------------------	------------------------	-----

●賣拂 製品は事業の状況及市場の關係等を考慮し、大正十一年度六十一萬五千餘石、大正十二年度二百一十一萬一千餘石、大正十三年度二百五十四萬七千餘石、大正十四年度二百六十九萬九千餘石、昭和元年度には百三十一萬九千餘石を販賣せり。即ち之を表示すれば左の如し。

年 度	貸 拂 販 別		年 期	限 約 公 募	特 賣	計
	材 積	金 額				
大正十一年	三三、〇五五・九六	五七、二四〇・一九	三三、〇五五・九六	一、〇三〇、〇〇〇	六三、二九〇、〇〇〇	六三、二九〇、〇〇〇
大正十二年	八六、三三八・八〇	一、〇三〇、〇〇〇	八六、三三八・八〇	一、〇三〇、〇〇〇	一、〇三〇、〇〇〇	一、〇三〇、〇〇〇

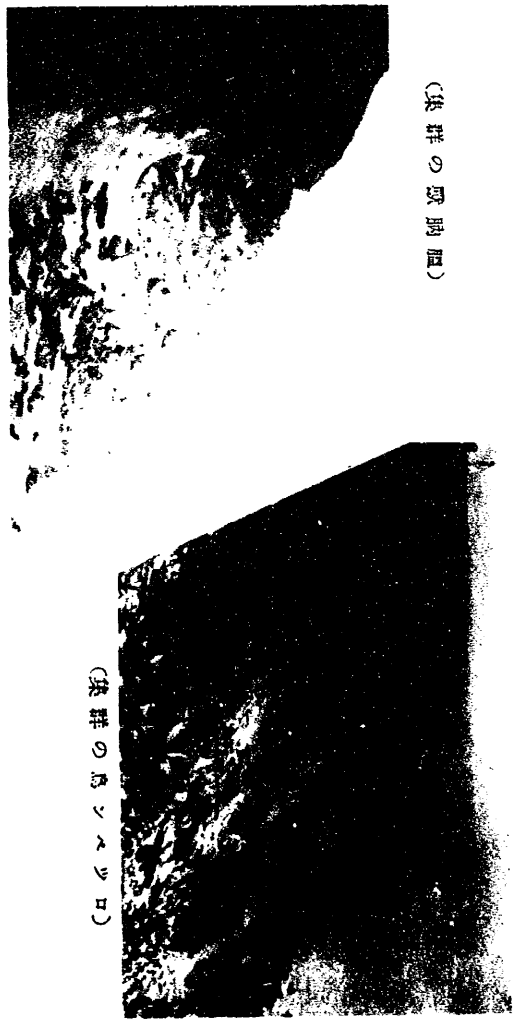
### 第十一章 水産業

#### 第一節 總 說

棒太に於ける鱈、鰯及鮭の漁業は遠く松前島の經營時代に於て既に邦人に依り行はれたりしが、明治八年

年 度	材 積		金 額	
	材 積	金 額	材 積	金 額
大正十三年	一、五三七、四九三・三	四、五〇〇、〇〇〇	一、〇七三、一八〇・〇	三、〇〇〇、〇〇〇
大正十四年	一、八六六、八〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇七三、一八〇・〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和元年	一〇〇、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇七三、一八〇・〇	三、〇〇〇、〇〇〇
計	三、五〇三、二九三・三	一二、〇〇〇、〇〇〇	三、二一九、〇四〇・〇	九、〇〇〇、〇〇〇

千島樺太交換條約の結果樺太が露領となりたる後に於ても漁業は尙依然として邦人に依り經營せられたり。而して鯨、鱒及鮭のみならず、其の他の魚族亦尠からざれば水産は樺太に於ける唯一の富源として重要視せられ、明治三十八年邦領に歸するや其の主要魚族たる鯨、鱒、鮭に付ては其の漁利を永遠に保持し、該漁業の健全なる發達を期せむが爲め建網制度を採用し、其の漁場は露領時代に設けられたる漁區に基き之を定め邦人の經營したる漁場は從來の經營者に免許し、其の他の漁場は競争入札に依り漁業者を定めたり、鯨、鱒及鮭以外の漁業に付ては鯨、鱒、鮭の蕃殖保護に妨なき範圍内に於て一般に之を許可したりと雖も、是等の漁業に従事する者の多くは資力乏しき樺太定住の漁業者にして、其の收益亦鯨、鱒及鮭に比し尠く生計の維持困難なる状況に在りしを以て、大正四年漁業法規の一部を改正して樺太定住の漁業者を以て組織する漁業組合に對し鯨、鱒、鮭の専用漁業を免許し、其の漁業組合員をして一般漁業に従事するの傍ら鯨、鱒及鮭の漁利に均霑せしめ以て漁業經濟の一端を輔はしめたり。越えて大正十年専用漁業の數を増加し漁利の均霑に努め、更に大正十一年及大正十五年漁業法規改正に依り漁業免許の入札制度を廢したる外漁具漁法等漁制上改革せられたる點少からず。今現行漁業法規の主なるものを擧ぐれば左の如し。



(集註の感胸圖)

(集註の鳥ツムツロ)

漁業



一、漁業法 一、樺太に於ける漁業法施行規則 一、漁業登録令 一、樺太に於ける漁業登録令施行規則 一、樺太漁業取締規則 一、鑑詰及採詰製造業取締規則 一、水産物検査規則

一、漁業組合令 一、漁業組合令施行規則 一、水産組合規則等。

漁業を営むとする者は是等の法令に基き罾、罾及鮎の定置漁業、魚類介類藻類等の區劃漁業及専用漁業に付ては樺太廳長官の免許を受けることを要す。而して罾、罾及鮎の免許漁業は特定の事項（樺太に於ける漁業に該當する場合に非ざれば免許を與へず、其の漁具は罾に付ては建網、罾、鮎に付ては建網又は飄網に限られ、又専用漁業は罾に付ては刺網及小建網又は地曳網、罾、鮎に付ては小建網又は地曳網に限らる。）

許可漁業の種類は十三種ありて支廳長の許可を受けることを要し、漁業の場所が二支廳以上の管轄に亘る場合は樺太廳長官の許可を受けることを要す。而して罾及罾の漁利は漁村維持の爲め特に必要なものに付許可漁業中罾刺網、罾流網、罾配繩漁業の許可は漁業組合員に限定せり。

免許又は許可を要せざる漁業は樺太に於ける住所地又は居住地を管轄する支廳長に届出で何人とも之を爲すことを得。

水産業

漁業制度の概要斯の如しと雖も樺太に在住する土人に對しては例外規定を設け、土人にして土人以外の者を使用せず漁業を爲す場合に於ては免許を要する漁業を除き、鯨、鱈、鮭の捕獲に付ては慣行の區域及特に定められたる區域に於て、其の他の水族の採捕に付ては殆ど自由に之を放任せり。

## 第二節 漁業並に水産製造

樺太に生産する水産物の主なるものは鯨、鮭、鱈、鱚、蟹、海鼠、帆立貝、北寄貝、鯨、鰭鮫及昆布にして鰭鮫及鯨を除きては鱈、鱈及鮭定置漁業者並に三千六百戸の定住漁業者に依り採捕處理せらる。定置漁業者の使用する漁船凡そ千五百隻内外にして、定住漁業者に依り使用せらる。漁船凡そ六千五百隻に達す。以下主要水産物に付其の漁業並に製造の概況を記述すべし。

鯨 鯨漁業は其の産額漁業中の首位を占め年額五、六百萬圓を普通とするも大正十四年より一千万圓を突破するに至れり。東海岸國境より北知床岬に至る間及中知床岬より愛郎岬に至る間を除くの外到る處之が漁獲を見るとき雖も、就中近時漁獲最も多き地方は東海岸一帯及亞庭灣内に沿へる目塚遠瀬間に於て、之に次ぐ

は西海岸に於ける眞岡西宗谷間及野田有部間とす。

鯨漁業は領有以來二十有餘年に過ぎざるも此の間各地方の漁況には著しき變遷を見たり、即ち領有當初より大正二年に至る頃迄は野田より北部の西海岸各漁場は最も優秀なる漁場と稱せられ、全島鯨漁獲高の過半数は此地方に於て生産せしむ、爾來年々共に激減して今日野田附近の數漁場を除くの外復昔日の觀なし。之に反し眞岡本斗附近及亞庭灣に於ける大泊長濱附近並に東海岸中部に於ける漁場は大正二年頃より次第に其の漁獲高を増加し、西海岸北部地方は全然反對の結果を現出し、殊に大正十年以來東海岸は異常の豐漁を見るに至れり。

本漁業に使用する漁具は明治三十九年は露領時代の例に倣ひ建網一統及曳網一統なりしが、翌明治四十年より曳網を廢し副網に代へ建網二統を使用せしめたり、然るに大正九年漁業法規を改正し一漁業權に付一建網の制に改め、鱈、鮭と鯨とは別個の漁業權とし、鯨漁業に對しては副網に代ふるに待網を以てせり。大正十一年再び漁業法を改正し之に伴ひ待網に代ふるに建網を免許したる結果、大正六年度に於ける定置漁業權三百六十四漁場に對し現在建網四百七十八、鱈及鮭曳網又は建網二百八十に及べり。尙大正五年より專用漁

水産業

場を設け現在其の數六十七に達せり。  
 鯉は其の大部分は漁業者に依り推箱に製造せらるゝと雖も、近時身欠鯉並に鱒の製産次第に増加し品質亦漸次改良せらるゝに至れり。

鯉漁獲高(生鯉ノ重量ニシテ、百石ナニ萬貫)  
 トシテ計算シタルモノ

年度	支産		支産		支産		支産		支産		支産	
	數	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡
大正十三年	三、五二〇、八〇〇	四、三三〇、六〇〇	六、〇六六、六五〇	五、四四、〇〇〇	九、九四、八五〇	三、六九、六〇〇	三、〇八〇、〇〇〇	四、九、三二〇	三、〇八〇、〇〇〇	四、九、三二〇	三、〇八〇、〇〇〇	四、九、三二〇
大正十四年	四、六五〇、〇〇〇	七、八三〇、〇〇〇	七、〇六六、三〇〇	四、二九、九〇〇	一、九八八、〇〇〇	八、五八、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇	六、五、五九〇	三、八〇〇、〇〇〇	六、五、五九〇	三、八〇〇、〇〇〇	六、五、五九〇
昭和元年	七、一八七、四〇〇	四、九六九、八〇〇	五、〇三三、八八〇	五、七、〇七五	二、六五四、七五〇	〇、五八、九〇〇	三、八三三、五〇〇	五、四九、四一五	三、八三三、五〇〇	五、四九、四一五	三、八三三、五〇〇	五、四九、四一五

鱒 鱒漁業は鱒漁業に次ぐ重要漁業にして東海岸を主とし、就中幌内川を中心とする多摩加新間及内河川を中心とする元泊富内間を最とす。此の外亞麻灣に在りては中知床岬及鈴谷川、留多加川を中心とせる一帯

は稍漁獲多く、西海岸に於ては内幌、樂麻附近及來知志川口附近を除きては鱒漁場として價值あるものなし。  
 本漁業に使用する漁具は従來建網に限られたるが大正九年より瓢網をも使用し得ることとなり。  
 漁況は年に依り豊凶著しと雖も大凡そ五年を以て周期となすもの、如し。  
 鱒は冷感船に依り生魚の儘内地市場へ移出するもの及曬諸原料に供するもの次第に増加せるも尙其の大部分は盛減せらる。

鱒漁獲高(生鱒重量ニシテ、一尾三百四十六)  
 トシテ計算シタルモノ

年度	支産		支産		支産		支産		支産		支産	
	數	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡
大正十三年	二、一七〇、二六〇	四、九八、八五〇	七、〇、五三〇	九、〇、八六〇	八、〇、〇〇〇	三、七〇、二六〇	八、八、九七〇	四、九、三二〇	三、七〇、二六〇	八、八、九七〇	四、九、三二〇	八、八、九七〇
大正十四年	五、二六六、六四〇	一、四、九三〇	二、六八、八〇〇	五、四、二、六三〇	四、五、五九〇	三、七〇、二六〇	六、六、三三〇	一、八、三、九七〇	三、七〇、二六〇	六、六、三三〇	一、八、三、九七〇	六、六、三三〇
昭和元年	二、九五一、七五〇	一、八、六、七四〇	一、六、七、七九〇	一、五、四、七〇〇	一、八、五、五九〇	四、九、三二〇	七、八、三三〇	八、八、九七〇	四、九、三二〇	七、八、三三〇	八、八、九七〇	七、八、三三〇

水産業

水産業

三三二

鮭は夏期秋期の二期に漁獲せられ前者を夏鮭又はトキシラズミ云ひ後者をアキアギミ稱し、其の分布區域狹く豊凶の差少し。夏鮭は東海岸敷香附近を主として一漁場にして漁獲高六萬貫以外に達するものあるも他の地方は甚だ稀薄なり。アキアギは西海岸に於ては多聞泊、麻内、阿幸及南名好川附近、東海岸に在りては内淵川附近に多く一漁場にて三萬貫以上漁獲するものあり。

鮭は鱈と同じく一部冷蔵船に依り生魚の儘移出し又は罐詰原料に供するも其の大部分は罐詰に製せらる、近時鮭罐製品の製造を企圖するものあるも尙其の産額多からず。

鮭漁獲高(生鮭ノ重量ニシテ、一尾九百五十分トシテ計算シタルモノ)

年度	支路	敷香	元泊	豊原	大泊	本斗	真岡	泊居	計
大正十三年		一八〇、九六九	四、七九二	二五、五五四	八、八七〇	四、八八八	二四、六〇四	一	三〇九、〇九八
大正十年		一四八、九三五	一、七七八	二〇、一〇二	五、八四三	四、〇七五	二五、五九二	一	二〇九、〇九八
昭和元年		三五、九六九	四、一五九	三、八六六	一、七二五	六、〇三三	二七、三三三	七五	五〇七、九六九

鱈は沿海沖合一帯に棲息せるも其の主産地は西海岸野田より武蔵泊に至る間に於ては、該地方に於ては夏期三箇月を除くの外殆ど該漁業に従事す。同地方に於ける盛漁期は所謂春漁季節即ち二月より六月に至る時期にして、此の期間に於ける漁獲高川崎船一隻にて三萬尾乃至四萬尾、發動機付漁船一隻にて五萬尾乃至十萬尾に達す。十月より翌年一月に至る秋及冬漁は漁獲高春漁の半に達せず。大正十四年夏以來小型發動機船激増したるを以て今後は其の産額著しく増加すべし。

鱈は主として樽詰に製するも夏季に於て押粕又は開鱈に製するもの亦尠からず。尙大正六年頃より歐米輸出向鱈、特にストックフィッシュの製造企業せられ、大正八年の如き其の年産額二十五萬五千貫に達したるも、大正九年以降歐米市場の變動と一般經濟界の打撃とに依り漸次減少し現在殆ど休止の狀態に在り、大正十四年以來樽詰として移出せらる、もの百萬尾に達するに至れり。尙副産品たる鱈肝油の製造盛にして主要なる鱈漁業地には其の工場を見ざるなく、製品は工用油及藥用肝油の二種にして其の年産額二萬兩に達す。

水産業

三三三

水産業

鱈漁獲高(生鱈ノ重量ニシテ、一尾八百匁ト)  
(シテ計算シタルモノ)

年度	支	脂	敷	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
大正十三年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大正十四年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
昭和元年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

鱈の種類は十数種に及び到る處之が棲息を見る。漁業は延縄及手繰網漁業の二種なりしも最近發動機船に依る底曳網漁業増出せり。鱈は少量の生貨を除き他は悉く押粕に製造せらる。

鱈漁獲高(生鱈ノ重量ニシテ、百石ヲ二萬匁ト)  
(シテ計算シタルモノ)

年度	支	脂	敷	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
大正十三年	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550
大正十四年	8,648	8,648	8,648	8,648	8,648	8,648	8,648	8,648	8,648	8,648	8,648	8,648	8,648	8,648	8,648	8,648
昭和元年	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400

蟹の最も多く利用せらるるものはタラバガニニ稱するものにして、沿海到る處に棲息し就中西海岸及亞庭灣口に多く、専ら刺網を使用して漁獲せらる。

明治四十二年以降罐詰製造業勃興に伴ひ本漁業の隆盛を來せしが、濫獲の弊に陥るを避け之が蕃殖保護の爲め雌蟹及背甲五寸以下の稚蟹の漁獲を禁止し、且つ一定の禁漁期を設くる等力めて漁利の維持を圖れり。

蟹は少量の生貨を除くの外全部罐詰に製造せられ大正六年には其の産額十二萬兩價額三百十六萬五千餘圓に上れるが、蟹漁獲高漸減の傾向を呈せるを以て大正九年工場の手合を行ひ、蟹の濫獲を防ぐと共に一面製

水産業

水産業

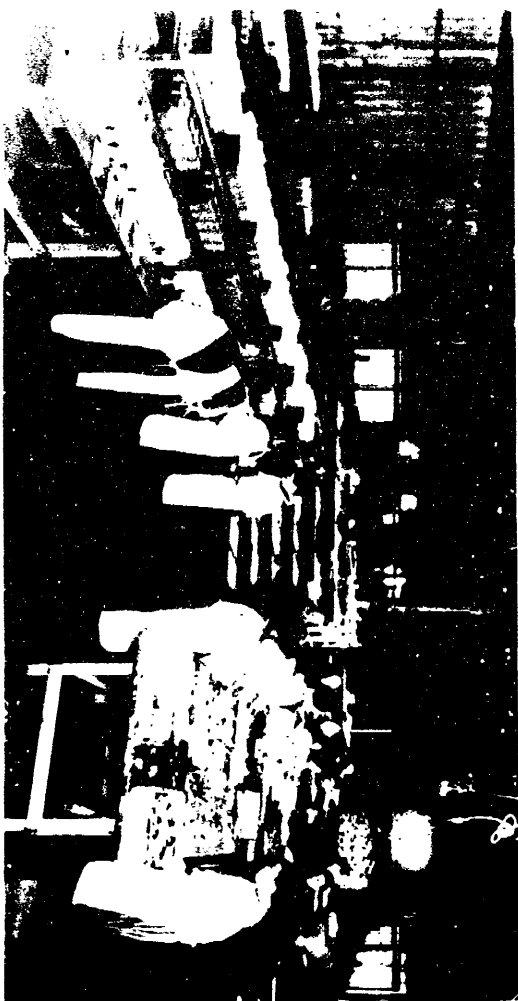
二二六

品の改良統一を計り、稀水の重要水産物として其の聲價を擧ぐるに努め居れり。販路は従來米國を主とし、が近時歐洲各國(特に英國)及南洋方面に販路を開拓しつつあり。

蟹漁獲高

年度	支産	數	香	元	泊	豐	原	大	泊	本	斗	真	岡	泊	居	計
大正十三年	1局	1局	76,700	1局	5,633	6,603	30,250	3,366	87,533	13,656	1,001,122					1,001,122
大正十四年	1局	1局	57,500	1局	2,334	3,250	25,822	2,882	30,448	6,477	1,001,122					1,001,122
昭和元年	1局	1局	57,500	1局	2,334	3,250	25,822	2,882	30,448	6,477	1,001,122					1,001,122

昆布 昆布は其の分布頗る廣く全沿海殆ど産せざるなく就中西海岸及亞庭灣に多産す。西海岸に於ては有部以南西能登呂に至る間及海馬島最も多く品質亦良好なり。亞庭灣に於ても大泊、池邊濱間産額多く品質西海岸に次ぎ、東海岸は品質一般に劣れり。昆布は豊凶隔年にして凶年には豊年の二分の一にも達せざるこゝ



(獨工國資社會式株業産本練、詰肉及肉運) 況實造製詰羅蟹

あり。

昆布は其の種類品質等に應じ反昆布、長切昆布、花折昆布、細目昆布、トロ、昆布、烏田昆布等に製せられ、食用に堪へざるものは沃度製造の原料としてケルプに製せらる。沃度及加里製造業は一時海岸到る處盛に行はれたるも近時全く休止の状態に在り。

昆布製 (昭和元年)

品種	支		産		大泊	本斗	真岡	泊居	数量	金額
	香	元	香	元						
反昆布	1	1	1	1	5,700	5,700	3,700	2,500	5,700	2,500
長切昆布	1	1	1	1	2,200	2,200	1	1	2,200	1,000
花折昆布	1	1	1	1	2,200	2,200	1	1	2,200	1,000
トロ、昆布	1	1	1	1	3,000	3,000	1	1	3,000	1,000
烏田昆布	1	1	1	1	2,600	2,600	1	1	2,600	1,000
合計	5	5	5	5	13,600	13,600	5	5	13,600	5,500

水産業

二二七

水産業

細目	昆布	鮭	鱈	鰯	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈
細目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
昆布	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鮭	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鱈	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鰯	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鱈	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鱈	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鱈	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	26,336	37,830	42,176	23,566	23,870	9,977	5,835	5,835	5,835	5,835

二二八

鯨 沿海は鯨族の自遊船から殊にコタラの一種カンクを稱するもの極めて多く、南部に於ては座頭長類の漁遊を見ることあり。捕鯨業は露領時代に於て既に之に従事せしものありしも、當時設備の不充分と交通の不便とに依り其の發達を見るを得ざりしが、明治四十三年以來大日本水産株式会社は亞庭灣内内音を根據として諸威式捕鯨業を開始し、大正三年以降休業の状態にありしが其の後東洋捕鯨株式会社合併し、亞庭灣内札塔に根據地を選定し事業に着手して今日に至り。最近に於ける捕獲頭数は大正十二年十六頭、大正十三年は休業し大正十四年には三十六頭、昭和元年には四十九頭を捕獲せり。

鰹 鰹は我國唯一の鰹鰯繁殖場にして、米領アリヒロフ群島及露領コンマンドルスキー群島に

共に北太平洋に於ける三大棲息地として並び稱せらる。明治三十八年樺太の我が領有に歸するや直に獵獲を禁止し、尋て之が繁殖状態を調査し翌明治三十九年より年々監視員を駐在せしめ専ら鰹鰯繁殖保護及調査に従事せしめたり。

明治四十四年英米露三條約の結果大正元年より之が獵獲を開始せり。

鰹鰯繁殖状況

年 別	最大上陸數	生 兒 數	死 兒 數	獵獲頭數
大正十三年	二六、六四四	九、四二四	一、九三三	九、四二四
大正十四年	二四、八〇三	八、五三六	二、六二一	八、五三六
昭和元年	二四、七三三	九、六四四	一、四九九	九、六四四

以上各種水産物の最近の總價額を示せば左の如し。

水産業

二二九



水産業

水産物總價額

三三〇

種類	年度	
	大正十三年	大正十四年
鯉	五八、五〇、三〇〇	一〇、七六、八七四
鱒	一七、三六、九四七	八、九三、三三三
鱈	二七、五九、九	二五、〇〇六
鮭	一、四三三、八五七	二、〇〇、一〇〇
鱒	四、六四七	六、四、五〇〇
蟹	三、八五、三〇〇	三、九〇、〇〇〇
貝	六〇、八、九〇〇	一、四三、五〇〇
魚	一	三、六、一〇〇
布		
計	一、〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇
昭和元年		三、七六、六〇〇

種類	年度	
	大正十三年	大正十四年
鯉	五八、五〇、三〇〇	一〇、七六、八七四
鱒	一七、三六、九四七	八、九三、三三三
鱈	二七、五九、九	二五、〇〇六
鮭	一、四三三、八五七	二、〇〇、一〇〇
鱒	四、六四七	六、四、五〇〇
蟹	三、八五、三〇〇	三、九〇、〇〇〇
貝	六〇、八、九〇〇	一、四三、五〇〇
魚	一	三、六、一〇〇
布		
計	一、〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇

第三節 水産物検査

水産製造物の改善を圖るには之が検査を勵行するを最も緊要なりとす。明治四十三年西海岸南部水産組合に於て鱈、昆布等の検査を行ひたるを始めとし、建網漁業水産組合、亞庭瀬水産組合及備前水産組合等相次で之を行ひ其の成績稍や見るべきものありたるも、検査の統一を缺き尙不備の點尠からざりしを以て、大正三年樺太廳に水産物検査所を置き之が統一改善を計れり。現在検査員七十名を沿岸各所に駐在せしめ、一

水産業

三三一

水産業

定の適當區域を巡回して検査を行はしむるに同時に製品改良の實地指導に當らしめつゝあり。

検査を受くべき水産物の種類は水産肥料、身欠鰯、鰯鱈、鰯鱈、鰯鱈、鰯及鮭の筋子、開鮭、開鮭、棒鰯、棒鰯、乾鮓、昆布、銀杏草、海參、乾貝、刺蝦、鰻、鰻、玉筋魚及小鰯の乾及素乾、タラバ蟹、蝦、北奇貝、鮭及鮭の水産罐詰等にして殆ど主なる水産製品を網羅せり。而して検査實施以來何れも品質、量目、荷造等改善せられ成績良好なり。

第四節 水産に関する組合

漁業組合は明治四十一年十二月漁村部落を二十區に分ちて漁業組合を組織せしめ之に三十九の定置漁業権を與へたるに始まり。其の後大正五年組合の分合新設を行ひ二十八の漁業組合を設置し鰯、鮭の定置漁業権の外更に専用漁業権を附與し、組合員をして直接鰯、鮭の漁利に均霑せしむるの途を開きたり。指導奨励の結果親近共同施設事業の發達を促し漁村の基礎漸く健實の域に進みつゝあり。其の主なるものは漁業資金の貸付、共同販賣、共同貯蓄、共同貯蓄、遺贈救恤、暴風警報周知、講習講話其の他魚介漁類の保護等



(村泊瀬田岡渡) 建設式産水臨太船

殖及餌料の蓄養等とす。目下漁業組合數三十七、組合員三千五百餘名、積立金二十二萬餘圓に達せり。

水産組合は定置漁業者を網羅せる樺太定置漁業水産組合あるのみなり。同組合は元建網漁業水産組合と稱し(明治四十二年設立)たるが大正十四年現在の組織に改め、専ら魚族の蕃殖保護其他組合員共同利益の増進に努め居れり。

### 第五節 水産に関する試験及調査

#### 第一款 概 説

樺太の水産は所謂世界三大漁場の一を控へ水産の寶庫と稱せられ本島主要産業の一なり、従て其の消長は本島産業の上に大なる影響を及ぼすを以て之が調査研究を行ひ、漁利を永遠に保持し斯業の堅實なる發達を期せんが爲め明治四十一年十月四海岸樂座に水産試験場を設置せり。

同場には當初主として水産製造に関する調査及試験のみを爲せしが、大正七年之を擴張して漁撈部、製造部、養殖部に分ち、水産に関する各種試験調査の外製造品其他の分析、鑑定、講習、講話並に實地指導

水産業

を爲し新業の獎勵發展に努力しつゝあり。

第二款 試験及調査

第一項 漁撈

鯉・流・場・調・査 西海岸に於ては鶴城安別間及其の對岸沿海州近海は魚群饒多にして棲息區域亦廣く夏季漁業に適し、野田久春内間沖合百尋線附近は秋季漁場として有望にして、泊居町にては本場指導の下に既に起業せるものあり。亞庭灣内に於ては登及内砂沖合に好漁場あり、其の他に於ては西海岸の如く魚群濃厚ならず東海岸に於ては愛郎岬深濱間沖合深海區に於て夏季及秋期大形鯉の棲息せることを探求せるも漁場の價値未だ判明せず。

鯉・浮・延・繩・試・験 漁法比較試験の結果鯉に硝子玉を結著し、浮延繩として使用するときは作業上多少の不便あるも、従来の底延法に比し漁獲高に於て六割以上の増獲あることを確めたり。

鯉・漁・業・試・験 母船式漁法及刺網漁業に就き試験せる結果、夏季鶴城近海に於ては母船式漁法可能にして其の成績良好なることを確め得たるも、底刺網漁業は張網中漁獲物の過半を潮出の爲に喰食せらる。

沿・海・州・流・場・調・査 沿海州サスノ岬より北上しセントイノケンチャ灣に至る約百五十間間はタラバ蟹豊富にして、刺網漁場としては好適の場所少からざるも手網網を使用し得る場所は殆んど皆無なり。

亞・庭・灣・底・魚・流・場・調・査 登沖合より西能登呂岬沖合には鯉、鰈及タラバ蟹等棲息し其の饒多なること亞庭灣内に於て他に比類なきも、中知床岬附近沖合は夏季漁場として望み少きが如く、灣内中央部は軟泥帯にして底魚の棲息に適せず、大群の如きは建網に入網漁獲せらるゝものあるも魚群頗る稀薄にして漁業としての價値なし。

鯉・流・網・漁・業・試・験 春鯉の洄游移動は植物性浮游生物の去來及多寡と密接の關係を有するもの、如く、西海岸に於ては三月下旬乃至四月上旬既に沖合に於て魚群の來游を認め、亞庭灣に於ては四月下旬水温の急昇と共に魚群沿岸に襲來するもの、如く、夏鯉は鶴城近海に於ては西海岸中部及中南部近海に於けるが如く魚群豊富にして流網漁業有望なり、秋鯉は十月以後西海岸中南部に於ては魚群比較的沿岸に來游せるも天候の關係上却て底刺網を使用する方安全にして有望なり。

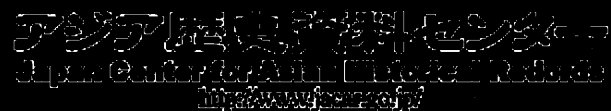
發・動・機・手・網・漁・業・試・験 西海岸に於ては泊居及久春内近海鯉族豊富にして、一網多きは四、五十箇平均十



四、五兩(石油兩)の漁獲を示し、亞羅灣内に於ては登沖合最も良好にして、女麗及長濱近海之に次ぎ藤族饒多  
 深海手繰網漁場調査 タラバエビ調査の必要を認め鶴城近海に於て實施せるが、泥塊海底に介在し網を使  
 用すること至難にして富分營業として經營するの見込なし。  
 東海岸漁場調査 登沖合に於てエビ漁場、富内沖合に於て大形蟹の漁場を發見し、多來加灣に於ては藤  
 族の棲息區域比較的廣汎なることを知り得たり、然れども東海岸に於ける底魚漁場は多來加灣を除きては大  
 体に於て陸岸に沿ひ俗も帶狀を爲せるが如く其の範圍極めて狭小にして、藤及タラバエビは水温二度以上にあ  
 らざれば漁獲多からず。  
 流網漁業試験 鱒、鯉、鯖及鮭に就き試験せる結果鱒の去來は動物性浮游生物の多寡及集散と重大の關係を  
 有するもの、如く、鱒は蟹底刺網との關係上繩繩を使用する方却て有利にして、鱒は真岡、泊居及鶴城近海  
 に於ては沖合漁業として相當に望みあり、鮭は大正十三年度より大正十五年度に亘り中知床岬附近沖合及海  
 馬島近海に於て試験せるも魚群の來遊不足にして營業として成立し得る見込なく、海馬島近海に於ては鼠鯨

の相當棲息せるを認めたり。

蟹漁業試験 機船手繰網を使用すれば入網せる雌蟹は充分なる生活力を有し漁業取締規則の實行には最も  
 適切にして、且つ鑑詰原料として新鮮なるものを提供し得べきも、蟹漁場として一般に囑望せらるゝ海區は  
 何れも底刺網漁場にして漁期中殆んど手繰網を使用するの餘地なし。  
 本斗以南漁場調査 秋季手繰網を以て試験、調査せる結果本斗沖合より海馬島近海に至る海區は水深百米  
 突以上にして、底質細砂の場所にありては赤棘及宗八藤棲息せるも、水深百米突以内の比較的淺所にありて  
 はアマミ多くカシカ及小鱈等亦相當に棲息せり。  
 其の他、以上の外延繩の強弱、釣鉤浮子及漁網染料の如き漁具材料に關する試験、本島近海に於ける三大漁  
 族の根本的調査等を行ひ、各種試験、調査の結果其の成績良好なるもの又は漁業上參考となるべき必須なる  
 事項は可成其の都度之を發表し、當業者に向ひて極力指導獎勵に努めつゝあり。  
 大正十四年度に於ては各府縣下に於て好成绩を示しつゝ、ある小型發動機漁業を指導獎勵したるに、僅に一  
 箇年を出でずして本斗野田間沿岸漁村に於て五馬力乃至十五馬力程度の小型動力を川崎漁船に據付け着業せ



水産業

るもの五十餘艘の多きに達し、現在西海岸を通じ九十餘艘を算し今後益増加せむとするの趨勢を示しつゝあり。

第二項 水産製造

魚粕製造試験 米國アロセス會社製機械を設置し、主として鯀粕製造試験を施行の結果採業の利便、製品々質の精良、魚油の増収等見るべきもの多々ありと雖、機械及建築物等に多額の固定資本を要するを以て經濟上不利なる缺點あり。

魚粕壓搾試験 動力、手廻兼用の簡易なる機械を考案し鯀粕につき試験を遂行し豫期の成績を得たり。

岩岡式壓搾装置は簡便にして効果あるも、操作煩雜なるを以て之が改善を行ひ更に試験を重ねむとす。

改良濾試験 島産石材を以て改良濾を設置し、従来の土濾と比較し燃料、能率其他に關する試験施行中にして成績頗る良好なり。

人工乾燥試験 冬季間に於て椋露、閉扉等の人工乾燥を行ひ、製品の速成、品質向上等に就き研究したる結果所期の目的を達したるも、尙進んで經濟上に關する試験を重ねつつあり。

魚粕防腐試験 函館市三井工業部發賣ミタカ劑に付試験を行ひたるに、良好なる成績を得たるを以て一般當業者に紹介せし結果野田、廣島兩漁業組合地域内に於て春、夏練に之を利用し効果を擧げつつあり。

分析試験 當業者の出願に係る水産物製造に附隨したる各種の分析、鑑定を行ひ、之が結果を一般に公表して參考に供し居れり。

食品製造試験 其の主なるものを示せば左の如し。

- 一、鯀 鹽藏品、粕漬、三五八漬、錦漬、酢漬、燻製、自欠及露粕漬、磯干島、栗漬、魚團、富貴鯀
- 一、鯀 鹽漬、味淋漬及御所漬、温燻、身欠味付等
- 一、鯀 鹽藏、燻製、削節、各種鹽詰等
- 一、鮭 鹽藏、燻製、栗漬、燻製、粕漬、水蒸及味付鹽詰、孵化場親魚利用等
- 一、鰯 鹽藏、凍乾及素乾、凍乾品、福多良、栗漬、紅葉漬、燻製、多加良揚、鱈卵大和煮鹽詰、蕙菜、梅鱈等
- 一、蟹 鹽詰肉膏斑防止、鹽詰肉配合變更、鹽詰肉蒸斑防止、味付乾、佃煮、鹽藏品、酢漬、鹽味噌、

水産業

水産業

鹽あられ、粕漬等

一、海栗、鹽雲丹、彌雲丹、木の華雲丹、罐詰等

一、鮭鱒卵、鹽蔵、粕漬、イクラ、改良筋子等

一、魚介藻類、水下魚利用加工品各種、つぶ味付、岩海苔佃煮、昆布佃煮、いか味付、北寄貝罐詰、鱈水

煮及味付罐詰、フシコ味付、仔鯨各種罐詰、たこ酢漬及粕漬等

以上各種食品製造試験の結果成績良好なるものは之を當業者に奨励指導したる結果近時一般に水産物加工事業に着手する者漸次多きを加へ、罐製事業を開始せるもの四を算し、雲丹製造業に従事するもの海馬島及四海岸の一部に於て既に十指を屈するに至れり、鯨粕漬は大量生産に適するを以て有望視せられしが計畫中のものあり。罐詰類にては鮭の水煮、味付鮭、魚圓の油漬品、仔鯨味付等は原料豊富にして比較的安値なるを以て支那、臺灣向として可能性を有し、尙凍鱈及水下魚凍乾製品は本島特産品なるを以て之が製造法の研究及販路調査に努めつゝあり、岩海苔及昆布佃煮の需要は漸次増加の傾向を呈し居れるを以て此の機を利用し、製品の聲價向上を圖り居れり。尙アサギ貝、白魚、公魚、フシコ等の加工試験、製品の營養價值増進、生産費

の軽減、販路の擴張等に最善の努力を爲しつつあり。

第三項 水産養殖

鯨調査 本調査は大正十年度より繼續施行し、主として春鯨の形態及生態に就き生物學的調査を爲し、形態調査の結果 (一) 四海岸沿岸に於ては年齢滿五年生にして脊椎骨數五十三個を有するもの多く、海馬島及安別近海にては年齢滿十一年乃至十三年生にして脊椎骨數五十五個のもの饒産し。(二) 亞麻灣内圍留以東の沿岸に於ては年齢滿五、六年生にして脊椎骨數五十三個のもの多く、兩龍沿岸にては年齢滿三年生脊椎骨數五十二個を有するもの多數を占め、能登呂近海にては年齢滿十一年脊椎骨數五十四、五個を有するものも來遊す。(三) 來遊期節に依り鯨の型に相異點あるの事實を確めしも東海岸産に就ては後日の調査研究を要す。又生態調査の結果は (一) 沖合遼游の場合と沿岸に襲來する場合は遼游適温範圍を異にし、(二) 沖合遼游の場合には概ね未熟なるも沿岸に襲來するものは然らず。(三) 沿岸に襲來する場合は其の海水産藻類中キートセラス、タラシオシイラア等の多量に發生せるにより混濁せし時最も適當なり。

蟹抱卵飼育孵化試験 本試験はタラシオシイラア等の多量に發生せるにより混濁せし時最も適當なり。

水産業

年度迄に列明せる事實次の如し。(一) 仔蟹は孵化後水温攝氏四度より零下八分までの間に於ては二十三日間、四度八分乃至九度に於ては九日間飼育し得たり。(二) 孵化後塩分三三・〇乃至三四・五％に於ては二十三日間、三三・〇乃至三三・〇六％に於ては十三日間、三一・〇乃至三三・〇二％に於ては九日間生存せり。(三) 水温攝氏四度より零下八分に至る間に塩分三一・〇乃至三四・五％に於ては仔蟹の發育良好にして十四日目に脱皮し二十日後に於てメタゾエ型に似たる状態を呈せるも、其の場合に於ては脱皮することなく發育不良にしてゾエ期を脱せずして死せり。(四) 發眠前の卵を飼育するも發眠に至らずして死に至れり。(五) 仔蟹孵出後蟹肉、蟹肉、昆布、鰹卵黄味を乾燥粉末となし飼料と成して投入せるに、蟹肉粉末の場合には參集捕食し、昆布粉末の場合には參集するも之を食するの状なく散去し、鰹卵黄味粉末の場合には投入するや相争ふて群來捕食し粉末沈下するに隨ひ沈降するもの、如し。

海洋調査 本島近海の海洋状態を顯明ならしむる爲め鶴城、久春内、樂崎、海馬島、四龍登呂、長濱、元泊、數寄等に定地観測點を設け、自四月至十一月間或は周年観測をなし以て各月に於ける海洋の變化を調査すると共に、自三月至十一月間各月樂崎正西一哩點を基點とし西方二十一哩線上二哩毎に横斷観測をなし夏

季本島近海全般に亘る大規模観測を実施し、且つ標識海流場を放流し表層流の概要を調査せし。(一) 本島近海を環流する海流に對馬、靛魁、オホツクの三海流存在し。(二) 對馬海流は北海道西海岸を洗ひつゝ北進し來り其の大部は本島西海岸に沿ふて北上するも、宗谷海峡を横斷するに際し分流を出し海峡深く浸入し、其の大部は北海道北見沿岸に沿ふて南下千島列島に至り諸島の海峡を通過して千島海流と合し再び南下するもの、如く、分流の一部は亞庭灣に入りオホツク海流の分派と合し灣内を時計針の逆轉方向と反對方向に流れ去り、他の一派は中知床岬を廻りて北知床岬方面に北上して海約島近海に於てオホツク海流の南下に相遇し之がため多來加灣内に侵入せらるゝが如し(北知床岬以北にまで其の一部北上するものならんも未調査に付き斷定し得ず)。(三) 靛魁海流は本島西海岸を北上せる對馬海流が間宮海峡に至り冷却し且つアムール河水を混入して沿海州側を南下するものにして、常に靛魁海流に於ける對馬海流を深層より壓迫しつゝあり(本島西海岸沿岸を南下する寒冷水は靛魁海流と關係あるもの、如きも未調査に付き斷定し得ず)。(四) オホツク海流は源をオホツク海に發し本島の東海を南下し北知床岬を廻り多來加灣に入り沿岸に沿ふて南下するもの、及中知床岬を廻りて亞庭灣に入り沿岸に沿ふ二分派を出し、主部は北海道の知床岬近海に



至りて對馬海流分派の北海道北見沿岸を洗ふものと合し千島列島北側を洗ふものと如し(太平洋より浸入する黒潮の一派と合し北上する分派あるならんも未調査に付き断定し得ず)。(五) 對馬海流は暖流、其の他のものは寒流にして其の勢力の消長は四季により異なる。

鱒・鮭人工孵化事業 大正十一年度留多加川上流達坂に二百萬粒收容の鱒人工孵化場を設置したるが、其の後鱒の湖上急進に減少し所要親魚数は其の十分の一をも得る能はざるに至りしを以て當分之を閉鎖し、大正十三年度新に東海岸幌内川支流保惠川上流に五百萬粒收容の鱒人工孵化場を設置し、翌十四年度に於ては西海岸多爾泊川上流に二百萬粒收容の鱒人工孵化場を設置せしに共に其の成績良好なり。

以上の外本島重要水族たる鮭、鱒、タラハ蟹、昆布等の分布、習性、生活形態等に付き調査し、海洋調査の結果と相俟つて漁況の判断標準に努め、且つ該水族の蕃殖保護に關する方法をも研究しつゝあり。



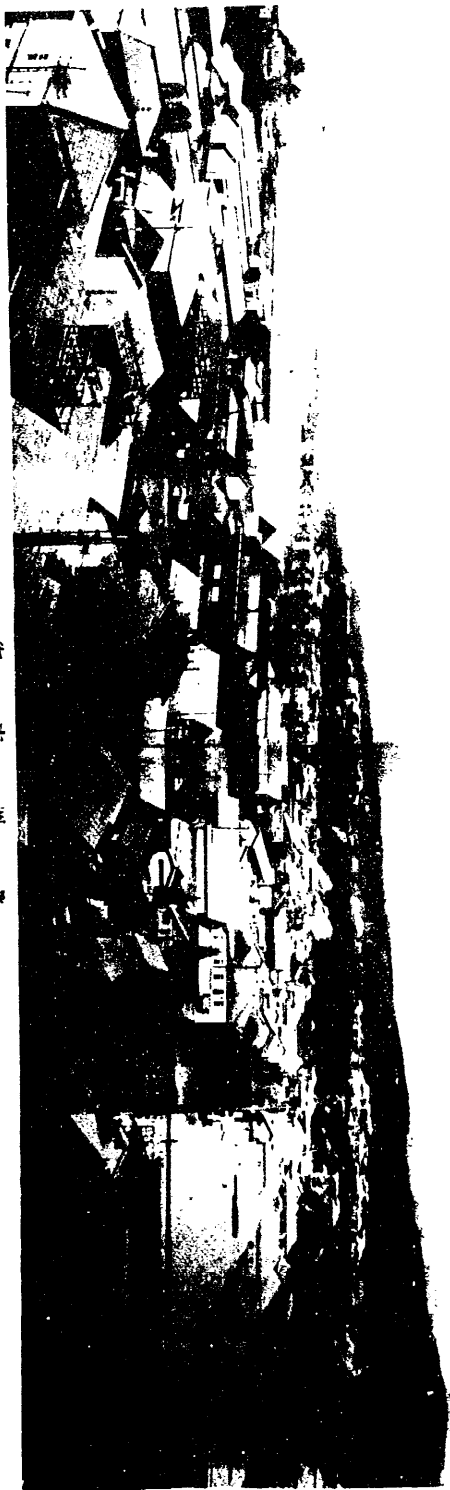
水産業

二四四

至りて對馬海流分派の北海道北見沿岸を流ふものと合し千島列島北側を流ふもの、如し(太平洋より浸入する黒潮の一派と合し北上する分派あるならんも未調査に付き斷定し得ず)。(五) 對馬海流は暖流、其の他のものは寒流にして其の勢力の消長は四季により異なる。

鮭・人工孵化事業 大正十一年度留多加川上流邊坂に二百萬粒收容の鮭人工孵化場を設置したるが、其の後鱒の湖上急進に減少し所要親魚数は其の十分の一をも得る能はざるに至りしを以て當分之を閉鎖し、大正十三年度新に東海岸幌内川支流保惠川上流に五百萬粒收容の鮭人工孵化場を設置し、翌十四年度に於ては西海岸多期泊川上流に二百萬粒收容の鮭人工孵化場を設置せしに共に其の成績良好なり。

以上の外本島重要水族たる鮭、鱒、タラバ蟹、昆布等の分布、習性、生活形態等に付き調査し、海洋調査の結果と相俟つて漁況の判斷豫察に努め、且つ該水族の蕃殖保護に關する方法をも研究しつゝあり。



街市河原

## 第十二章 商工業

### 第一節 商業

明治三十八年本島占領後新領土の通弊として所謂一攫千金を夢想し、浮薄なる商人の渡來する者頗る多かりしが、爾來幾多經濟界の變動は斯かる不健全分子を驅逐し着實なる商人は漸く其の基礎を確立し、拓殖の進展人口の増加に伴ひ漸次堅實なる發展をなしつゝ、ありしが、明治四十二年三月大泊港開港せられ外國貿易を行ふに至りてより面目頓に一新し、次で大正十一年二月真岡港の開港を見、尙港灣の築港、鐵道の開通、道路の新設等に伴ひ愈々繁盛の氣運に赴きつゝあり。

豊原町は鐵道本線及豊真線の分岐點に當り交通の中心として將來の發展を期し、大泊町は本島の支脚、物資の吞吐港として益々發展し、真岡町は西海岸に於ける商取引の中心地たるのみならず、大泊と共に本島に於ける物資の二大集散地にして市況頗る殷盛なり。

商工業

二四六

其の他、四海岸に在りては本斗、野田、泊居、基須取、東海岸に在りては、落合、榮濱、元泊、知取、敷香等あり。夫々特殊の使命を有し、内部の開拓交通の普及と相俟て漸次發展しつつあり。  
 會社。會社設立の状況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近年各種工業を目的とする大會社の設立せられるもの多きを加ふる傾向を示せり。

標本に本店を有する會社

(昭和元年末現在)

種別	會社數	資本金	拂込金
株式會社	六	七五,〇〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇,〇〇〇
株式合資會社	一	七五,〇〇〇	一八,七五〇
合資會社	七	一三九,〇〇〇	一三九,〇〇〇
合名會社	二	一五八,〇〇〇	一四八,〇〇〇
計	三三	七七,九七〇,〇〇〇	五七,九七〇,〇〇〇

標本外に本店を有する會社

(昭和元年末現在)

種別	會社數	資本金	拂込金
株式會社	七	二七,〇〇〇,〇〇〇	二七,〇〇〇,〇〇〇
株式合資會社	一	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
合資會社	一	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
合名會社	九	二〇八,三六〇,〇〇〇	二〇八,三六〇,〇〇〇
計	一八	二八五,三六〇,〇〇〇	二八五,三六〇,〇〇〇

物價。戦後各種企業の興隆に伴ふ労働者の増加、農村好況に伴ふ購買力の増進等相俟て、物價は漸次強調を辿りしも現在に於ては殆んど内地の其れと大差なし。  
 左に昭和元年八月の重要物價を表示せん。

豊原市場重要物價 (昭和元年八月現在)

商工業

二四七

石	鷄	牛	鷄	豚	牛	酒	茶	和	和
油	卵	乳	肉	肉	肉	內島地	產	赤砂	白砂
一	十	一	同	同	百	同	一	同	一
升	個	合			匁	升			升
0.20	1.00	0.80	1.70	0.70	0.20	2.80	1.00	0.30	0.20
板	板	板	板	板	紙	紙	油	炭	炭
六分	四分	九分	角	濃	濃	濃	濃	濃	濃
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	坪		石		帖	升	匁	匁	匁
2.20	1.80	3.20	2.50	0.12	0.25	1.80	2.70	0.80	0.10

酢	醬	味	醬	小	小	大	蒸	精	精
				麥	麥	豆	豆	麥	麥
同	一	同	同	百	同	同	同	同	一
升				匁					升
0.20	1.10	0.30	0.20	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
綿	晒	昆	錦	連	連	身	澤	梅	鯉
木						欠	庵		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	百
反						匁			匁
12.00	0.25	1.20	0.00	1.00	1.00	1.00	0.10	0.10	1.00

商工業

二五〇

● 大正五年以後歐洲大戰の進展に伴ひ財界は未曾有の活況を呈し、各種企業の物價は勞銀の昂騰を促し其の著しきを觀たるが大正九年三月の世界の變動を一轉機として内地事業界は萎微し勞銀亦低落の歩調を辿るに至りしも樺太に於ては内地と反對歩調をとり年々昂騰を示しつつあり。

各種勞賃賃銀表

(昭和元年八月)

職業別	給別	豊原	大泊	本斗	真岡	泊居	元泊	數香
大工	日給無	四、五〇〇	四、〇〇〇	四、五〇〇	四、一〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	一
左官	同	四、八〇〇	四、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	六、〇〇〇	一
石工	同	六、〇〇〇	三、〇〇〇	一	五、五〇〇	一	一	一
木挽	同	四、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	一	六、〇〇〇	一
家根	同	四、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	一	七、〇〇〇	一
煉瓦積	同	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	一	一	一

商工業

二五一

毬刺	同	五、五〇〇	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、〇〇〇	一	一	六、〇〇〇
建具屋	同	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一	一	五、〇〇〇
經師	同	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一	一	五、〇〇〇
指物師	同	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一	一	五、〇〇〇
日傭人	同	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一	一	三、〇〇〇
桶屋	同	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一	一	四、〇〇〇
下駄屋	同	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一	一	四、〇〇〇
靴工	同	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一	一	四、〇〇〇
裁縫(洋)	同	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一	一	四、〇〇〇
裁縫(和)	同	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一	一	四、〇〇〇
鍛冶	同	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一	一	四、〇〇〇

商工業

二五二

下	漁		塗		鑄		下
	男	女	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同
20,000	20,000	100,000	4,500	4,500	5,000	5,000	15,000
10,000	10,000	日給付	3,000	3,000	3,500	3,500	10,000
15,000	15,000	3,000	8,000	8,000	5,500	5,500	10,000
10,000	10,000	3,000	20,000	20,000	3,500	3,500	10,000
10,000	10,000	日給付	10,000	10,000	10,000	10,000	15,000
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

第二節 工業

本島は天産物豊富にして水産、林産、農産等の粗原料は無限に而かも助成原料たる石灰亦無盡蔵と稱せらるるも、人口稀薄にして勞働高く金利亦内地に比し五朱方の高率を示し其の發達遅々として進まず、今其の概況を見るに本島に於ける大正十三年各種生産物總額五千七百三十三萬五千六百二十六圓中工産物は二千七百七十萬六千八百三十七圓にして其の五割強を占め、之を六年前の大正七年の實數生産總額三千七百五十六萬

九千三百六十六圓中工産物一千七百九十八萬七千八百四十二圓に對比すれば相當の成績を擧げたるものと云はざるべからず、然れども斯の如き無盡の原料と助成原料を有する我が樺太に於て尙進歩發展の遅々たるは畢竟資本と勞力の缺乏に歸せざるべからず、最近我が樺太の資源も漸く一般識者の認むる所となり、資本家の視聽を惹き共に労働者の渡來する者漸次増加し來れるは喜ぶべき現象なり。

我が富有なる天産物を如何に利用すべきに就ては領有の初期に於て夫々斯道の專家を招聘して調査研究を爲したるが、明治四十三年臨に臨時工業調査所を設くると共に大泊に附屬工場を設置し主として林木の利用に關し松脂よりテレホン油製造、樟腦製造、木材乾燥、制管製造及バルプ製造等の試験研究を爲し、一方明治四十四年に豊原に乾餾工場を設け潤滑油材を乾餾して醋酸、石灰、木精及木タールを製造して之を移出し、其の副産物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外練鐵工場を起して其の需要に充つる計畫の下に著業し、次で大正六年工場を大倉組に拂下げて之を經營せしめたるが大正八、九年の經濟界の變動に依り化學製品下落し、爲に工場の維持困難となり大正十年以降一時閉鎖するの止むなきに至れり。針葉樹の利用は建築材、鐵道用材の外製紙原料たるバルプ製造用に充つるを以て策の得たるものと、之を獎勵したる結果遂に

商工業

二五三

今日の盛大を致せり。

又一方臨時産業調査所を設け本島産業の獨立を得せしむべく調査研究を重ね、直接に或は間接に其の助成に努めたる結果漸次發達し遂に今日の進境を開けり、尙將來資本並に勞力の移入と相俟つて益々堅實なる發展を爲すべし。

一、パルプ

林木は樺太に於ける重要産物にして、其の利用方法の如何は直に樺太に於ける産業の盛衰に關係するを以て、夫々専門家及學者に依頼して調査研究の結果、針葉樹の利用に關しトド松、エン松は其の一部を建築其の他の用材に供する外製紙原料たるパルプ製造に利用するを最も能の得たるものとなし、諸般の事情を斟酌して工場設置箇所を採定し之が獎勵に努めたり。

當時我が國に於けるパルプ事業甚だ不振にして、且つ樺太の事情の未だ一般に知悉せられず、加之勞力の缺乏、冬季採集の不安等に脅威せられ、有利なる條件、特別の保護も企業者の意を惹くに至らざりしが、漸次具體的調査の進むに従ひ冬季採集可能にして、勞力の供給亦其の方途立ちたるを以て、大正二年始めて大



(獨工原沼社株式會社(大正)工場) 工場



泊に王子製紙株式会社の工場創設せられ、次で泊居に樺太工業株式会社工場の設置を見、何れも大正三年より操業を開始し漸次好況に向ひたりしが、時恰も歐洲大戰に際會しパルプの輸入杜絶せるのみならず却つて逆輸出の状態を示すに至りし爲茲に形勢一變し、工場増設の氣運を醸成してより次第に發展し、現在八工場あり、製産年額十一萬餘噸に達し本邦需要の大半を供給しつつあり。既設工場の基礎漸く強固を加へ將來倍々堅實なる發展を爲すべし。

## 二、醸造業

邦領後移住者の増加に伴ひ酒類の醸造を企圖するものありしも、氣候の變化及設備等大に内地と異なり好結果を得る能はざりしが、鋭意研究の結果遂に今日の成功を収むることを得たり。  
新なる植民地に加ふるに沓寒の地なるを以て、酒精飲料の需要比較而多く生産量亦逐年増加し、現場醸造業者四十六、醸造酒精三萬餘石、焼酎六百石、酒精及酒精含有飲料一千石等にして、尙年を逐うて隆盛に向ひつつあり。而して斯業の發達に伴ひ一般の嗜好亦向上し、啤酒の如き劣等酒は漸次減少し大正八年以後は全く其の跡を絶ち、焼酎及酒精含有飲料等比年増加しつつあり。

## 商工業

醬油の醸造は酒類に比し未だ幼稚なるも將來相當發展すべし。

三、鹽詰業

水産工業は領有前既に相當發達せしことを認め得るも微すべき文献なきを遺憾とす。

明治四十一年西海岸樂府に水産試験場を設置し、漁場及漁業方法の調査を爲すの外水産物の製造方法に就き調査研究して範を示し直接に之を獎勵し新業の發展を促せり。

本島に於ける鹽詰業(重に蟹鹽詰)は明治四十二年始めて事業を開始し、爾來銳意努力の結果漸次發達せるが偶々歐洲大戰に際し俄然勃興し、大正六、七年の好況の後を承け大正八年には製造工場百四十五、製産高七萬一千七百二十一兩、二百四十七萬一千六十五圓に達したるが、好況時濫獲に因る蟹回游の減少並に經濟界の變動は兩々相俟ちて新業を沈滞せしめ、整理緊縮の餘儀なき状態に立至らしめたり。従つて大正九年工場の大融合を行ひたる結果工場數三十八、製産額二萬八千五百七十七兩、百四十五萬八千圓に激減し、大正十一年には工場數更に減じて十四となり大正十四年には工場數十六、製産額二萬二千七十二兩、八十八萬二千七百九十七圓、大正十五年には工場數十八、製産額二萬四千五百三十五兩、六十六萬三千四百圓となり。

本島に於ける蟹鹽詰は我が國生産高の約九割を占むる本島の特産品にして主として、米國に輸出せらるるも近時歐洲及南洋方面に販路を開拓しつつあり、從來東京及横濱を中繼として輸出せられ居たりしが、最近北海道より直輸出を爲すもの相當數に達せり。然れども本島よりは未だ直輸出を見るに至らず。

四、製材業

明治三十八年領有後政府に於て露人の遺棄したる亞庭灣沿岸荒栗の木工場を修理し、廳舎及兵舎の建築用材を製材したるを嚆矢とし、漸次發展して大正十三年末現在工場五十六、一箇年の消費原木九十四萬九千石に達せり。是等製品は主として島内の需要に充て島外に移出するは甚だ僅少なり、大正十二年關東地方大震災に際し新業は一時活況を呈したるも豫想は現實を伴はずして、製品濫獲事業不振に陥りたりしが、昨今漸く景氣回復し順調に向ひつつあり。

五、其の他の工業

澱粉製造 農産工業に馬鈴薯を原料とする澱粉製造あり、一時非常の勢を以て發展し大正七年には製造戸數二百八十八、製産金額四萬四千四百四十一圓に達したり。然るに漸次不況となり大正十三年末には製造戸



数は四百七十三に激増せるも製産額は七千二百十五圓に激減し僅かに産業轉に片影を止むるに過ぎざるの狀態なり。之畢竟原料の高價なると海運の關係等に依り北海道品に對抗し得ざるに因る。  
牛酪製造 牛酪製造を奨励し之に補助金を交付し居れり、漸次發展しつつあるも未だ盛なりと稱するの域に達せず。

其の他の各種工業は未だ幼稚にして僅かに島内消費に充當するに過ぎず、要するに本島の工業はバルブ及一部水産製造品を除くの外は何れも之を將來に俟たざるべからず。

### 第三節 外國貿易

本島の貿易港は現在大泊及真岡の二港にして、大泊港は明治四十二年三月、真岡港は大正十一年二月に開港を見たり。貿易先は最初殆ど朝鮮、支那、露領東部亞細亞に限られしが、大正八年以來朝鮮貿易は杜絶し大正十二年より關東州との貿易を見、大正十四年には英國、米國及獨逸等の間に貿易を見るに至り、更に大正十五年には西班牙埃及を加へたり。

本島の貿易は最初朝鮮への鐵道枕木其の他の木材、支那への木材、露領亞細亞への石炭等の輸出及朝鮮より軌條其の他の鐵道用具、露領亞細亞より鱒、鮭等魚類の輸入に始まり、明治四十三年の貿易額輸出十萬六千八百九圓、輸入三十萬七千九百七十九圓、計四十一萬四千七百八十八圓を算したり。爾來漸次減退し大正六年最も不振を極め輸出入合計六萬八千五百九十九圓に過ぎず。然るに翌大正七年より再び漸増し大正九年に至り俄然輸出激増し、翌大正十年には尙増加して輸出八十七萬九千八百二十八圓、輸入四萬四千七百二十五圓、計九十二萬四千五百五十三圓を示したり。越えて大正十一年二月真岡港の開港を見たるも貿易は却て激調を呈し減少せるが大正十四年には著しく輸入増加し、貿易總額百三十六萬圓を超へ實に領有以來の首位を占めたり。大正十五年に於ては前年に比し減少を示せしも尙輸入九十六萬六千九百餘圓に上り稍見るべきものありと雖、輸出に於ては年々減退の趨勢にあり、本年の如きは漁業貿易に於て僅かに二千六百餘圓を算するのみなり。今過去五年間に於ける貿易の消長を示せば左の如し。



商工業

二六〇

區別	大正十一年		大正十二年		大正十三年		大正十四年		昭和元年
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	
露西亞	三、四〇〇	一、八〇〇	四、八〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
樺太	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
沿海	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
天	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
支那	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
關東	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
其他の外國	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
合 計	五、五〇〇	三、〇〇〇	八、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	四、〇〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇	

超 過	輸 入	輸 出
三〇、一九〇	三九、六〇〇	三六、七〇〇
一、二六、七六六	九四、〇〇〇	

本島の貿易は従來輸入不振にして輸出を主とせしが、大正十二年以後其の地位轉倒し輸出甚だ振はざるに反し輸入は頗る増加せり。

輸出貿易は北樺太及沿海州其他東部露領亞細亞を販路とするを以て盛衰は其の地方の經濟狀況に左右せられ、大正九年以後尼港事件に依る北樺太の保障占領に依り同地方への輸出激増せるが、大正十一年同地方の金融逼迫し經濟界不況に陥るや嚴に輸出せる物品も却て逆輸入の情勢を呈し、爾來不振の狀態を持續せり。大正十四年輸入の頗る激増せるは英、米、獨等より製紙機械類其他の輸入ありたるものにして、昭和元年西班牙及埃及との貿易は粗蠶の輸入を見たるに因る。今最近に於ける輸出入品の主なるものを擧ぐれば左の如し。

- 輸出 木材及板、漁網、酒類、食鹽、米及穀、鐵材及鐵製品、醬油、小舟、鮮魚介、打綿絲、繩索、
- 商工業 二六一

商工業

粗提蘆薈及佩衣類、絹織物、車輛及機械類、衣類、農具及工匠具、穀粉及種子、味噌、木竹製品、小麥粉、陶磁器及硝子製品、糧油其の他油脂蠟、石油、木炭、足袋、化學藥及調合品、履物、燗寸、麻網等

輸入 機械類、石炭、燕麥、牛、馬、食鹽、鹽鹼、筋子、米及粳、粟、パイプアー及シダー、陶磁器、酒類、玉蜀黍、小麥粉、農具及工匠具其の他鐵製品、衣類、金地金、魚粕、鳥獸肉魚介蟹罐詰、鐵材、綠豆、學術品及部分品、セルロイド製品等

第四節 商業會議所

本島の主要市街地たる櫻原、大泊及真岡には従前より商業會議所類似の私設團體あり、専ら商工業の向上發展に努め、公設商業會議所の権限に屬する事務を掌理し來り其の効績尠からざりしと雖も、法令に依據せるものあらざるを以て事業遂行上常に不便不利尠からざりき。然るに大正十一年九月に至り商業會議所法を施行せられたるを以て同時に廳令を以て商業會議所法施行規則及商業會議所議員選舉規則を公布したり。



商業會議所

因つて前記三団体は之を解散し、新に商業會議所法に據り正規の手續を経て茲に其の設立を見るに至れり。  
爾來銳意新興地に於ける新業發達の爲め活動しつつあり、今其の概況を擧ぐれば左の如し。

區別	成立年月日	議員		特別議員		別官 議選 員特
		定數	現在	定數	現在	
豊原商業會議所	大正十二年三月二十日	三	三			
大泊商業會議所	大正十一年九月二十八日	三	三			
眞岡商業會議所	大正十二年二月十六日	三	三	六	六	

各商業會議所の經費を擧ぐれば左の如し。

年度	區別	豊原商業會議所		大泊商業會議所		眞岡商業會議所	
		收入	支出	收入	支出	收入	支出

商工業

礦工業

二六四

大正十五年	10,558,500	10,598,500	16,550,000	16,550,000	14,688,500	14,688,500
昭和元年	10,558,500	10,598,500	16,600,000	16,600,000	13,550,000	13,550,000
昭和二年	10,558,500	10,598,500	16,600,000	16,600,000	13,550,000	13,550,000

第五節 度量衡

明治三十八年邦領に歸するや住民の大部分は邊散し、先住民として在留せるは隠昧にして民度極めて低き小數の土人さ極めて僅なる露人さにして、度量衡制度の如きも何等遺跡なく従つて系統を異にする度量衡器を見ざりしは後年之が制度施行上非常に好都合なりき。然るに邦領後比年住民増加し商取引亦漸く繁盛を加へ來りたるが未だ度量衡制度の施行なく之が確立の必要愈々迫れり。依つて大正五年其の準備調査に着手し遂に大正八年九月に至り廳令を以て度量衡規則を公布せられたり。本規則は内地に於ける度量衡制度を漸的に制定せるに依り其の内容内地に於けるさ異なる所なきも、法系を異にする結果實際運用上尙不順影からざるを以て大正十二年遂に度量衡法及其の附屬法令を施行せられ遂に内地と同一制度の下に立つに至れり。

營業免許 度量衡器、計量器の製作は商工大臣の免許を要し、度量衡器、計量器の修置及販賣は樟太廳長官の免許する所なり、昭和元年度末營業者數を示せば左の如し。

製 作	修 置		販 賣		計 量 器 販 賣	
	人員	營業所	人員	營業所	人員	營業所
1	1	1	1	1	1	1
			※三	三九	※三	三九
			※三	三九	※四	三九
					※四	三九

備考 ※を附したるは同年度中に廢業又は免許消滅したるものなり。

檢定 度量衡器の檢定に甲種乙種の二種あり、甲種檢定及計量器の檢定は商工大臣之を行ひ、樟太廳長官は乙種檢定を行ふ外留南工大臣の委任に依る甲種檢定の一部をも行ひ居れり。昭和元年度中に於ける檢定數

礦工業

二六五

甲種五、乙種六九六内不合格乙種一四なり。  
 ●取締 取締には第一種、第二種及度量衡の計量取締等あり、第一種取締とは業務上の取引又は證明の用に供し若し供する爲め所持する度量衡器及計量器の取締を謂ひ、第二種取締とは第一種取締以外の取締を謂ふ。度量衡法施行せられてより未だ四年を経過せるに過ぎざるが、良く周知普及せられ度量衡法の實施に關しては何等支障を生ぜざるのみならず取締も亦頗る順調に行はれ居れり。  
 ●度量衡器及計量器需要高 昭和元年度中管内營業者の販賣せる度量衡器及計量器の數量及金額を示せば左の如し。

金額	數量	區別	度量衡器					人口千に對する需用割合
			平均一箇の小賣價格	計	衡器	量器	度器	
三、七四〇	三、七四〇	度器	〇	〇	〇	〇	三三	
六、一七〇	四、九七〇	量器	四、九七〇	〇	〇	〇	六〇	
三、〇九〇	三、〇九〇	衡器	三、〇九〇	〇	〇	〇	六〇	
四、七八三	四、七八三	計	四、七八三	〇	〇	〇	三三	

計量器

金額	數量	區別	平均一箇の小賣價格					人口千に對する需用割合
			計	乳脂計	生線檢定器	溫度計	浮秤	
三、〇九〇	三、〇九〇	計	三、〇九〇	〇	〇	〇	〇	
六、一七〇	四、九七〇	乳脂計	〇	四、九七〇	〇	〇	〇	
三、〇九〇	三、〇九〇	生線檢定器	〇	〇	三、〇九〇	〇	〇	
三、〇九〇	三、〇九〇	溫度計	〇	〇	〇	三、〇九〇	〇	
三、〇九〇	三、〇九〇	浮秤	〇	〇	〇	〇	三、〇九〇	



### 第十三章 警察

#### 第一節 總 說

##### 第一款 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや其の警察權は樺太占領軍司令官に屬し、最初は所屬憲兵隊其の執行に任じたりしが樺太民政署開設と共に同署に移管せり。  
 明治四十年四月樺太廳設置せらるるや廳に第一部及第二部を置き、第一部に警務課を設けて警察事務を管掌せしむ。又地方に支廳を置き支廳に警務係を設け支廳長に警察權を付與して警察事務を執行せしめたり。  
 明治四十二年五月官制の改正に依り第一部の警察課を獨立せしめ之を第三部とし、部長は事務官を以て之に充てたり。尙第三部に警務長を置き第三部長たる事務官を以て之に充て、警務長は警察事務の執行に關し事急なる場合に於ては支廳長以下を指揮する職權を有せり。

大正二年十二月官制を改正して第三部を警察部と改め警察部長を置き、部長は警察事務の執行に關し事急なる場合に於ては支廳長以下を指揮するの職權を有せり。

大正七年六月官制改正に依り支廳長より警察事務を分離して管内須要の地に警察署及警察分署を設置し、専ら警察及衛生事務の執行に任ぜしむることなれり。

##### 第二款 警察機關の配置

拓殖の進展、事業の勃興に伴ひ逐年人口増加し、且つ住民は内地各府縣よりの移住者なるを以て人情風俗を異にするのみならず、未開地の開拓と共に警察取締を要する區域自然に擴大せられ、加ふるに交通機關の設備完からざるを以て職務執行上困難尠からず。殊に露國と陸を接するを以て國境の警備を要し之が配置に關する苦心亦容易ならず。本島警察官吏の受持人口は昭和元年に於て巡查一人當り七百二十二入にして内地の夫れに比し尠しと雖も、其の受持區域の尠大と交通不便とは之を償ひて餘ありと云ふべし。然れども既に警察制度刷新の初程を過ぎ、機關の配置亦稍や其の緒に就き漸次整備の域に進みつつあるも、尙銳意之が研



究に努め其の改善充實を期し居れり。  
 現在警察部に警務課、保安課、高等警察課及警察官練習所の三課一所を置く。  
 今警察機關及び職員数を擧ぐれば左の如し（昭和二年六月現在）

警察官		警察官		警察官		警察官		警察官		警察官		警察官		警察官		警察官		警察官		警察官	
警察署	警部補	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
三	三	一七	七	七	一	二	三	二	一七	五七	二五九	三五〇									
派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所
三	三	一七	七	七	一	二	三	二	一七	五七	二五九	三五〇									
警務課	保安課	高等警察課	警察官練習所																		
三	三	一七	七	七	一	二	三	二	一七	五七	二五九	三五〇									

第三款 警察官吏の教養

警察官の職務たるや社會百般の事象に對し直接に或は間接に關係し、其の適否は直に民衆に影響する所大なるを以て警察官吏たるものは常に時勢の趨く所を察し、機に望み變に處して胸も過誤なきを期するの智識と覚悟を要す。依つて鋭意其の智識の向上、品性の陶冶を圖り職務執行上遺憾なき様努力せり。

一、警察官練習所

警察部に警察官練習所を設置し警察官練習所に講習科、講習科及特科を置き、警察官吏に必要な學術業務を教授し併せて警察官吏の品性の陶冶、人格の鍛練を圖り居れり。

講習科 新任の巡查を收容し警察官吏として必要な學術技能其他基礎的教養を爲すものにして期間を四箇月とす。

講習科 現職の警察官吏を收容し警察官吏として必須なる一般學術を教養するものにして期間は三箇月なり。

特科 現職の警察官吏を收容し警察官吏に必須なる専門的學術を教養訓練するものにして期間は其の程度之を定む。

二、其の他

内務省警察講習所へ普通講習生として現官現職の警察官吏を派遣するの外、同所に於ける各種特別講習及中央衛生會主催の衛生講習其の他此の種の備しには努めて職員を派遣し、智識の普及向上並に素質の改善に努め居れり。



第二節 行政警察

第一款 保安警察

一、工場

工場は連年其の数を増加しつつありて其の規模の最も大なるはバルブ工場なり。近時労働問題の高唱せらるゝに鑑み従来の取締規則に適當なる改廢を加ふるの必要を認め、研究調査の結果工場法の精神を採り大正十年之を改正したり。工場に於ける労働争議は從來絶無の状態にして健全なる發達をなしつつあり。昭和元年末現在製紙工場九、製材工場六二、鐵工場四八、鑄造工場一五、綿打工場一〇、其の他の工場五一、計一九九にして、之に使用する職工男工四、七三五、女工五六五、計五、三〇〇名なり。

二、原動機

原動機は主としてバルブ工場、製材工場及鑄造工場等に設置せられ、常に技術員をして巡回検査せしめ事故防止に努力せり。昭和元年末現在一五一にして、内五馬力以上のもの六三、五十馬力以上のもの一五、百

馬力以上のもの一五、二百馬力以上のもの一八ありて總動力三五、四〇五馬力なり。

三、労働者

拓殖の進展に伴ひ軌道建設、道路の開鑿、港灣の修築其の他の土木事業並に林業、礦業等の諸事業勃興して各種労働者著しく増加し、加ふるに勞力の不足を補ふ爲め支那人労働者の使用を許可せる状況にして従つて、警察上取締を要するもの及保護を要するもの尠からざるのみならず、使用者、監督者の暴戾にして取締を要するもの無きを保ぜざるを以て、大正十三年労働者使用取締規則を制定し之を取締を勵行しつゝあり。昭和元年末現在職工三、九五八、樵夫一四、六七六、土工一、八一五、坑夫八一三、其の他二、九三〇計二四、一九二名にして尙外に朝鮮人労働者一、二二四名あり。

四、危険物取締

危険物としては火薬類其の主なるものなり。軌道各種事業の勃興に伴ひ火薬類の需要著しく増加せるを以て之を取締を勵行し危害防止せり。昭和元年度に於ける火薬類の消費量は火薬一三、二三七貫、爆薬九、七七八貫、雷管三七三、九九〇發、導火線六五九、二〇二尺なり。



五、建物、火災

本島は冬季寒烈にして火氣を使用すること多く且つ其の期間長きを以つて危険率亦多きを免れず、依つて大正十一年府上制限規則を制定し、昭和二年四月より豊原其の他の市街地に施行したり。其の他の地域に於ても之に準ずることな燃焼すること共に煙筒の取締を嚴重にし、尙ホスターの頒布、火防劇及講演會の開催、消防隊の吹響等警火思想の宣傳普及を圖れり。大正十五年中に於ける火災度数は一〇六、焼失家屋一七二棟、損害一、三四九、〇九三圓、死傷者二九名にして、之が原因はストーブ及煙筒に因るもの最も多く、焚火の不始末、煙草の吸殻、炬燵等之に次ぎ、火氣を多く使用する一月乃至四月に最も多し。

六、林野火災

本島に於ける林木の多くは火に弱く而かも燃焼性に富み、加ふるに開發に伴ふ奥地の人口増加は倍々山火發生の機會を多くせるを以て、各種の方法を講じ其の豫防に努め居れり。

林野火災は建物火災と異なり天候に左右せられ、融雪後地物の乾燥せる五、六月最も多く、原因は煙草の吸殻第一位を占め焚火の不始末、汽車の煤煙等之に次ぎ、豫防方法の主なるものを擧ぐれば左の如し。

- 一、ホスターの配付、消防隊員の映寫並に講演等を爲し警火思想の宣傳普及に努む。
- 二、融雪乾燥期に入ると同時に林野火災取締事務の警察官吏を派し、又國有林野警防委員を囑託し各町村毎に受持區域を定めて巡回せしめ、之が取締を勵行して其の豫防及發見に努めつゝあり。
- 三、汽車の煤煙に關しては火粉の飛散防止其の他の方法を以て災害未然防止の方法を講じ居れり。
- 四、林野火災原因の一として火入の延焼より来るもの少しせざるを以て、林野火入取締規則を制定して之が取締を勵行しつゝあり。

七、消防

消防組の設備に關しては補助金を交付し之が改善發達を圖れり。昭和元年末現在の公設消防組三六、組員五、四四一名にして、物的設備としては自動車ポンプ二、瓦斯筒ポンプ一九、蒸氣ポンプ四、鹿用ポンプ二五あり。

第二款 風俗警察

新興地の繁として動もすれば無節制に陥り、風俗頹廢の虞あるを以て之が取締を嚴重にせり。昭和元年末



現在料理店五八三、藝妓七九一、酌婦一、三三五名。賣康敷業は豊原及真岡の兩地に於て三九、娼妓一九五名なり。

第三款 交通警察

海上 海上交通は近年著しき發達を來せるが、航路の増設船舶の増加に伴ひ事故亦逐次増加の傾向あるを以て、海上衝突預防法、出入船舶届出規則、解船及小廻船の各營業取締規則其他諸規則に依り取締を勵行し事故防遏に努力せり。昭和元年中に於ける海難罹災船舶は汽船八、帆船三、發動機船二九、漁船六、其他一四、計六〇、死者四三、負傷者二、損害一五三、一七〇圓なり。

陸上 概近各種交通機關漸次發達し、殊に自動車は各地に普及し年々著しく其の數を増加しつゝあり従つて事故亦漸次増加の傾向あるを以て、道路取締令、自動車取締令、馬車營業取締規則、自轉車取締規則等に依り之を取締を勵行し以て事故防止に努め居れり。昭和元年末現在自動車九二、自轉車三、五三一、人力車三七、馬車二、九七六、馬橋三、六五〇、荷車一、〇九四、犬橋五二、馴鹿橋六三あり。

第四款 營業警察

新領土の通弊として領有後一攫千金を夢想して渡來する浮薄なる商人頗る多く、従つて之に伴ふ弊害亦紛からざりしを以て、各種取締規定を制定し之を取締を勵行してより爾來堅實なる發展を爲しつゝあり。昭和元年末現在旅人宿五九八、飲食店八三〇、質屋一六九、古物商五〇五、湯屋一七、聯合馬車二二五、娯業一四八、小廻船營業九六、雇入口入業八三、代書業一四四、遊藝場七九なり。

第三節 司法警察

概近各種事業の勃興と共に人口増加し世態漸く複雑を加ふるに従ひ一般犯罪亦著しく増加の傾向を呈せり依つて警察機關の充實を圖り之が豫防に努むると同時に其の捜査並に檢舉の充實を期し居れり。昭和元年中に於ける主要なる犯罪を擧ぐれば詐欺九五六件、窃盜一、一八二件、横領三八九件、傷害二六八件にして、檢舉歩合は八割の成績を示せり。

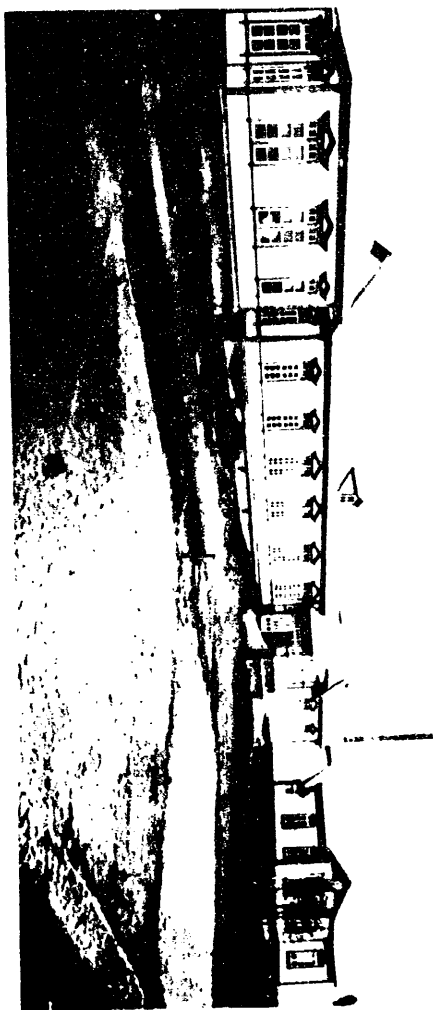


### 第十四章 醫事衛生

#### 第一節 總 說

領有以來衛生設備は漸を趁ふて備り衛生思想亦次第に普及發達し、市街地に於ては稍瘴を強ふるに足るものあり。加之本島には風土病を稱すべきものなく、傳染病の如きも時に少數の發生を見たることあるも部分的にして、殊にコレラ、ペストの如きは未だ曾て發生したることなし。然れども村落にありては衛生施設未だ全からず衛生思想の普及も亦充分ならざるものあるを以て、衛生思想の喚起を計ると共に施設の改善を要するもの夥からず。軌近拓殖の進展に伴ひ交通機關の發達及人口の増加著しく、従つて交通亦頻繁を加へ各種病菌傳播の機會多きを以て、衛生思想の普及、施設の完備を計れり。

醫藥機關は醫師一三九 齒科醫師四二 藥劑師二三 藥尾二三あり。人口の比率より見れば内地及各殖民地に比し寧ろ優れる類ありと雖も、本島は人口に比し面積廣汎にして寧ろ過少の體あるを以て尙之が充實の



院 醫 原 藥 總 大 神

計畫中なり。而して病源傳播上最も注意を要する飲食物及接客營業に關しては嚴重取締を勵行すると共に之を指導し、自發的有害豫防に努めつつあり。

衛生營業者 (昭和元年末)

市場	理髮業	飲料水	氷雪營業	牛乳搾取	屠場	賣肉業	屠獸	屠者	汚物掃除
二	四五	六	一八	三三	七	五〇	九	一九	二六

## 第二節 醫療機關

### 第一款 醫院

明治四十年四月コレラニフ(大泊)に神太醫院を設置し、ウラジミロフカ(豊原)及マウカ(真岡)に其の分院を置き一般患者の診療を開始せるを始めます。同年九月マウカ分院を廢止し、翌明治四十一年四月ウラジミロフカに新醫院を開設せるを始めます。同年九月マウカ分院を廢止し、翌明治四十一年四月ウラジミロフカに新醫院を開設せるを始めます。

衛生營業者

ミロフカ分院を豊原分院と改稱したるが、同年十月樟太臨醫院を豊原に移すと共に大泊を分院とし、尙眞岡分院を復活して同年十一月より診療を開始せり。越へて大正五年四月分院を廢止して豊原の外大泊及眞岡に樟太臨醫院を置き、之が擴張改善を圖り一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めつゝあり。

區別	職			計	分科	病室		外來	入院
	醫長	醫官	醫員			普通	傳染		
豊原醫院	一	三	一	五	內科、外科、婦人科、小兒科、皮膚科、泌尿科、眼科、耳鼻喉科、牙科、齒科、眼科、耳鼻喉科、牙科、齒科	三	一〇	七〇	六〇七
大泊醫院	一	一	一	三	內科、外科、婦人科、小兒科、皮膚科、泌尿科、眼科、耳鼻喉科、牙科、齒科	二	六	三三	七〇七
眞岡醫院	一	一	一	三	內科、外科、婦人科、小兒科、皮膚科、泌尿科、眼科、耳鼻喉科、牙科、齒科	二	六	三三	七〇七

第二款 公 醫

管内樞要の地に開業せる醫師に公醫を命じ、一定の受持區域を指定して一般醫務、傳染病預防、種痘、一般保健事務等を擔任せしめ一定の補助を與ふ。現在五二名あり。

第三款 醫師、齒科醫師其他

本島は土地の廣大なるに比し人口稀薄にして未だ大都市を形成せるものなく、従つて病院の如きも多くは個人經營にして概ね小規模なり。昭和元年末現在醫師、齒科醫師等左表の通にして醫師一名に對する人口割合一・四六四名、齒科醫師一名に對する人口割合四・八四七名なり。

醫師	免許		假免許		產 婆	看護婦	鍼灸術
	免許	假免許	免許	假免許			
六九	七〇	一五	一七	一三	三	六	七





第三節 救療機關

財団法人樟太慈惠院其の他あり、第六章第二節所記のものにして貧困患者の救療を爲す。右の内樟太慈惠院最も整備し資産七五・八五三圓餘を有し、普通病室八室精神病室四室、患者收容定員普通五五名精神病者四名にして、現在收容しつゝあるは町村の委託に依る行旅病人及精神病者並に私人委託の精神病者及貧困者にして外來患者なし、最近の收容人員左の如し。

年次	區別		收容		死亡		人員	
	前年より越	收	容	退	死	亡	年未現在	延
大正十二年	三	三	九	三	三	三	三	九、九四二
大正十三年	三	三	九	三	三	三	三	八、八七七
大正十四年	三	三	九	三	三	三	三	九、七五九
昭和元年	三	三	九	三	三	三	三	九、七五九

第四節 藥品

警察部及各警察官署並に樟太慈惠院に藥品監視員を置き、藥品の取締に任ずるの外醫師藥室、藥局、藥種商及製藥場等に對し年一回以上警察官吏をして一齊に臨檢せしむるを共に時々部分的に巡視し、必要に應じ藥品の分析、試験を行ひ以て之を取締を勵行しつゝあり。現在製藥品目は沃度、沃度加里、鹽化加里、硫酸加里、硝酸加里、クロールナトリウム、肝油、酒精、サアスターゼ、石炭酸水、亞鉛華軟膏及グリセリン等なり。

賣藥製造に就いては樞要地に賣藥検査員を配置し、其の製造及製品を検査監視せり。現在賣業者左の如し。  
藥劑師、藥種商其他

藥劑師	藥局	藥種商	製藥者	賣藥業	賣藥請買	賣藥行商
三三	三三	六	一八	一六	六〇九	五九七

第五節 海港檢疫

海外との交通は従来北樺太及沿海縣との間に於て小船舶の往復頻繁なりしが、北樺太に於ける日本軍撤退後は其の跡を絶ち、沿海縣浦鹽より入港するもの少數あるのみにして、傳染病殊にコレラ、ハストの流行地と目せらるゝ南支那、印度、ヒリッピン諸島方面との航路なく、従つて從來斯種病原の侵入を見たることもなきも、近時滿洲方面諸港よりの入港船舶増加の趨勢にあり、従つて細菌傳播の機會亦多きを以て之を取締に關しては最全を期するの必要あり。海港檢疫に關しては未だ之が法規の制定を見ざるも、是等船舶の入港に際しては醫師、警察官吏立會の上船員船客の健康診断を行ふ外、貨物の陸揚、鼠族の驅除等に監視を嚴にし之が防遏に努めつゝあり。

第六節 檢 徴

娼妓 娼風及風聞に貸座敷の設置あり娼妓には各貸座敷組合の建設に係る保健院に於て毎週一回醫師の健康診断を受けしめ、其の傳染性疾患の輕症患者は保健院に於て治療し、重症患者は樺太廳醫院に入院治療せしめ其の料金を半減す。

娼妓の健康診断は貸座敷所在地に於ては毎月一回以上、其の他の地方に在りては月二回以上指定したる醫師の健康診断書を所轄警察官署に提出せしめ、傳染性疾患者は治療に至る迄就業を停止し、入院治療者には娼妓同様其の料金を半減す。昭和元年中娼妓及藝妓酌婦の健康診断成績左の如し。

娼妓酌婦	受診延		病 者				有 病 率
	人	員	有 毒 病	飲 性 下 痢 其 他 傳 染 病	計		
娼 妓	九,三九五	二	四〇	一五	一八	七五	〇・八%
酌 婦	二七,三五五	一三〇	三三	一七	一八	八七	三・二%
計	三六,〇九〇	一三二	七三	三二	三六	一三二	三・七%

第七節 飲料水及氷

第一款 上 水

現に上水道の設備あるは豊原町及泊居町のみにして真岡町、本斗町、名好村、野田町及大泊町の一部には



簡易水道あるも、其の他の地に於ては一般に井水、泉水又は河水を濾過して飲料に供し居れり。最近各地共人口増増し之が飲料水の供給に關しては相當考慮せられつゝありて大泊町に於ては既に起工し眞岡町に於ても其の人口の増加に鑑み設計を急ぎつゝあれば近く之が實現を見るに至るべし。尙飲料に供する井水に就ては順次水質検査を執行し飲料としての適否を明にして衛生上の不安ならしむべく計畫中なり。

第二款 清涼飲料水

清涼飲料水營業者及之が製造場は豊原町、榮濱町、大泊町、眞岡町及本斗町にあり、其の水質並に製品に對し理化學的試験を行ひ且つ販賣業に就ては賣品の検査を施行して不良品の取締を勵行せり。大正十五年中に於ける製造高はラムネ二三、三〇〇本、サイダー類四四九、一五二本、果實蜜其の他八二、九九二本なり。

第三款 水

本島は冬期寒冷にして四圍の事情は天然水の採取に最も適す。従つて人工製氷場は大正十四年度より大泊に一工場の設置を見たるに過ぎず。天然水は水結前現場の設備及水質検査の結果優良なるものに付許可を與

へ、尙成水検査の上採取せしむ。而して採取後其の融解水の試験表を徴するの外販賣場に就き現品を除去し検査する等品質改善に努めつゝあり。昭和元年中に於ける營業者一八(内一名は人工製氷者)天然水二〇五、一九五貫、人造水二〇、一五〇貫を示し、其の品質良好にして近年内地、北海道等に移出を企てるもの續出するの状況にあり。

第八節 傳染病

法定傳染病 法定傳染病は腸チフスを首位としチフテリア、パラチフス之に亞ぎ、其他赤痢、猩紅熱、流行性腦脊髄膜炎、痘瘡、發疹チフス等の發生に至りては微々たるものにして、コレラ及ペストは曾て其の疫癘を見たることなし。

傳染病に關しては從來臨に於て直接之が豫防及消毒を行ひ、各醫院に傳染病室を設け患者を收容治療するの外一切の事項を處理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に町村制施行せられてより其の一部は之を町村に於て行ふことなれり。然るに人口増加し交通頻繁となるに伴ひ各種病菌の傳播する虞れあるを以て



大正十四年六月廳令を以て傳染病豫防法施行規則及同施行細則を公布し各町村に於ては相續して隔離病舎を設くるの外蠅の驅除、豫防注射其の他の豫防施設を爲し之が防遏に努め居れり。左に最近六年間に於ける發生狀況を表示すべし。

區別	年次	患者	死亡
關チアス	十一年正	三六	一
		一七	一
ガフテリア	十二年正	三〇	一
		一八	一
バラチアス	十三年正	三三	一
		二五	一
關チアス	十四年正	二九	一
		二二	一
ガフテリア	元昭	二九	一
		二二	一
バラチアス	昭和	三三	一
		二五	一

區別	年次	患者	死亡
瘧疾	十一年正	一四	一
		一八	一
赤痢	十二年正	一四	一
		一八	一
流行性腦脊膜炎	十三年正	一四	一
		一八	一
瘧疾	十四年正	一四	一
		一八	一
赤痢	元昭	一四	一
		一八	一
流行性腦脊膜炎	昭和	一四	一
		一八	一

醫事衛生

二九〇

結核 結核患者は比年其の数を増加しつゝあり、最近五年間に於ける患者及死亡左の如し。

年次	區別	呼吸器結核		結核性胸膜炎		肺結核		其他の結核		計	死亡者數	死亡率	一般患者對總死亡者數の比率
		患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡				
大正十一年		一、五八一	一、五三三	六四	六八	三三	三三	三三	三三	三三〇	二、二六六	二、二六六%	二、二六六%
大正十二年		二、二六二	二、〇〇九	三三	三三	六	六	三三	三三	三三〇	二、八八	二、八八%	二、八八%
大正十三年		二、五五一	二、二七六	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三〇	三、三三	三、三三%	三、三三%
大正十四年		二、三九三	二、一四九	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三〇	三、三三	三、三三%	三、三三%
昭和元年		二、九〇二	二、六八	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三〇	三、三三	三、三三%	三、三三%

性病 性病患者は人口増加に伴ひ遞増しつゝあり、最近五年間に於ける患者の数を示せば左の如し。

年次	區別	瘧疾			軟性淋病		合計	人口に對する罹病率
		第一期	第二期	第三期	下疳	淋症		
大正十一年		一、〇三六	一、三三三	六四	一、〇三六	二、七三三	七、〇三六%	
大正十二年		一、七七一	一、八四七	七九	一、五二〇	四、〇三六	一〇、〇三六%	
大正十三年		一、七六六	一、七五	七九	一、四九二	四、〇三六	一〇、〇三六%	
大正十四年		二、三三三	二、三三	七九	一、四九二	五、〇三六	一三、〇三六%	
昭和元年		二、〇三六	二、〇三六	七九	一、四九二	五、〇三六	一三、〇三六%	

瀧河 瀧河は殆ど算するに足らざる少数にして、大正十五年醫務を受けたる患者は四名あり稍々増加の傾向あるも慮ふるに足らず。

其他 其他傳染性疾患者は大正十五年中麻疹九六一名あり、トウホーム六、六一七名、流行性感冒二、

醫事衛生

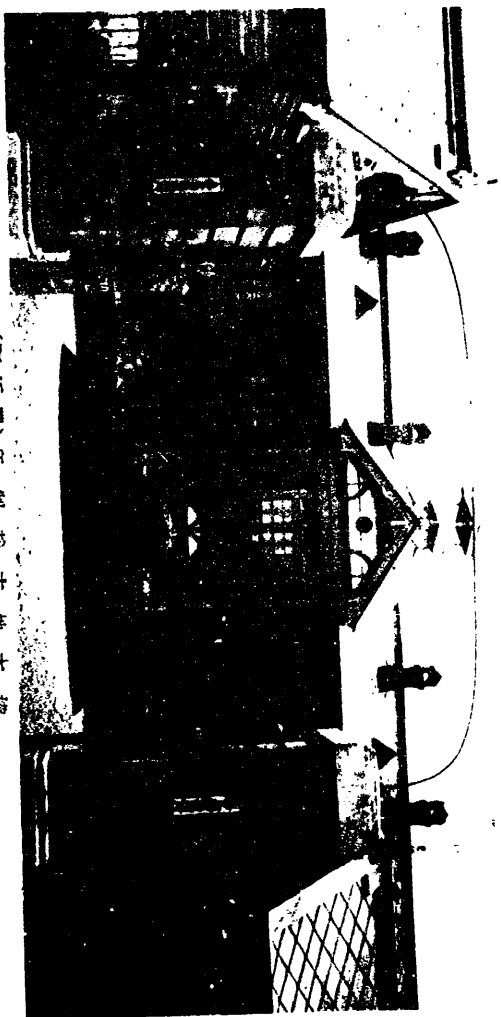
二九一

九四七名を算せり。而して流行性感胃は漸次其の数を減じつゝあるもトラホームは逐年増加の傾向を示せり

### 第九節 汚物掃除

●●● 庶芥 比年人口増加するに伴ひ庶芥の處分に就きては各地に於て種々考慮研究されつゝあるも未だ確實な  
●●● 成果なく、現在郊外に汚物投棄場を指定し之に搬出投棄しつゝあり。搬出は豊原、大泊、直岡の各市街地  
●●● に於ては町に於て之を経營せるも、泊居、落合、留多加及本斗は各汚物掃除營業者ありて之を處分し、野田  
●●● 町に於ては衛生組合の事業として之を處理しつゝあり。

●●● 屎尿及汚泥 各地共附近農民に於て適宜搬出し肥料に供するもの多く、農民に於て消費し得ざる部分は汚  
●●● 物掃除業者に依り郊外汚物投棄場に溜溜し自然乾燥せしめ、又は農家に供給しつゝありて今後之が處分に就  
●●● ては尙充分の研究を要す。



(町風車) 所 列 機 方 地 太 掃

## 第十五章 法制

樺太は各般の状態未だ未開の域を脱せず、曾ては我が領土たりし地なりと雖も、曖昧なる土人の在るあり之を本土と同一に律する能はざる實狀に鑑み、軍政撤廢と同時に明治四十年法律第二十五號を以て特に樺太に施行を要する法律は勅令を以てすることとし、一定の事項に關しては尙之が特例を定め得ることとなれり。爾來右に依り樺太に施行の法律漸を逐ふて増加し、現在全部施行のもの民法外百四十二件一部施行のもの訴訟法外七件に達し、尙明治四十年勅令第九十四號等を以て特例を定め來りたるが、大正九年勅令第二百二十四號を以て之を統一し以て施政の円滑を期せり。

◎樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件（明治四十年法律第二十五號）

法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

條 例

三九四

一 土人ニ關スルコト

二 行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト

三 法律上ノ期間ニ關スルコト

四 裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、訴訟代理人又ハ訴訟承繼人ニ關スルコト

◎樺太施行法律特例

(大正九年勅令第百二十四號)抄

第一條 樺太ニ於ケル土人ノ外ニ關係者ナキ民事ニ關スル事項及土人ノミニ對スル刑事ニ關スル事項ハ從來ノ慣例ニ依ル

前項ニ規定スル事項ニ關スル訴訟手續ハ裁判所ノ便宜ニ從フ

第二條 樺太廳支廳長及稅務、林務、鑛業又ハ水産ニ關スル事務ヲ管掌スル官吏ハ刑事訴訟法第二百四十八條ニ規定スル司法警察官ノ職權ヲ有ス

刑事訴訟法中地方長官ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第三條 民法又ハ商法ニ規定スル登記ヲ爲スヘキ期間ハ之ヲ二倍トス

第四條 民事訴訟法第百六十七條第一項及刑事訴訟法第八十二條ノ場合ニ於テハ海陸路四里毎ニ一日ヲ伸長ス

第五條 裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ辯護士ヲ訴訟承繼人、訴訟代理人又ハ辯護人ニ選定シ又ハ選任スヘキ場合ニ於テハ辯護士ニ非サル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第六條 漁業法第七條ノ規定ハ土人ノ漁業ニ關シテ之ヲ適用セス樺太廳長官ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケルコトヲ得

第二十二條 商業會議所法中農商務大臣及地方長官ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第二十三條 戶籍法ニ規定スル届出又ハ申請ヲ爲スヘキ期間ハ之ヲ二倍トス

第二十四條 國籍法及明治三十一年法律第二十一號中內務大臣ノ職務ハ內閣總理大臣之ヲ行フ



### 第十六章 司法

#### 第一節 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや軍令第二二號を以て民政を布くと共に民政署に於て民事及刑事の審判を行ふこととなり。

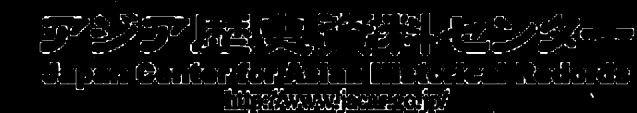
亞て同年十月占領地人民刑罰令(軍令第二十一號)、民事審判條例(軍令第二十二號)及民政署司法委員條例(軍令第二十三號)を制定し、民政署職員中に就き民政長官の任命せる民政署司法委員が民事及刑事の審判(軍令裁判所の制限)を爲すこととなり、其の職務を行ふ所を民政法院と稱せり。然るに明治四十年三月軍政の撤廢せらるゝや司法事務は行政事務と分離し、同年四月より司法省管轄の下に裁判所の設置を見るに至りたり。

#### 第二節 裁判所

明治四十年軍政の撤廢と共に同年法律第二十八號を以て四月一日より豊原に樺太地方裁判所及區裁判所を、真岡に區裁判所を設置せられ、尙勅令第九十四號を以て司法に關する各種法律を樺太に施行せられ、特殊

の事項を除くの外殆ど内地と同一の制度となれり。即ち樺太に於ける裁判所は司法大臣の管轄に屬し裁判所の構成法に依り構成せられ、其の組織に關しては内地に於ける裁判所と同一なり。左に其の概況を記述すべし。

地方裁判所	區裁判所	區裁判所出張所	設置年月日	位 置
樺太地方裁判所	豊原區裁判所	大泊出張所 元泊出張所	明治四十年四月一日 明治四十年四月一日 明治四十年十一月一日 大正十一年十月十六日	豊原郡豊原町 豊原郡豊原町 大泊郡大泊町 元泊郡元泊村
	真岡區裁判所	泊居出張所 輪城出張所	明治四十年四月一日 大正八年七月一日 大正十一年十月十六日	真岡郡真岡町 泊居郡泊居町 輪城郡輪城村



司法

裁判所開設當時に於ては各種事件何れも少数なりしが、拓殖の進展、人口の増加するに従ひ逐年増加を來せり。

民事 領有の初期に於ては事件の内容概ね簡易にして又件數も少かりしが、近時人口の増加に伴ひ人事漸く繁く、事件は逐年増加するに共其の内容亦複雑となり來れり、然れども人事訴訟は極めて少数なり。

刑事 人口の増加に伴ひ刑事事件亦逐年増加し詐欺、軍人服役及召集に関する犯罪最も多く、窃盜、殺傷、横領、漁業及賭博に関する犯罪之に次ぐ。殺傷犯、詐欺、横領及軍人服役に関する犯罪の比較的多きは漁業、林業等に從事する労働者の犯すもの其過半を占むるに因る。

新受理件數 (地方裁判所)

年次	民事				刑事			
	第一審控訴	再審	抗告	其他事件	第一審控訴	再審	抗告	其他事件
大正十一年	二〇九	一五	一	一五	九	六	二五	二七
大正十二年	二〇九	一五	一	一五	九	六	二五	二七

備考 左側數字は民事の部は故障事件、刑事の部は保釋請求なり。  
新受理件數 (區裁判所)

區別	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年
第一審和解	二〇九	二四三	二四三	二〇九
和解	一	一	一	一
督促	一	一	一	一
破産	一	一	一	一
和議	一	一	一	一
公示	一	一	一	一
假差	一	一	一	一
強行	一	一	一	一
執行	一	一	一	一
非訟事件	一	一	一	一
其他事件	一	一	一	一
計	二〇九	二四三	二四三	二〇九
第一審	一	一	一	一
再審	一	一	一	一
抗告	一	一	一	一
其他事件	一	一	一	一
計	一	一	一	一

司法



局別	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年
強姦	一五	二		七	三三
窃盜	二二	三	博	一	一〇
傷害致死	二〇	三	職	二	七
傷害	三	三	職	三	一
放火	三	六	職	三	三
失火	三	六	職	三	三
詐欺	三	六	職	三	三
計	七三	六三	計	二二	三六

犯罪檢舉件数 (一)

局別	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年
件数	一、〇三三	一、五〇三	一、八八七	二、五五九	三、六〇九
人員	一、三三七	一、八八四	二、五五五	三、三三三	四、一四九

局別	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年
樺太地方検事局	一、〇三三	一、五〇三	一、八八七	二、五五九	三、六〇九
豊原区検事局	八四九	一、一三三	一、一三七	一、四六四	一、一五三
真岡区検事局	一、五五五	二、二七二	二、六六五	三、三三三	四、一四九
計	一、五五五	二、二七二	二、六六五	三、三三三	四、一四九

登記事務 登記事件は固有土地の拂下増加に人口増加し取引關係繁々なるに従ひ逐年著しく其の数を増しつゝあり、従つて現在の機關に不足を來し尙出張所三、四箇所増設の必要に迫れり。  
 執達吏事務 従來事件多からざりし爲め未だ執達吏を置くに至らず區裁判所書記に於て其の事務を取扱ひ居れり。然れども近年著しく事件増加せるを以て近く執達吏を置くに至るべし。  
 公證人事務 未だ事件多からざる爲め公證人を置くの時機に至らず區裁判所判事に於て其の事務を取扱ひ居れり。  
 辯護士 領有當時に於ては百般未開の状態にありて辯護士を得ること亦困難なる事情ありしか以て、衆人

同 法

司法

三〇四

の便宜を爲め辯護士にあらざるも特に適當と認めたる者に民事訴訟代理及刑事辯護を認可し來れり、是れ所謂訴訟代理業者にして従來民事訴訟に於ける一機關たり、然るに近年辯護士の登録を受くるもの漸次多きを加へ最早訴訟代理業者を認むるの必要なに至りたるを以て大正十三年七月限り其の業務を差止め、當時繫屬中の事件に限り尙處理し得ることとせり。

戸籍事務 明治四十年樺太廳令を以て居住、移轉、出生及死亡に關する届出規則を制定したるが、大正九年之を廢止して居住者届出規則を制定し、戸口に關する事務は支廳に於て掌理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に樺太町村制施行せられたるを以て之を町村に移管せり。然れども樺太には未だ戸籍法の施行なく、各種手續上の不便は勿論本島開拓の上に及ぼす影響夥からざりしが大正十三年八月遂に國籍法、戸籍法其の他關係法令施行せられて茲に内地樺太は同一法の下に統一せられ、爾來樺太に轉籍するもの相續き大正十三年末に於て既に二、九二六、五六七人を算し、尙逐年増加の趨勢にありて本島開發上裨益する所大なるものあり。昭和元年末現在本籍を有するもの六、五一七、三四、七七九人にして同年中に於ける戸籍に關する届出種類及件數左の如し。

種別	件數		種別	件數	
	本籍人	非本籍人		本籍人	非本籍人
出生	一、四七五	五、九一八	推定家督相續人の廢除	二	一
認知	一〇〇	一五〇	家督相續人の指定	三	一
養子縁組	一九三	一五五	入籍離籍及復籍拒絕	七	一
養子縁離	二四	二七	廢家及絶家	三	二
婚烟	三〇	二七	分家及廢絶家再興	一〇	三
離婚	三〇	六五	氏名族稱の變更及親	七	一
親權後見及保佐	三	八	就籍及轉籍	一三〇	一四〇
隠居	三	六	追完訂正其他	三	一
死亡及失踪	六二	一	合計	二、三六六	二、七三三
家督相續	一〇五	一		四、四七六	六、八五五
				三、九七三	二、七三三

三〇五

司法

第三節 供託事務

大正十一年四月供託法を施行せらるゝと共に供託局官制の公布を見、豊原に獨立せる樺太供託局を置き其  
間に其の出張所を設けて供託事務を取扱ふこととなり、然れども取扱件數並に金額未だ多からず。

第四節 刑務所

明治三十九年一月樺太民政署拘禁所條例(軍令第三十一號)を制定し、樺太守備隊憲兵隊長管理の下に大  
泊に民政署拘禁所を、豊原及真岡に拘禁所支署を置き、民政署司法委員の管掌に屬する未決既決の囚人を收  
容せり。明治四十年軍政の撤廢せらるゝや同年四月豊原に札幌監獄樺太分監を置き、大正十一年十月官制改  
正の結果獨立して樺太刑務所設置せられたるが、大正十三年十二月札幌刑務所樺太支所となり、  
最近に於ける收容人員左の如し。

種別	大正十年		大正十一年		大正十二年		大正十三年		大正十四年		昭和元年	
	前年より越	新入	前年より越	新入	前年より越	新入	前年より越	新入	前年より越	新入	前年より越	新入
受刑者	三三八	三〇一	二八	二六	一九	三三	一〇	一〇	一四	一〇	一五	一五
刑出	三三	三三	二九	三五	一〇	一五	一四	一〇	一五	一〇	一五	一五
刑入	二八	三三	二九	三五	一〇	一五	一四	一〇	一五	一〇	一五	一五
刑出	二七	三三	一九	三七	三	一六	一七	一五	一八	一五	一五	一五
刑入	三三	三三	二	三五	二	一六	一七	一五	一八	一五	一五	一五
刑出	三三	三三	二	三五	二	一六	一七	一五	一八	一五	一五	一五
刑入	三三	三三	二	三五	二	一六	一七	一五	一八	一五	一五	一五
刑出	三三	三三	二	三五	二	一六	一七	一五	一八	一五	一五	一五
刑入	三三	三三	二	三五	二	一六	一七	一五	一八	一五	一五	一五



原上水道水塔

計				勞務留置人員			
前年より越	新入	出	年末現在	前年より越	新入	出	年末現在
1,557	5,447	5,621	3,363	1	8	1	1
2,261	3,205	3,868	1,493	1	7	1	1
1,403	3,523	3,621	1,272	1	2	1	1
1,211	3,700	3,929	1,263	1	8	1	1
1,321	5,300	4,821	3,221	1	0	1	1
3,221	4,451	4,921	2,721	1	3	1	2

法

三〇八

## 第十七章 公共施設

### 第一節 水道

領有當時本島には上水道の施設せるものなきを以て衛生及火防止之が急設の必要を認め、固に於て之が調査研究の結果先づ應急の施設として豊原、大泊、本斗、真岡、野田、泊居及北名好の右市街地に木樋水管式の簡易水道を敷設したり。然るに大正十一年町村制施行せられたる結果水道は町村の事業となれるを以て従來の簡易水道と共に水道に関する事項は全部之を町村に引継ぎたり。然れども右水道は應急の施設なるを以て各地方に於ては改修を爲し或は新規計畫を爲すもの或は又既に完成せるもの等あり、左に其の概況を述ぶべし。

**豊原町水道** 將來の發展を豫想して永久的設計を爲し、工費六十五萬圓(内三十萬圓は樟太廳補助)を投じて大正十二年七月起工翌大正十三年十月竣工せり。

公共施設



公共施設

三一〇

本設計は現在の人口を基礎とし過去の増加率を斟酌して將來の人口を豫想し、二十年後の人口を六萬人に假定し之に基き設計したり。

即ち導水管及配水管の如く將來擴張に巨費を要するものは人口六萬人に對する設計とし、濾過池、配水池及配水管等の如き隨時容易に擴張を施し得るものは差當り人口三萬人に對する設計とし、濾過池、配水池水源地は町の東方玉川にして、從來の簡易水道水源地の上流約十五町の地點に於て河流を堰止め、其の上流左岸に取入口を設け、淨水場は旭ヶ岡北麓の緩傾地に設備し、此處に濾過池及配水池を築造せり。

配水管は内徑四吋乃至十六吋鋼管一萬五千七百九十間を網狀形に布設し、制水弁大小七十三個を付して局部の斷水に便し、専用給水を受くる能はざる者の爲めに供用栓二十九個を設置するに共に十字街の要所には地上式消火栓百八個を配置せり。

泊居町水道 簡易水道の木造を鐵管及混凝土に改むるに共に將來の人口増加を豫想し、工費十萬二千餘圓（内六萬圓は神本廳補助）を投じ大正十一年五月起工大正十三年八月竣功せり。水源地は泊居川の支流川口より約二千間の箇所通稱二十間澤にして夏季萬一の濁水を慮り鐵筋混凝土を以て現河底以上二十呎四吋高の堰堤を築造して貯水池となせり。

本斗町水道 從來の簡易水道を改修し木樋水管を鐵管に替へ、工費二萬三千九百二圓（内六千圓は神本廳補助）を以て大正十四年六月起工同七月竣工せり。

大泊町水道 古牧露助澤地内大泊川支流に水源を採り工費百五十六萬餘圓を投じ昭和二年七月起工同五年完成の豫定なり。

その他 眞岡町は四十二萬餘圓の豫定を以て目下永久的工事計畫中にして、其の他の地に於ても夫々改修の計畫を爲し居れり。

第二節 電氣事業

本島に於ける電氣事業は明治四十三年十一月神本電氣合資會社が、陸軍守備隊の設備せる發電所の貸付を受けて豊原市街一圓に電燈の供給を爲せるを嚆矢とす。次で大泊、眞岡等にも該事業の經營を見たるも當時開拓未だ進まず人口稀薄にして斯業遅々として振はざりき。然るに大正三年大泊にバルブ工場創設せられ工場動力及燈用として自家用の電氣施設物興し其の發電餘力を以て電氣事業の經營を爲す者、或は該工場より受電して供給事業を經營するもの等續出し、昭和元年度末現在の事業者數は供給事業十七、自家用十四を算するに至れり。其の概況左の如し。

公共施設

三一

公共施設

電氣事業一覽（昭和元年度末現在）

種別	供給事業		計	前年度末比 印ハ減（△）	摘要
	自家用	公共			
事業者数	26	1	27	1	
電氣設備固定資本金	2,330,260 キロワット	6,570,750	8,901,010	1,899,250	
發電力					
落成	7,650	26,500	34,150	2,500	
未落成	400	3	403	△758	
需要戸数	18,666	3	18,669	2,966	
需要戸数	7,656	1	7,657	2,966	
電燈					
燈数	32,088	7,655	39,743	14,466	
換算光数					
			306,666	53,399	

電力	電線路		電力	電力	電力
	電線延長	電柱数			
電力	2,330,260	26	2,330,260	2,330,260	2,330,260
電線延長	2,330,260	26	2,330,260	2,330,260	2,330,260
電柱数	2,330,260	26	2,330,260	2,330,260	2,330,260
需要戸数	2,330,260	26	2,330,260	2,330,260	2,330,260
電力	2,330,260	26	2,330,260	2,330,260	2,330,260
電力	2,330,260	26	2,330,260	2,330,260	2,330,260

備考 昭和元年度中許可せるもの供給事業一、自家用一、開業せるもの供給事業一、自家用一、廢業せるもの供給事業一、自家用一

市街別事業概況（供給事業）

公共施設

公共施設

市	町	村	事業	需要戸数	配電区域人口	十燭光換算電燈數	均一燭光數	均一人當燭光數	均一人當電燈料金(十燭光)
豊原			樟太電氣合資會社	三,一九三	三,五〇〇	三,五〇〇	七〇・七	二〇・一	三三〇
大泊			王子製紙株式會社大泊分社	四,八三三	三,五〇〇	四,三〇七	九四・九	一八・〇	二〇〇
眞岡			帝國電燈株式會社眞岡營業所	二,五三三	二,〇〇〇	一,六〇二	七〇・〇	一六・〇	三三〇
小能登			同	六六	三,九三	一,八九	一八・〇	三・七	三三〇
廣地			同	二八	一,〇〇〇	五八	三・〇	五・七	三三〇
留多加			同留多加出張所	三三	三,〇〇〇	三,五二	五〇・〇	一三・〇	三三〇
泊居			樟太工業株式會社	七九	三,〇〇〇	七,〇三	八七・四	一七・七	一〇〇
惠須取			同惠須取工場	七	三,〇〇〇	四,三七	五〇・一	一三・三	一〇〇
本斗			本斗電氣株式會社	七五	三,五〇〇	四,六二	五〇・〇	一三・〇	一〇〇

三一四

町	村	事業	需要戸数	配電区域人口	十燭光換算電燈數	均一燭光數	均一人當燭光數	均一人當電燈料金(十燭光)	
野田(町)		野田町(町營)	七五	四,三〇〇	三,八九	三三・〇	四四・〇	一〇・〇	一三〇
野田(久良志)		野田(町營)	六九	三,〇〇〇	三,一九	三三・〇	四三・〇	九・〇	一三〇
落合		落合電燈株式會社	一五	一,〇〇〇	一,〇〇	七〇・七	一〇・六	一三〇	
久春		合資會社久春内製材所	一四	一,〇〇〇	一,〇〇	七〇・七	一〇・六	一三〇	
榮濱		網入益太郎	七	一,〇〇〇	一,〇〇	七〇・七	一〇・六	一三〇	
川上炭山		三井鐵山株式會社川上鍊業所	七〇	三,五〇〇	三,三	四四・九	八・四	一三〇	
元香		數香電氣株式會社	二六	一,〇〇〇	一,一四	五〇・三	一〇・四	一三〇	
元泊		元泊電燈株式會社	二六	一,〇〇〇	一,一四	五〇・三	一〇・四	一三〇	
小沼(追分、並川を含む)		共同電氣商會	四八	二,〇〇〇	一,七二	四三・〇	一三・五	一三〇	
知取		富士製紙株式會社知取工場	一八	六,〇〇〇	一〇,一九	五〇・八	一五・〇	一三〇	
計			一八六	二,〇〇〇	二,〇〇	三三・〇	一三・五	一三〇	

三一五

公共施設

平均	1.8	4.7	6.4	3.1	1.1
前年度との比較増減(△印は減)					

備考 電燈数には屋外燈を含む。電燈料金は昭和元年末現在のものなり  
 經營者別事業概況(供給事業)

事業種別	事業開始年月	目的	供給區域	原動力及電力	電燈裝置電力	電線長	延長電線長	固定資本
樺太電氣合資會社	明治22年2月	燈、力	樺太町	汽力	2,700	1.2	1.2	5,213,370
王子製紙株式會社	大正2年2月	燈、力	大泊町	自家兼用	2,200	1.2	1.2	3,000,000
太分社	大正2年2月	燈、力	真岡町	自家兼用	2,200	1.2	1.2	3,000,000
帝國電燈株式會社	大正2年2月	燈、力	外二ヶ村	自家兼用	2,200	1.2	1.2	3,000,000
岡營業所	大正2年2月	燈、力	留多加町	自家兼用	2,200	1.2	1.2	3,000,000
同留多加出張所	大正2年2月	燈、力	留多加町	自家兼用	2,200	1.2	1.2	3,000,000
樺太工業株式會社	大正2年2月	燈、力	泊居町	自家兼用	2,200	1.2	1.2	3,000,000

公共施設

事業種別	事業開始年月	目的	供給區域	原動力及電力	電燈裝置電力	電線長	延長電線長	固定資本
同 須取工場	大正4年4月	燈、力	須取町	自家兼用	1,500	1.2	1.2	2,500,000
本斗電氣株式會社	大正9年10月	燈、力	本斗町	自家兼用	1,500	1.2	1.2	2,500,000
野 田 町	大正9年10月	燈、力	野田町	自家兼用	1,500	1.2	1.2	2,500,000
落合電燈株式會社	大正9年10月	燈、力	落合町	自家兼用	1,500	1.2	1.2	2,500,000
合資會社	大正9年10月	燈、力	久春内村	自家兼用	1,500	1.2	1.2	2,500,000
久春内製材所	大正9年10月	燈、力	久春内村	自家兼用	1,500	1.2	1.2	2,500,000
細入益太郎	大正9年10月	燈、力	榮濱村	自家兼用	1,500	1.2	1.2	2,500,000
三井鐵山株式會社	大正9年10月	燈、力	川上炭山	自家兼用	1,500	1.2	1.2	2,500,000
川上鐵業所	大正9年10月	燈、力	川上炭山	自家兼用	1,500	1.2	1.2	2,500,000
敦香電氣株式會社	大正9年10月	燈、力	敦香村	自家兼用	1,500	1.2	1.2	2,500,000
元泊電氣株式會社	大正9年10月	燈、力	元泊村	自家兼用	1,500	1.2	1.2	2,500,000
樺太電氣株式會社	大正9年10月	燈、力	豊北村	自家兼用	1,500	1.2	1.2	2,500,000
富士製紙株式會社	大正9年10月	燈、力	知取町	自家兼用	1,500	1.2	1.2	2,500,000
取工場	大正9年10月	燈、力	知取町	自家兼用	1,500	1.2	1.2	2,500,000
計					1,500	1.2	1.2	2,500,000

備考 目的の欄中燈は電燈、力は電力、原動力の欄中汽は汽力、吸気は吸入瓦斯力なり。

公共施設

種別	施設者	使用開始年月	目的	使用區域	原動力及電力	電燈装置 ワット	電力装置 ワット	電線路 長	電線延長	電気設備 資本金
同	王子製紙株式会社	大正三年	製紙用	事業用地	汽力、電力	三三、〇〇〇	六、〇〇〇	二	八	五二、〇〇〇
同	樟太分社大泊工場	大正二年	製紙用	事業用地	汽力、電力	三三、〇〇〇	六、〇〇〇	二	八	五二、〇〇〇
同	同多加原木捲上	大正二年	製紙用	事業用地	汽力、電力	三三、〇〇〇	六、〇〇〇	二	八	五二、〇〇〇
同	同野田工場	大正二年	製紙用	事業用地	汽力、電力	三三、〇〇〇	六、〇〇〇	二	八	五二、〇〇〇
同	同大工業株式会社	大正二年	製紙用	事業用地	汽力、電力	三三、〇〇〇	六、〇〇〇	二	八	五二、〇〇〇
同	同真岡工場	大正二年	製紙用	事業用地	汽力、電力	三三、〇〇〇	六、〇〇〇	二	八	五二、〇〇〇
同	同蕙須取工場	大正二年	製紙用	事業用地	汽力、電力	三三、〇〇〇	六、〇〇〇	二	八	五二、〇〇〇
計						三三、〇〇〇	六、〇〇〇	二	八	五二、〇〇〇

備考 目的の欄中燈は電燈、力は電力、原動力の欄中汽は汽力、水は水力なり。

公共施設

種別	施設者	使用開始年月	目的	使用區域	原動力及電力	電燈装置 ワット	電力装置 ワット	電線路 長	電線延長	電気設備 資本金
同	富士製紙株式会社	大正三年	製紙用	事業用地	汽力、電力	三三、〇〇〇	六、〇〇〇	二	八	五二、〇〇〇
同	同知取工場	大正三年	製紙用	事業用地	汽力、電力	三三、〇〇〇	六、〇〇〇	二	八	五二、〇〇〇
同	同三井山株式会社	大正三年	製紙用	事業用地	汽力、電力	三三、〇〇〇	六、〇〇〇	二	八	五二、〇〇〇
同	同川上製紙所	大正三年	製紙用	事業用地	汽力、電力	三三、〇〇〇	六、〇〇〇	二	八	五二、〇〇〇
同	同留多加杉浦水工所	大正三年	製紙用	事業用地	汽力、電力	三三、〇〇〇	六、〇〇〇	二	八	五二、〇〇〇
同	同樟太寒天合資会社	大正三年	製紙用	事業用地	汽力、電力	三三、〇〇〇	六、〇〇〇	二	八	五二、〇〇〇
同	同羽母舞産産株式会社	大正三年	製紙用	事業用地	汽力、電力	三三、〇〇〇	六、〇〇〇	二	八	五二、〇〇〇
同	同樟太勲業株式会社	大正三年	製紙用	事業用地	汽力、電力	三三、〇〇〇	六、〇〇〇	二	八	五二、〇〇〇
計						三三、〇〇〇	六、〇〇〇	二	八	五二、〇〇〇

### 第十八章 土 人

#### 第一節 總 說

我が南部樺太に在住する所謂土人はアイヌ、ニクアン、オロツコ、サンゲー及キーリンの五種族を指稱せるものなり。彼等は従順にして民度極めて低く到底社會の競争場裡に互立し得ざるを以て、農業、漁業其他に關し特殊の制度を設けて之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむるを共に農耕を獎勵して自活思想を養ひ、子弟に教育を授けるの外彼等の風習を毀げざる範圍に於て自由に文明の惠澤に浴せしむる等専ら其の保護誘掖に努めつゝあり。然るに彼等の人口は増加せざるのみならず近時却て減少の傾きあり、殊にキーリンは滅亡に瀕しサンゲーの如きは既に其の跡を絶てり。

#### 第二節 種族及戸口

アイヌ族 往昔は廣く樺太全島に亘り居住せしもの就あり。領有當時に於ては南樺太の東西海岸及中央内



(泊瀬多字泊瀬大字大村地(東部開墾)落部「マイア」人土)

濶川の沿岸各地に散在し居たるが、保護上集團せしむる必要を認め大正八年より同十年に至る三箇年間に於て東海岸は富内、白濱、樫保、新間及多來加の五箇所に、西海岸は多岡泊、登百津、智來及小茂白の四箇所に夫々集合せしめたるも、鵜城管内のみは尙依然として散在の状態にあり。同族は他の種族に比し内地人に接する事久しきを以て我が國體の梗概を知り、内地人に對して尊敬の念を有し文化の程度亦比較的進めり。雖も體質は漸次劣弱に赴く嫌あり、其の原因は多々あるべきも要するに物質文明の普及に因る衣食住の激變、移住者増加に伴ひ直接間接に受くる生活上の壓迫、其の他酒精分の過飲、花柳病の傳播等其の主たるもの、如きを以て之等弊害の除去に努め居れり。

ニクブン族 太古に於ける亞細亞人の殘存者にして本島の北部畿内川流域に居住し、先住民たるオロツコ族間に雜居す。近親結婚を嫌ひ他民族と雜居するを以て其の體格漸次優良となり能く困苦に耐ふ。他種族の如く夏期備飯を食ふことなく孜孜として常に冬備準備を怠らず、オロツコ族、キーン族に比し優越の位置を占む。今後其の指導宜しきを得ば相當發展を期し得べし。

オロツコ族 トングース族の一分派にして其の人口アイヌ族に次ぐ。北部畿内川流域に在り馴鹿を飼育す

土 人

土人

三三三

ると共に一、二月は山に入り鹿、貂を獲り、三月より五月には海岸に出で、海豹を捕へ、五月より八月迄は蟹能漁に従ひ、八月の候魚族の遡河するに至れば川を遡り之が漁獲を爲す等一定の居所を定むる事なし。一般に無智樸味且つ怠惰にして、三、四歳にして既に煙草を用ひ五、六歳にして酒に親む者あり、斯くの如くして生活難に迫れば他を恨み、或は同族互に反目するの狀態なり。

キーン族 本種族の現に我が南部樺太に居住するもの僅かに四十二人に過ぎず、其の本島に渡來したるは他種族に比して遙かに遅きが如し。大陸居住中支那文明の感化を受けたる爲めなるか他種族に比し稍文化の度進めり。其の性状亦アイヌ族、ニクアン族の如く沈鬱に陥らず、オロツコの如く卑屈に偏せず、快活にして舉動敏捷、種族的偏見少きも漂泊性に富み轉々居を移す。

サンダー族 我が國に於て往昔山丹人(又は山鞋人)と稱へ、往時貿易の爲め大陸と本島間を往來したるものにして、漸次減少し遂に其の跡を絶つに至れり。其の言語習俗は、ニクアン族、オロツコ族と大同小異なりき。

今各種族の戸数人口を示せば左の如し。

(昭和元年末現在)

種別	ア イ ヌ		ニクアン		オロツコ		キーン		計	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
大原	七	二二							七	二二
斗泊	一	一							一	一
本島	一	一							一	一
眞岡	一〇〇	三三〇							一〇〇	三三〇
泊居	一〇	一八							一〇	一八
元泊	二〇	三〇							二〇	三〇
香泊	三三	五九							三三	五九
計	一四一	四九一	六	一〇	三	三	八	一三	一五八	五〇七

土人

三三三



第三節 風俗習慣 (主としてアイヌ族につき記述す)

第一款 概 説

夏期は河海に於て漁撈に従事し冬期は狩獵又は労働によりて生活の資料を得つゝありしも、中農中漁の方針に依り指導したる結果漸次農耕の方法を取得し、馬鈴薯、菜根の類を栽培して其の成績見るべきものあり一面拓殖の進展に伴ひ各種事業の勃興し、労力の需要増加し來れるを以て、之等労働に従事し漸次獨立自營の域に進みつゝあり、従つて生活状態も不知不識の間に改善せられ時に内地移住農民を凌ぐものありて到底昔日の比にあらず。然れども一般に虚榮に驅られ、金錢を得れば之を酒食に費すにあらざれば不用の物品を購入する等更に貯蓄の念なく、一朝不漁、不作其の他の災厄に遇はんか直に窮境に陥るを常とす。古來彼等の風習として隣保相扶け同病相憐むの情厚く、相互に扶助するの美風あるも一面却て依頼の念を助長したる體みなきを得ず。

第二款 衣食住

衣服 多く草木の皮を以て製したるアツシを用ゆ、アツシはオヒロウ(木の名)又はエラ草(一名カイ草)

の皮を剥ぎて水に濡し、冬期越年中に糸に製して之を織る。禮服には其の優良品を用ひ、靴、裾、袖、背等に刺繡を施し、之を製作するに三年の日子を費す云ふ。婦人の用ひるものは海豹皮、鱒及イトウ(魚の名)の皮にて製し、鳥毛にて裝飾を施す。其の他犬の皮を以て外套、靴引、手袋等の防寒具を作る。現今にては男子は洋服を着用し、女子は内地人に倣ひ帯、羽織等を用ゆ、之れ價格低廉にして且つ欲する儘に求め得るゝを以てなり。

裝飾 身體の裝飾としては男女共に耳環を付け、婦人は一般に上唇に黥をなす。其の他練玉又は青銅貨等を紐に通して頸より胸に懸け、或は眞鍮の輪若くは穴明練を紐に通して帯の如く腰に結むるもあり、頭飾りとして男子は十二三歳の頃滿洲玉、南京玉を以て三角形のものを作り前頭部に掛けたるが今は全く廢れたり。女子は綿布を以て高さ三寸位の環を作り、色糸を以て刺繡をなし種々の玉を付けて冠とす、要は頭髮の亂れを防ぐ爲なり云ふ。

飲食物 主食物は魚類にして其の主なるは鱈及鱒なり。何れも收穫期に之を剥き乾燥して貯藏し冬期の食料とす。夏期は生魚を海水にて煮又は熱き海豹の脂肪にて調理せるものを食す。海豹の脂肪は海豹の油肉



を鍋に入れて煮沸し脂肪の滲出するを掬ひ取り、其の胃袋の洗滌乾燥したるものに容れ貯蔵して隨時使用する。其の他アママス、蝶、カシカ、ウグイ及貝類等を用ひ、副食物としては野生の百合根、キト、トマ、ユヅク及秋冬等を生又は乾燥貯蔵して用ふ。極めて酒を嗜み青年以上にして飲酒せざるものなく、煙草も亦男女共に之を嗜む。

家屋 家屋を建築するには汚穢凶妖の地を避け尤も清淨の地を選ぶ、之を建つるに大小廣狭の別あれど一定の規矩ありて何れも規を一にす。即ち四方に柱を建てて粗雑なる丸太を積上げ、屋根及周囲は樹皮又は草を編みて之を覆ひ、度器なきを以て其の長短を計るに手又は指長を以てし、木樑、藤蓆等にて緊縛するのみ。土間の中央には大なる燵を造り其の上部に煙出架椽光のたみ二、三尺角の天窓を明け、室の兩側には高さ一尺五寸、幅二、三尺の床を設けて寢臺に充て、左側の床の隅には必ず家神を祭る。家財、道具、食料を貯蔵する爲めに倉庫を建つるも、便所は之を設くることなし。

第三款 社會及家族關係

社會關係 各部落に酋長あり絕對支配權を持って部落を統率し、部落内に於ける紛擾犯罪等に關しては總

て自ら之を裁斷して異議を挟むことを容さず、酋長は專制獨裁にして而も世襲の主權者なり。部落相互間の關係は極めて親密にして其の情義の濃かなるは到國內地人の比にあらず、慶弔共に禮節を以てし數十里の遠路寒暑雨霽の厭ひなく互に相往來し、吉凶禍福を別つるの美風尙存す。

家族關係 父又は長兄を以て家長とし、長は幼を憐み幼は長を敬ひ、家内に紛擾の起るが如きことは稀なり。男子は漁業、農業、狩獵等に從事し、女子は蠶絲、炊事、採薪等に從ふ。家督は普通長子之を相續するも事故ある場合には次男、三男等に順次之を讓る（一説に曰く、家長の生存中長男妻を娶らば別居し、二男、三男亦此の如くして家長死去の時同居せる男を後嗣とし、相續者を長男と定むるの掟なし）。

結婚について見るに、往時は子女の父兄間の婚約に依り成年に達するを俟ちて結婚を行ふ所謂許婚なりしも、現今にては双方の合意に依り他より何等干渉することなく、而して別に儀式を行ふことなく當事者の同居を以て結婚したるものと見做すを普通とす。離婚は頗る簡單にして其の數又多し、即ち双方の合意の者は言ふ迄もなく、夫が強て妻を離婚せんとする場合は幾分の物品を與へて親許に歸らしめ、妻より離婚せんとする時は無断にて夫の家を去るのみ。出産の場合は湯を以て生兒を洗ふの外別に醫藥を用ひず、多くは二、

三年後に於て命名す。

又死を語るを甚だしく忌むも死事は決して忽にせず、死者あれば斂葬の具を備へ親族古舊相集り動哭三日に及ぶ、生前の所持品及寶物等は棺に入れて埋葬し、墓標を建つるものあるも多くは之を用ひず。埋葬すれば死者は神となるものと信じ、墓の掃除、墓參等もなすことなし。死者あれば三日目にして爐の灰を新にし、變死者の場合は其の家を燒き又は埃ち、疫病にて死亡せる場合は其の家を捨て、省みず。

第四款 經濟及法律關係

往昔に於ける物資の交易は専ら物々交換に依り有無相通せり。即ちギョヤーク族は數番方面より富内に來り、山丹人はアレキサンドル方面よりマ×イ山道を経て灣内に來り、玉、金具等を提供し、アイ×族は貂類、狐等の皮を提供したるが、亦遠く宗谷海峡を渡りて刀、鐙、障羽織、酒器等と交換したるものあるが如し。貸借契約に關しては何等法的觀念なく、義務は必ず履行すべきものとして證書、抵當等を徴せず、且つ數の觀念に乏しきを以て之に關しては木片に印を付け又は繩に結目を作りて記憶の便に供せり、期間は長きは一

年又は二年にして其の時期は鎌時、鐙時、又は註時等を以て定め、短きは月の盈虧等を以て其の期間となせり。期日に至りて返済を怠るものあれば一應之を督促するも敢て追求せず、萬一是が義務を果さざるものあらば違約者として之を卑下するに止まる。

犯罪は凡て酋長が之を審問し處罰するものにして、多くは財産刑なるも稀には體罰も行へり。財産刑は被告人所有の寶物又は家畜等を沒收して之を相手方に給付するを普通とし、體刑は笞杖、指切、死刑等にして是が執行は被告の尤も親近のものをして行はしめたり。

第五款 娛樂及祭禮

アイ×族の娛樂としては聲樂、音樂、舞踊及遊戯等あり、聲樂としてはユーカラ（酒宴の席などにて歌ふ男女の痴情を語るもの）、ハワケ（祭文の如きもの）、ヤエカタカラ（都々逸の如きもの）、オイナ（音斷）、トイタ（音斷）等あり。

樂器には左の二種及團扇形の大鼓あり、麁香鹿の皮にて作り主に祈禱者が之を使用す。

トンロヨ（三味線に類似し五弦なり）

土 人

三三〇

▲ツキナ(竹を以て作り、口に銜て吹く)

舞踊は我が盆踊の如く八人づゝ一團となりて環状を爲し、中腰を爲りて一足づゝ飛びつゝ手を拍ち、リリ  
ーリリミ叫びながら踊り廻る、多くは熊祭のミキに爲す。

遊戯には綱曳、角力、細飛び、棒飛及輪投げ等あり。

祝祭には内地の如く盆、正月、氏神祭典等稱するものなく、唯漁期の始めに海岸、河岸に木幣を掛け濁酒を  
捧げて豊漁を祈る。最も嚴肅壯麗に行ふものは熊祭にして、其の部落は勿論遠近の部落より若者男女の別な  
く聚り、盛裝して飲み、歌ひ且つ踊り歡樂を盡す。ミキ數日に亘り、青年男女の情事は多く此の際に行はる。

第四節 文 化

第一款 教 育

土人の教育に關しては土人教育所を設くるの外各種施設を爲し、専ら智徳の啓蒙、生活の改善其他指導誘  
掖に努めつゝあり。

土人教育所は明治四十二年始めて東西兩海岸のアイヌ族集居部落に各一箇所を設置し、其の子弟を收容す  
るの外、尙地理的其の他の關係上之を公立小學校に委託して教育せるが、各種の設備未だ充分ならざりしを  
以て、大正十三年四月部落の合併行はるゝと共に、教育所も之を六箇所として其の内容の充實を圖れり、從  
て其の内容は公立小學校と大差なく教科目も小學校と同一なり、現在々學兒童二百餘名、公立小學校に委託  
教授中のもの三箇所三十五名にして、年々十數名乃至三十名の卒業生を出しつゝあり。其の成績を見るに書  
方、圖畫、手工、唱歌等は内地人子弟に比して遜色なきも算術、綴方等は劣れり。卒業者の成績は概して良好に  
して普通々信文其他家庭の用務を辨するは勿論、既に官公署の雇員又は代用教員等に奉職せるものあり、  
現在の土人教育所を擧ぐれば左の如し。

教 育 所	學 級 數	教 員 配 置 數	兒 童 數	所 在 地
白濱土人教育所	二	一	五八	琴濱郡琴濱村大字相濱
落帆土人教育所	一	一	三五	富内郡富内村大字落帆

土 人

三三一

多聞泊土人教育所	四七	真岡郡廣地村大字大種泊
智來土人教育所	二四	泊居郡名寄村大字智來
樫保土人教育所	五	元泊郡元泊村大字樫保
新開土人教育所	二二	敷香郡泊岸村大字新開

社會教育に關しては各部落に青年團、婦人會等を設け、主として教育所教員之が指導に當り、尙夜學會を開き或は講話をなす等其の誘導啓蒙に努め居れり。

第二款 衛生

土人は一般に衛生思想に乏しく、其の衣食住の非衛生的なることは疾病を多からしめ、其の血族結婚と酒類の過飲とは體質を脆弱ならしむ。之れ彼等の容貌の魁偉なるに似ず體質の脆弱なる所以にして、而も病魔に犯さるゝや先づ舊習に依る新購ト占を爲し、草根、木皮、獸骨等を服用し、愈々重態となるに及び始めて

醫藥を求め而して病苦少しく減ずるか若は短期に特効を認り得ざる場合は多く醫藥を疑するを以て、傳染性疾患の如きは其の間に傳染の機會を多からしめ保健全遺憾尠からず。以上の事實に鑑み土人の衛生に關し深甚の注意を拂ひ、部落の衛生的施設の整備を計るゝ共に各部落に公醫を囑託して診察せしめ、各種藥品、器具等を配備して傳染病の預防に備へ、時々衛生に關する講話を催はし又は衛生に關する活動寫眞を映寫して觀覽せしむる等衛生思想の喚起普及を計れり。

第五節 産業

領有前に在りては河海に漁り山野に獵し、天産物によりて衣食したるを以て、一定の産業に従事して將來の策を樹てんとするの念なく複雑を厭ふ風あり。依つて彼等の最も得意とする漁業に就き特殊の方法を授け漁船漁具を貸付して漁業を爲さしめんとするも、唯舊慣を墨守するのみにして更に改良發達を圖らんとせず。農業に就ても土地を貸付し農具並に種子を給與して之が奨励を爲すも、勤勞を厭ひて播種後の中耕除草をなさざるのみならず、甚しきは給與の種子を食用に併し、唯僅に自己の食料を得て満足し居れり。商業の如き

も計数の觀念に乏しく經濟思想なきを以て之を憐むもの極めて稀なり。然れども不斷の指導啓蒙と拓殖の進展、人口の増加に伴ふ周圍の剝奪は漸次覺醒を促しつゝあるものゝ如し。

第六節 救 恤

土人の救恤に關しては特例を設け、其の普遍を圖ると共に諸般の事情を參酌して遺憾なきを期し居れり。即ち漫然金品を興へて依頼心を助長せしむるの弊を避け、老幼を恤み、不具痲疾を憐み、饑寒孤獨を救ひ、六歳以下六十歳以上のものにして自活し得ざるものに對しては救恤米を興へ、罹病者にして治療の資力なきものには醫藥を給し、或は樺太慈惠院に收容施設し、水火災其の他の罹災者には金品を施與する等之が救済に關し遺憾なきを期しつゝあり。

樺太要覽終

昭和貳年拾貳月八日印刷  
昭和貳年拾貳月拾日發行

樺 太 廳

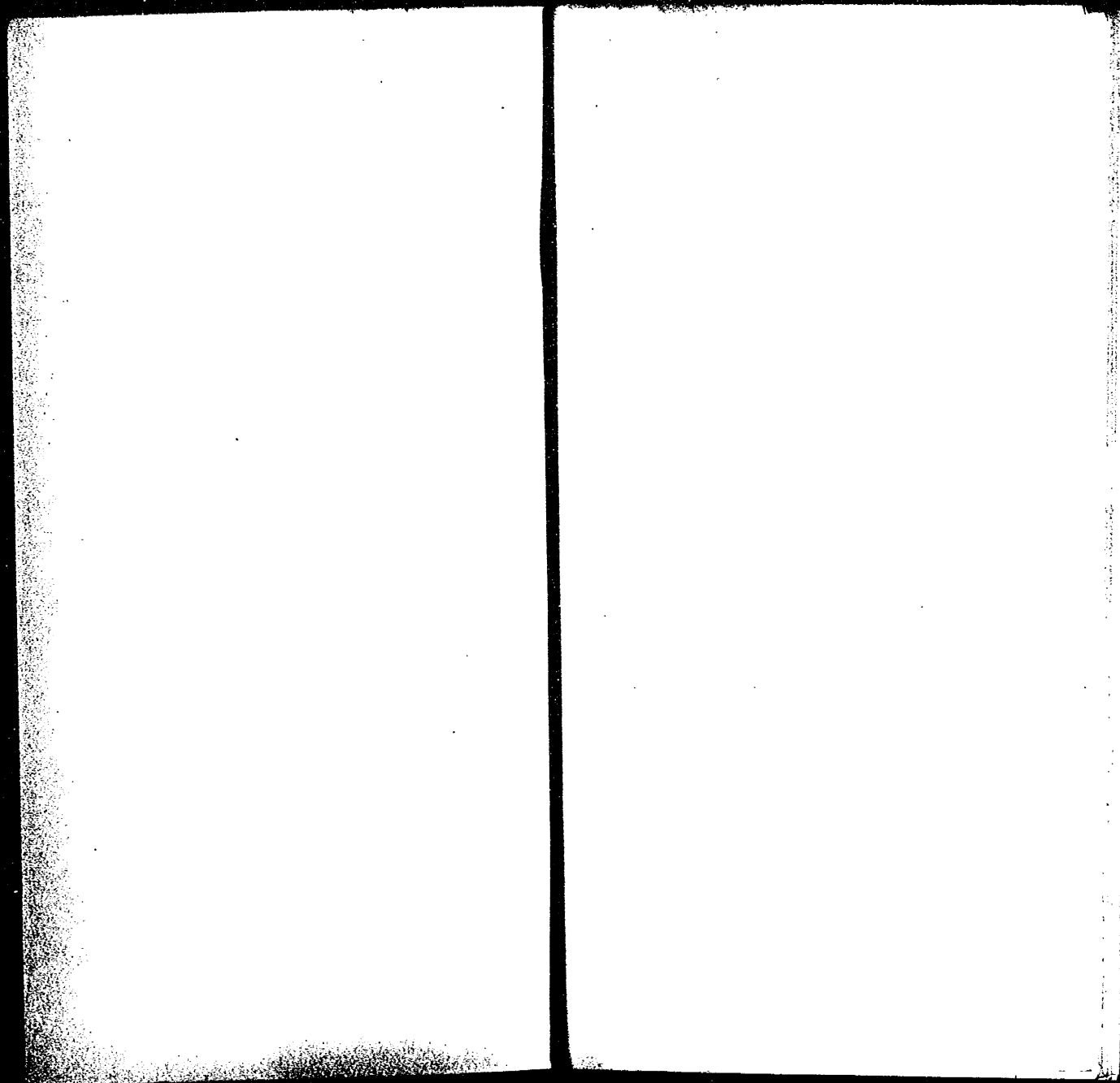
樺太廳政府大廳第二丁目

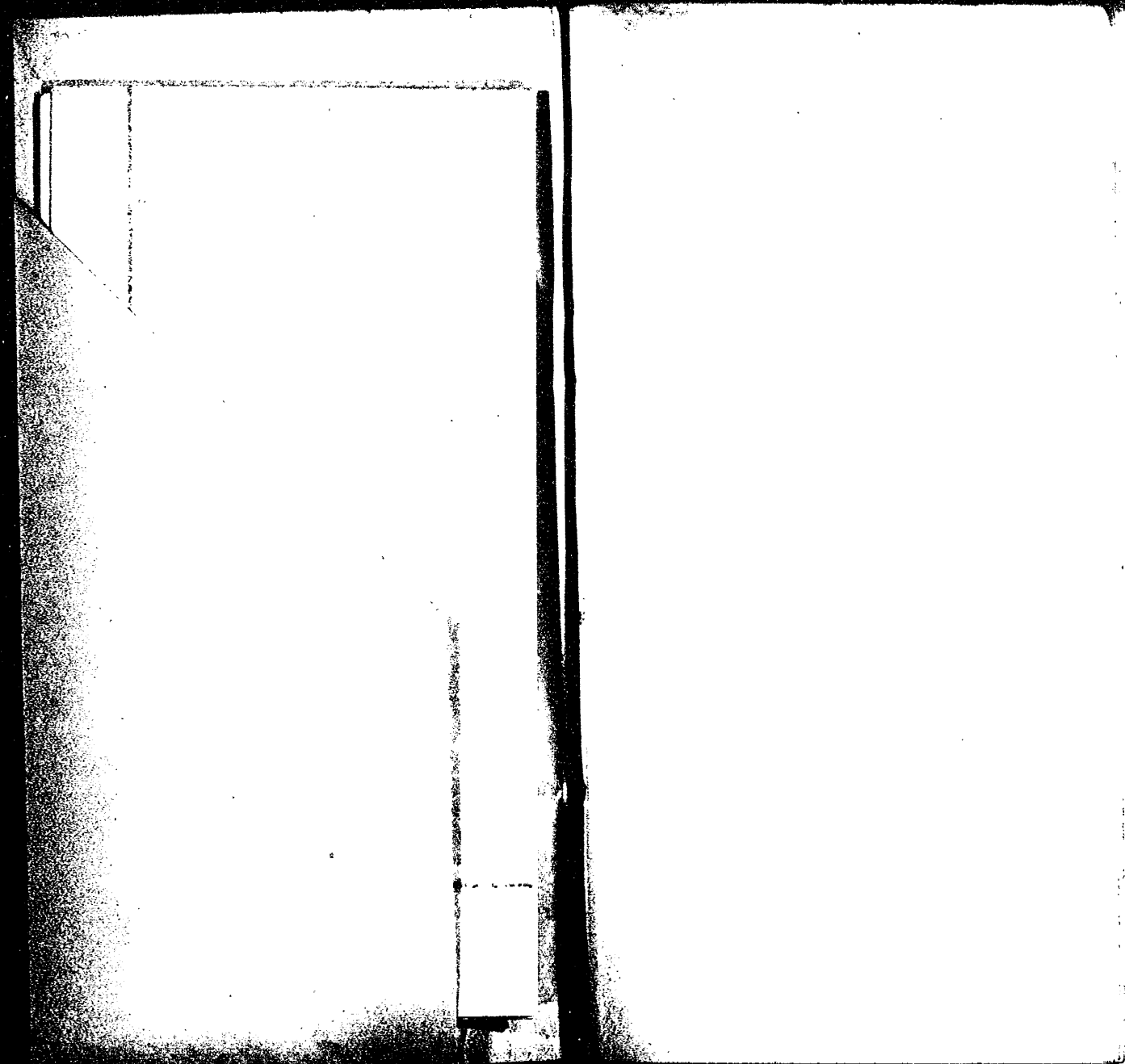
印刷人 岩 船 ナ ミ

樺太廳政府大廳第二丁目

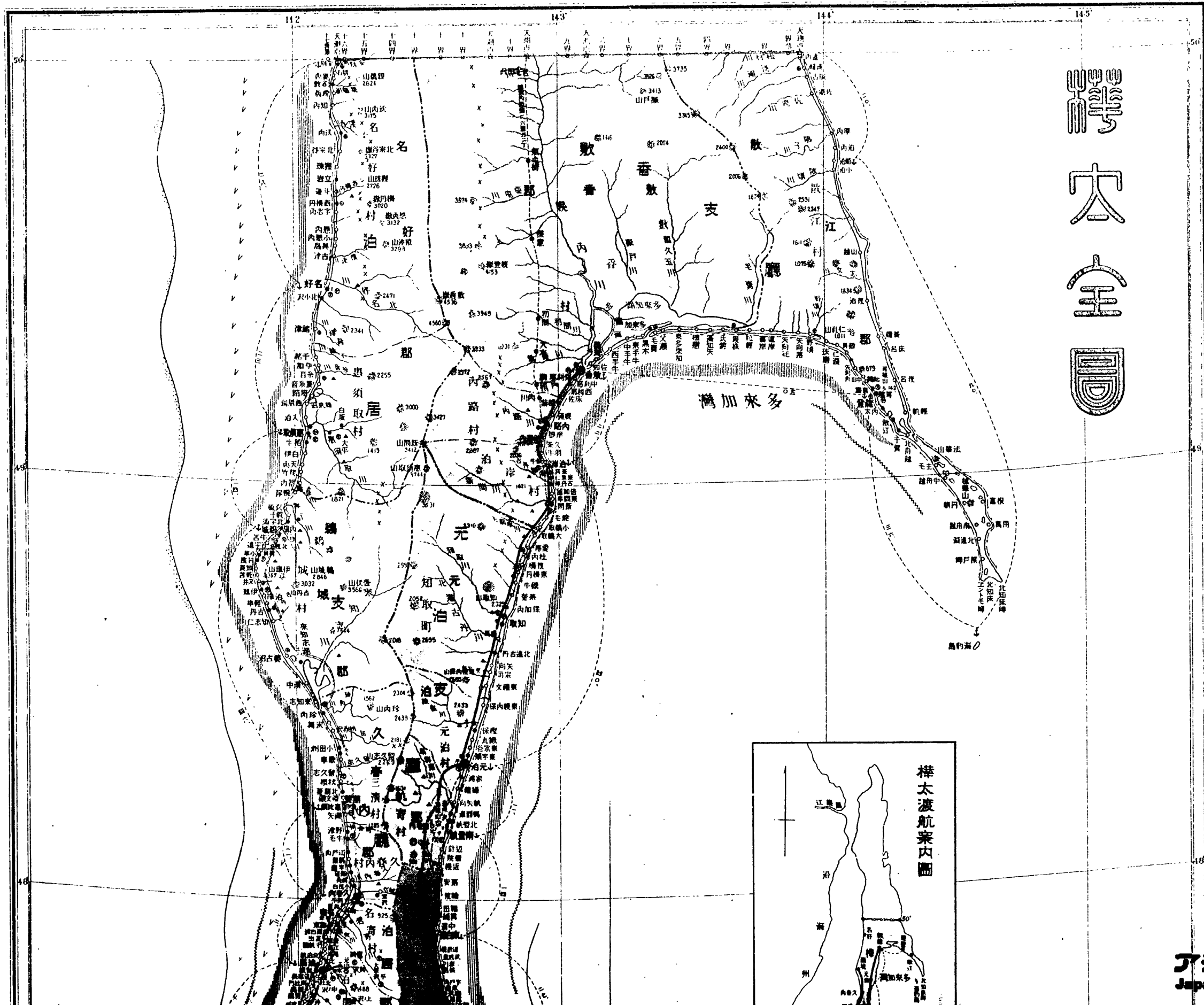
印刷所 澤木商會印刷部

電話一三三番

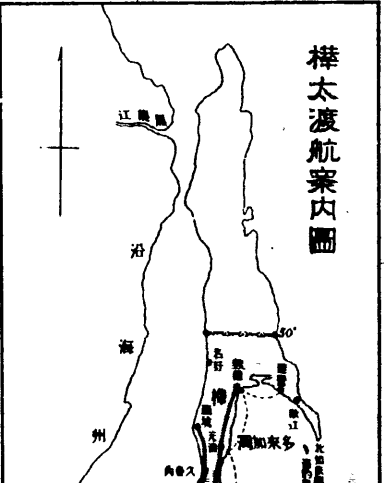


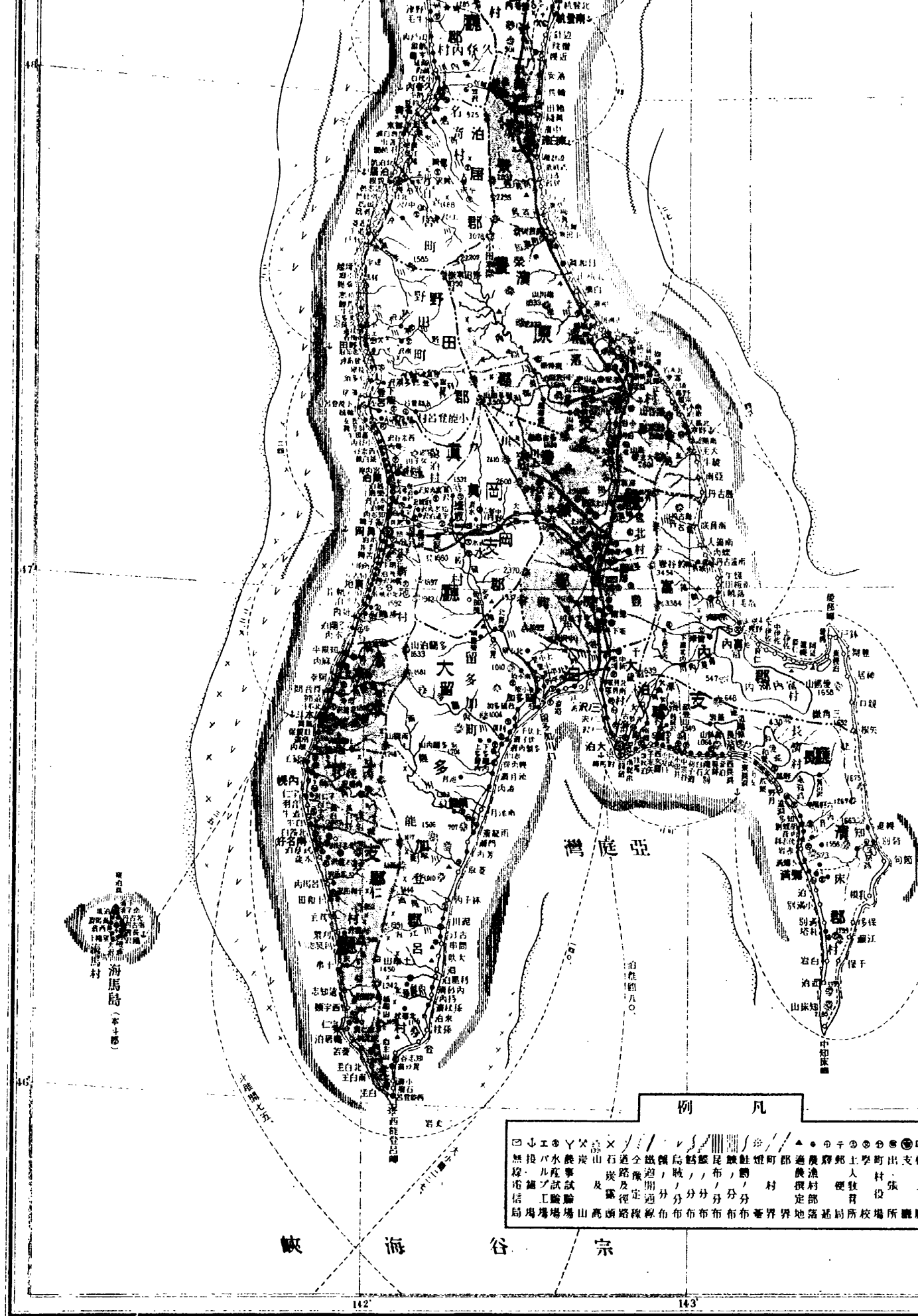
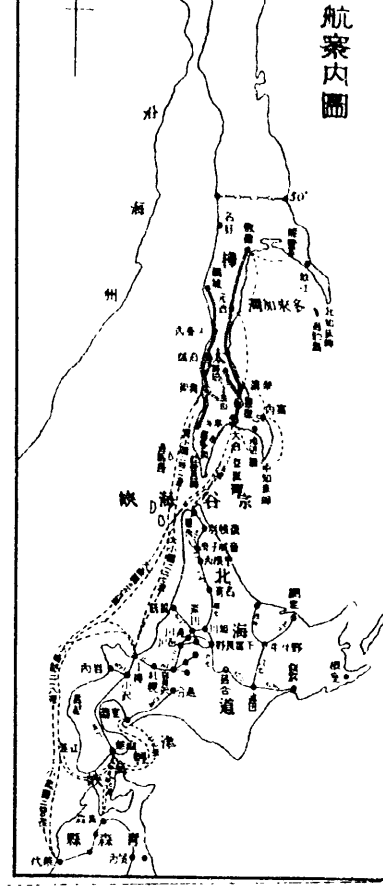






相模湾  
太  
全  
圖





例 凡

○	△	●	◎	□	支	出	支	出	支	出
○	△	●	◎	□	支	出	支	出	支	出
○	△	●	◎	□	支	出	支	出	支	出
○	△	●	◎	□	支	出	支	出	支	出
○	△	●	◎	□	支	出	支	出	支	出
○	△	●	◎	□	支	出	支	出	支	出
○	△	●	◎	□	支	出	支	出	支	出
○	△	●	◎	□	支	出	支	出	支	出
○	△	●	◎	□	支	出	支	出	支	出
○	△	●	◎	□	支	出	支	出	支	出

裏面白紙